



# 「ムラの政治」の戦後史－西宮市生瀬地区を中心に

---

藤室, 玲治

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2008-03-25

(Date of Publication)

2010-07-28

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4293

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004293>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

「ムラの政治」の戦後史  
——西宮市生瀬地区を中心に——

2007年12月

神戸大学大学院総合人間科学研究科

藤室 玲治

## 【目次】

序章 .....	1
1. 生瀬村の歴史——「宿駅」の都市化・宅地化—— .....	11
2. 青年層による新自治会の建設運動——ムラの政治の世代交代と合理化—— .....	22
3. 新住民と自治会——宅地開発の進展と自治会体制の拡大—— .....	52
4. 「ドブ板をめぐるたたかい」とムラの政治の力.....	68
5. ムラへの帰属意識と行事.....	77
6. 自治会と住民団体 .....	90
7. 住民運動・地方政治・自然災害 .....	101
終章 .....	113
付録（1） 生瀬地区自治連合会規約 .....	116
付録（2） 生瀬自治会規約.....	117

## 序章

現在、「地域社会」あるいは「コミュニティ」というキーワードには、過剰な期待が寄せられていると感じることが多い。これは様々な分野においてそう言えるのであるが、例えば社会保障の分野について見てみよう。

『平成 18 年度版厚生労働白書』のメインタイトルは「持続可能な社会保障制度と支えあいの循環～『地域』への参加と『働き方』の見直し」だった。この『白書』では、家族福祉の機能が低下した現代、「職場」と「地域」が家族を補いあって「支え合い」を実現することが期待されているというのである。

今、日本の現実の地域社会にそのような力があるかどうかは疑問だ。さらに次のような事件についても見てみよう。2006 年 5 月、北九州市で 56 歳の男性が餓死した。この男性は 2 度、福祉事務所に生活保護の申請を行いたいと申し出ていたが、窓口で却下されていた。その後、この事件に対して北九州市の末吉興一市長（当時）は「市の対応には何も問題はない。孤独死を防ぐために必要なのは地域住民の協力体制だ」<sup>1</sup>とコメントしている。

このような現実と合わせて考えると、『平成 18 年度版厚生労働白書』の主張も、社会保障の責任を、むやみに地域になすりつける意図から成されているように思えてならない。

このような、いわば「無責任な地域への期待」は、社会保障のみならず、教育や環境衛生、防災や防犯など、様々な行政分野において語られている。支出を切り詰めなければならないと当局が考える行政分野について「地域でやりましょう」と呼びかけているのである。

では「地域でやりましょう」と当局が考える、当の地域はどうなっているのであろうか。

地域という名称は都道府県レベルから市町村レベルへと下がっていくが、その最も基礎的なレベルが、本稿で取り扱う「ムラ」である。上述のような問題を考えていく場合、重要なのが「ムラの政治」の解明である。ここで「ムラ」とカタカナで表現してあるのは、基礎自治体の名称としての「村」と区別するためである。

ムラの範囲を、いったんのイメージとしては、いくつかの町内会・自治会の連合会の範囲、あるいはひとつの小学校区程度の範囲を想定していただくと良い。「地域でやりましょう」と基礎自治体のレベルで決められたことを、実際に調整し、執行する範囲である。このムラの政治が、大きな政治が地域に投げ込んだ課題を処理し、時にはその矛盾を隠蔽する力として機能しているのである。

地域の中の、お互いの顔が具体的に見える範囲での、いわば<ミクロな場所の政治>はどのような力と構造を持つのか。その力と構造はどのように変化してきたのか。それが本稿の関心となる。

---

<sup>1</sup> 「読売新聞」2006 年 10 月 8 日

## 「ムラの政治」の力

日本の地域社会には歴史的に形成された「ムラの政治」が存在する。こうした「ムラの政治」の力は、地方——ここでは都市部に対しての「地方」という意味だが——を調査するとはっきりと見て取れるものとなる。用水路や道路の整備、宅地の開発、工場や大規模小売店の立地や操業などのハードの整備について、ムラの政治の力は大きい。

ここでひとつ、混同しやすい概念について区別をしておけば、いわゆる「地域の力」と「ムラの政治の力」とはまた別の概念である。例えば、最近では日本のどこでも、地方の町に行くと、シャッターの下りた店舗の並ぶ「シャッター通り商店街」とでもいうものを見ることができる。こうした景色に象徴されるように、その地域社会の活力が落ちている場合でも、例えば、大きな道路を商店街の中に通すような開発を誘導・調整する「ムラの政治の力」が大きく発揮される場合がある。

個々の商店主や地区住民の意見としては、そのような開発に反対であっても、なかなかそうした声を出すこともできない、あるいは出したとしても聞き入れられないというようなことは、ままたまある（そして実際に道路が出来てみると、そうした個々の意見がもつともであったということが実証されてしまうことも、よくある）。

ここには何らかの力が働いている。それが<ミクロな場所の政治>の力である。そしてそれが地縁に由来し歴史的に形成されたものである場合には「ムラの政治」と呼ぶというように本稿では定義している。

より抽象的に述べれば、その場に住んでいる住民が、お互いの顔が見える範囲で、お互いに対立しあうときがある。そうすると、そうした住民どうしの紛争を組織・調停しようとする作用が住民集団の内部から出てくる。あるいは地域的課題の解決のために住民どうしが協力しあうこともある。そうした協力を組織する作用もある。こうした「作用」の総体を本稿では<ミクロな場所の政治>と呼ぶ。

<ローカル（局地的・地域的）>と言わずに、<ミクロな（微視的）>と表現するのは、当事者相互が具体個別に認識しあって、お互いに直接にはたらきかけることが可能な範囲内での現象であることを強調するためである。

そして、日本社会における<ミクロな場所の政治>の典型に、本稿で「ムラの政治」と呼ぶ、近世以来の歴史的伝統に媒介された形態が存在するのである。そしてそうした「ムラの政治」は地方の農村部・漁村部に限らず、都市化の進んだ地域社会においても存続しているのである。

なお「ムラの政治」という言葉を、本稿では一定の定義を行いながら使っていく、後に述べるように、「場所をめぐる紛争」「地区への帰属意識」「地域自治会などの制度的構造」という3つの側面を持つ概念として分析していくが、言葉自体は日常の地域社会でも使われるものである。

筆者の所属する神戸大学のすぐ近く、神戸市灘区や東灘区でのことを例にあげれば、そ

この地域自治会や財産区にまつわる様々な事柄が、それに関わる人たち自身によって「ムラの政治」と呼ばれている。例えば東灘区のある消防団員に地域での防災活動についてインタビューを行う機会があったが、その際に、たまたま名前があがったある消防団員について「あいつは消防団を足がかりにして、ムラの政治に入ることを狙ってるねん。やから、そっち（この場合は財産区役員のこと）の方ばかり顔がむいてんねん」などと人物評が行われた。

また古い地区住民は「ムラの人」と呼ばれることもある。本当は、戦前から住んでいなくても自治会や財産区に関わっていると「ムラの人」と呼ばれることもある。

「ムラ」という言葉が使われるのは、神戸市灘区・東灘区について言えば、いくつかの行政村が神戸市に合併されたという歴史に由来する。そしてそうした村の財産が、財産区として残り、その管理運営について現在に至るまで一定の自治が行われていることから「ムラ」という言葉が使われ続けている。本稿で使用する「ムラの政治」という言葉も、こうした歴史的事情に由来するものである。

財産区にまつわるものがムラの政治のすべてではない。本稿では単なる旧村落の財産区管理団体だけではなく、地域自治会や各種の住民団体も含めた、より広い意味で「ムラの政治」という言葉を使用している。それは、先の消防団員が囃らずも述べたように、消防団という旧村落の財産区管理団体とは一応は別個の住民団体も、「ムラの政治」に濃厚に影響されており、同様のことが、地域自治会や各種の住民団体にもいえるからである。

### 本稿の目的と範囲

はじめに書いたように、現代日本では地域社会への「無責任な」期待が語られることが多い。そして往々にして「ムラの政治」はそうした期待の受け皿となる。こうした現状で必要なことは、日本の地域社会における「ムラの政治」とはどのように形成されたのか、そして現在にいたるまでに、どのように変化していったのかを明らかにしていく作業である。

そこで本稿では、西宮市北部にある生瀬地区という<ミクロな場所>を取り上げることとした。この地区で1969年以来、自治会長を務め、西宮市会議員も4期（1975年4月～1991年3月）つとめた地域リーダーである樽井正雄（1923年9月～）氏の日記と本人への聞き取りを中心に、その他、自治会や西宮市に存在する資料を用いて、主に戦後の生瀬地区が、地域内外の社会変動にどのような「ムラの政治」によって対応したのか、またそれによって生瀬地区の「ムラの政治」自体がどのように変化したのかを明らかにすることを目的としている。

さらにそもそもこの地区における「ムラの政治」の力はどこに由来し、どのような構造を備えているのか、その力と構造は戦後史の中でどのように変化してきたのかについても、分析している。

現代においても「ムラの政治」は、道路や宅地の開発、工場などの立地や操業に大きな

影響を与え、また地域の教育や福祉のあり方、防災や防犯活動のあり方も大きく左右する。都道府県や市町村などの地域行政と個々の住民の間につ「ミクロな行政府」でもあり、また戦後永らく自民党政治を支える「草の根保守」の力の源でもあったのが「ムラの政治」である。

各種の市民運動・住民運動もその展開する地域での「ムラの政治」とどのような関係を持つかによって、往々にしてその運動の成否や方向性が決定されてしまう。「ムラの政治」は、いわば日本社会を構成する最小の「政治単位」のひとつであるが、その現代日本社会における構造はいまだ必ずしも明らかではない。本稿は「ムラの政治」についてのいわば一事例ではあるが、その構造を明らかにしようとしたものである。

### 「ムラの政治」の構造

<ミクロな場所の政治>が発生する前提として、その政治が調整・組織する必要のある何がしかの利害・紛争、つまり「たたかい」が存在することが必要である。そして日本社会における<ミクロな場所の政治>の典型である「ムラの政治」における最小単位のたたかいは何であろう。生瀬地区の事例から指摘できるのは、それは里道と側溝をめぐる住民同士の紛争——「ドブ板をめぐるたたかい」——だということである。

また「たたかい」の調整・組織のためには——地区の統治のためと言っても良い——対象となる人々の「地区への帰属意識」をどのように扱うのか、つまり「ムラの政治」内部の帰属意識の差を均すとともに、外部に対しては地区全体への帰属意識を涵養するという操作が、より長期的な課題として登場する。

そして、こうした「ムラの政治」の執行を担い、それを正当化するための組織と制度が必要となる。これが地域自治会を中心とする住民団体である。

場所をめぐる紛争、場所への帰属意識、場所を統治する制度的構造、この3つが「ムラの政治」の構成要素となる。

### ドブ板をめぐるたたかい

生瀬地区の住民が解決しなければならなかった課題は、当然、時代によって変化していく。しかし一貫して登場してくる主題もある。地区の内部を走る、里道と側溝をめぐる土地の境界に関する紛争はその代表だ。

「ドブ板」とは、頻繁に紛争の対象となる側溝にされているフタを指しての表現である。またその解決のために、個々の住民宅を頻繁に訪問しなければならない——ドブ板を踏む必要がある——ことも含意している。

住宅地の中で、こうした「ドブ板」の所有者は誰か、管理者は誰かということをめぐる紛争が日常的に引き起こされ、それを解決するためのミクロな政治がある。こんなことは日本のどのような住宅地においても存在する問題だが、生瀬地区においては、歴史的事情により土地の権利関係が細分化されており、こうした「ドブ板」をめぐる紛争と政治が特

に多くなっている。

もちろん本稿の関心は、ひとつひとつの本当に小さな「ドブ板」をめぐるたたかいに置かれている訳ではない。「ドブ板」をめぐるたたかいから発生するミクロな政治が、地域自治会という半公式の制度的構造を通して、地域政治につながっていくありさまの中から、日本の政治文化の原点ともいえるべきものを取り出すことに関心がある。「ドブ板」をめぐるたたかいからは、「公」と「私」の区別、「お上」への意識、合意形成のありようなど、日本人の政治意識と行動の原点が見えてくることとなる。

### 地区への帰属意識

いまひとつ、この地域の課題として一貫して登場してくる主題は「地区への帰属意識」の問題である。「コミュニティ」の問題と言っても良い<sup>2</sup>。

住民の「地区への帰属意識」は「ムラの政治」にとって2つの側面を持つ。まず第1に「ムラの政治」への協力を取り付けるために、住民に地区への帰属意識を与えなくてはならない。この点では、宅地開発が進展し続けた戦後の生瀬地区では、新しく開発された地区に住んでいる住民を、どのように地区の政治の中に取り込むかという課題が、ことさらに強く意識された。

第2には、住民の「地区への帰属意識」は、単純にそれが高い・低いという以上に複雑な構造を持ち、そうした帰属意識の差異をどのように取り扱うかということが、正に微妙な政治的配慮の対象となる。第2の側面においては、帰属意識は単純に「ムラの政治」の体制にとって単純に「味方」であるとは限らない訳である。

住民の「地区への帰属意識」の差異は、次の2つの軸で整理できる。1つには地区の中のさらに細かい地理的区分に応じた差異である。生瀬地区の中では、生瀬の中心部と、そこから川を越えた惣川という土地の間に、まず意識の差異があった。さらに新たな宅地開発が成されると、それぞれにまた新たな帰属意識が生まれることとなる。

もう1つの軸は、地区に暮らしている年月の差から生じる。実際に地区に住んでいる人にも良く使われる表現では「旧住民」と「新住民」の意識の差である。概して、旧住民の方が「ムラの政治」に対して興味関心が深いと言える。ただ、より細かく見ていくと、たとえ古くからの生瀬村の住民であっても、必ずしも「ムラの政治」への関心が大きい訳でもなく、また新しく住み始めた住民が、古いムラの政治に対して必ずしも敵対的であった

---

<sup>2</sup> 本稿では、あまりにも多義的にとられる恐れのある「コミュニティ」という言葉を、直接は事例を分析するためには用いず「地区への帰属意識」という表現を採用している。とはいえ「コミュニティ」を帰属の感覚をもたらすもの、あるいは、帰属への希求と考える立場をとれば（筆者の立場がそうなのだが）、「地区への帰属意識」という言葉で論じようとしている対象は「地域コミュニティ」のことなのだとして理解していただいて良い。「コミュニティ」概念と＜帰属 belonging＞の関係についてはジェラード・デランティ『コミュニティ』（山之内靖・伊藤茂訳、NTT 出版、2006年。原著 Gerald Delanty, *Community*, 2003, Routledge）を参照した。



り無関心であったりする訳でもない。

地区への帰属意識は、その人が自分の住む場所に対して持つ具体的な利害関心にもとづき、その時々課題や紛争の解決過程——ムラの政治過程——に応じて、常に再生産が繰り返される動的なものである。そしてまた常に複数性をはらむものとなる。

地区への帰属意識が、「ムラの政治」にとって重大な問題になるのは、大きな紛争や住民運動が起きた場合である。例えば本稿で見る中国縦貫自動車道への反対運動について言えば、その進め方について「旧住民」対「新住民」で激しく対立があったと言える。また当然、生瀬地区内のどこに住んでいるかということで反対運動への態度も変わる。自動車道通過を認めることへの「代価」——反射鏡の設置・道路の整備など——をどこに設置するのかについても、地区内へのバランスを考慮しなければならない。

このように「地区への帰属意識」をどのように統治するかは、ムラの政治の中心的な課題となる。そのためには、地区の文化的蓄積も帰属意識を安定化させるために動員される。特に具体的な参加の動員によって、定期的に帰属意識を再生産できる各種の「祭」は良い仕掛けである。この点で、多数の文化財を所蔵して歴史的には生瀬村の起源でもある浄橋寺よりも、「だんじり」を持ち、祭の舞台となる生瀬皇太神社の果たす役割の方が、ムラの政治の中ではより重要となってくる。

### 制度的構造としての地域自治会

<ドブ板をめぐるたたかい>と<地区への帰属意識>を統治するためには、その舞台として、具体的な組織・団体などの制度的構造が必要である。これには生瀬に限らず、日本の各地で地域自治会（具体的名称は「町内会」であったり「区」であったりもする）と各種の住民団体が大きな役割を果たしている。地域自治会は「ムラの政治」が展開される舞台として、また西宮市や兵庫県、国の地方事務所などの行政機関と「ムラの政治」の連結点として存在する。

地域自治会については、様々な分野で研究史の蓄積がある。鳥越皓之（1994）は地域自治会をどのように規定するかという観点から研究史を整理して「近代化論」「文化型論」という2つの立場の存在を指摘している。

やや単純化して紹介すれば「近代化論」の立場とは、日本の地域自治会を「封建遺制」と規定することからはじまる。そのため、これは近代化の進展によってやがて消滅する、あるいは消滅すべきであるという主張が終戦直後から1950年代にかけてなされる。しかしその後、地域自治会というものが実際には消滅せず、地域社会に存在しつづけて一定の役割を果たし続けている現実に対応し、1960年代には地域自治会を近代的な住民自治を実現するための土台にも成りうるとの発言が行われるようになる。これは180度違う方向からの評価ではあるが、鳥越によれば近代化にどのように寄与するかという問題関心で地域自治会を論じているという点で、ひっくり返して「近代化論」と捉えうることになる。

「文化型論」とは近代化論に対して、地域自治会とは封建遺制ではなく、日本人の持つ

基本的な集団の型のひとつでありと見る態度である。研究史的には、近代化論の後に登場し、地域自治会に対して基本的に肯定的な評価を行っているという特徴があるとされる。

鳥越自身は、みずからの立場を上記 2 つとはまた異なる「地域自治論」と規定しているが、その中身にはここでは深くは触れない。

本稿における地域自治会についての認識も、単純な「近代化論」や「文化型論」の立場に立つものではない。地域自治会は封建遺制や「日本文化の型」ではない。さらに、よく混同されることが多いのであるが、筆者の見解では、地区住民の帰属意識の対象となる地域コミュニティーそのものとも区別して考えるべきである。本稿では、地域自治会を、なかば公の性格を持つ制度的構造として理解する。

地域自治会とは異なる性格を持つ住民の集団も重要である。特定の課題に応じて登場し、地域の中で「ムラの政治」に挑戦する住民運動や、それよりはムラの政治への敵対性は低い、やはり特定課題の解決を目指すボランティア組織や様々な社会事業体（学童保育所、障害者の作業所など）である。こうした集団は、紛争を解決する——既存のチャンネルによらない——新たな方法を開発し、また新しい種類の地区への帰属意識を生産する。「ミクロな場所の政治」の重要な要素である。

とはいえ、こうした運動体や事業体は、そのままでは地域政治の包括的な舞台として機能することはない。また行政機関や企業への地域代表性を持つ安定した窓口にはなりにくい。

## 本論の資料と構成

さて先にも述べた通り、本稿では西宮市北部にある生瀬地区という〈ミクロな場所〉を取り上げて、その戦後史を主たる記述の対象としている。さらにその中で「主役」となるのは、1969 年以来、自治会長を務め、西宮市会議員も 4 期（1975 年 4 月～1991 年 3 月）つとめた地域リーダーである樽井正雄（1923 年 9 月～）氏である。

本稿執筆にあたり、特に特筆すべき資料は『自治会記録』という樽井氏が大学ノートに記録した資料である。これは 1969（昭和 44）年 4 月 12 日に樽井正雄氏が西宮市の生瀬自治会の会長に選出されてから 1994 年 12 月 31 日までの生瀬地区における自治会活動について、樽井氏本人が記録を続けていたものであり、大学ノート 9 冊に渡っている。

『記録』には会合・交渉の日付と決定事項が簡潔に記されている。会合の場にいた人物の名前や業者名もほぼ記載されている。しかしながら、樽井氏自身の所感や、会合に出席している人物の背景、また会合で扱われている話題の詳細については、『記録』のみでは必ずしも明らかにできないため、樽井氏自身にお願いし、内容についての聞き取り調査を 62 回実施した（2002 年 3 月～2003 年 8 月）。1 回の調査は平均 4 時間程度である。

この聞き取り作業自体が有意義であったが、同時に樽井氏が所蔵していた自治会関連の文書の多くを拝見させていただくことができた。またさらに生瀬自治会が所有する文書（明治期からの生瀬区会文書を数多く含んでいた）についても、2002 年 8 月中に西宮市史編纂

作業の一環として調査し、文書目録を作成することができた。これらの調査・資料に基づいて、本稿は執筆されている。

まず本稿では、分析の対象となる西宮市生瀬地区の歴史を振り返ることから始めている。1章では、本稿の分析の前提として、浄橋寺の建立に始まり、近世以前から宿駅として発達し、近代化とともに宿駅業が衰退し住民の多くが都市勤労者となり、戦後西宮市に合併（1952年）された後、住宅地として発達することになる生瀬村の歴史を簡単に記述している。

生瀬村は1238（延元2）年に浄土宗西山派の開祖・証空善恵（西山上人）が浄橋寺を建立したことにはじまるという伝説がある。その後、近世には生瀬は京都や大阪から有馬街道、播州路、丹波路に通じる交通の要所として宿駅業により栄えたが、荷物の取扱量を増やすべく交通路の独占を図り、周辺の集落と度々紛争を起こした。特に生瀬の北西にある名塩との関係は悪化し、現在にいたるまでも住民意識に名塩地区との対抗意識が続く理由のきっかけとなる。

その後1889年の町村制施行、町村制施行とともに、生瀬・名塩両村は合併して塩瀬村となった。その後、1897年には塩瀬村会の決議を経て、この自治組織を「区」とした。これにより生瀬区が誕生し、後の生瀬自治会にもつながる「ムラの政治」を支える基本的な制度的構造となる。また1915年ごろに、鉄道の開通によって生瀬は宿駅としての役割を基本的に終えた。また同じ年に生瀬では経済的苦境を理由に区民の共有山林を処分して区民各自へ分割した。このため生瀬住民は大阪や神戸へ仕事を求める都市勤労者となる傾向が強まり、地区の宅地化が進展した。

その後、戦後もしばらくは生瀬区会が「ムラの政治」を支える制度であった。しかし西宮市との合併後、特に1957年には区会事業として大きな割合を占めていた水道事業を西宮市に移管してからは、生瀬区会の存在意義が低下して行った。また有力役員个村外転出や他の役員の高齢化もあり、新たな西宮市制下での動きに対応できない点が出てきた。

そこで新たな「ムラの政治」を支えるための制度的構造として「生瀬自治会」が、ムラの若手、特にPTAや消防団の青年層——その中に樽井正雄氏も含まれる——を中心的な担い手として編成される様子を2章で明らかにしている。樽井氏と浄橋寺住職が中心となり、青年団・PTA・農業会・婦人会などの住民団体の役職者が参加し、ムラの政治の新しい枠組みが構築されていったのだ。この変化は単に看板のかけかえであるに止まらず、ムラの政治の担い手を若返えらせ、またその性格も変化させるものであり、ムラの政治の近代化ともいえる。

その後、1960年代、特にその後半から、生瀬地区では民間業者主導の宅地開発が盛んに行われるようになった。国勢調査により1960年から1965年の5年間における生瀬地区の

人口変化を見ると 1717 人から 3112 人へと 2 倍近い伸びを示し、その後も急激に増加し、1980 年には 6801 人となり、2005 年には 9310 人となっている。この人口増加は 1990 年頃までは主に一戸建てを中心とした宅地開発によるものであり、それ以降はマンション開発による。3 章では、樽井氏が自治会長に就任した 1969 年以降を主な対象として、宅地開発により生じた課題と、新しい住民層そのものに対して、ムラの政治がどのように対応して行ったかを明らかにしている。

続く 4 章以降では、ムラの政治を 3 つの側面——「ドブ板をめぐるたたかい」「地区への帰属意識」「制度的構造としての地域自治会」——から分析し、それぞれについて整理して記述し明らかにしている。まず 4 章で、場所をめぐるマイクロな紛争について取り扱った。特に生瀬地区では、歴史的事情により土地の権利関係が細分化されており、宅地開発が進展するとともに、家の境界の間を流れる小さな水路・側溝や、家の隙間にある細い里道をめぐる住民と業者あるいは住民同士の紛争が数多く発生した。本稿ではこうした紛争と調停のプロセスを「ドブ板をめぐるたたかい」と呼ぶことは既に述べた。

水路にせよ里道にせよ、法的な権利関係があいまいな場合が多く、また司法による解決を試みるには、コストが割に合わない。また水路や里道はネットワーク構造を成しており、利害が当初の紛争当事者だけにとどまらず広がることが多い。そこで「ドブ板をめぐるたたかい」を調停するために、ムラの政治の力が要請されることを明らかにした。こうした調停を成しうるための力の源は、ひとつには地域住民の生活実情についてのきめ細やかな情報の把握である。またもうひとつ、ムラの土地の使用と所有について過去の字限図の保有などにより「権威」としてムラの政治の担い手が認識されていることも大きく作用している。

いまひとつ、生瀬地区におけるムラの政治の戦後史に一貫して登場してくる主題は、地区住民に、ムラへの帰属意識をどのように与えるかということであり、これを 5 章で取り扱った。1970 年代には住民運動などを通して、「新住民」が「旧住民」と激しく対立し、ムラの政治に挑戦する構図が地区内にあった。こうした事態への対応として、新しく開発された地区に住んでいる住民を、どのようにムラの政治の中に取り込むかという課題が樽井氏をはじめとするムラの政治の担い手たちに強く意識されることになる。

さらに、ムラの政治にとってより重要なのは、地区内に、場所に応じたさらに細かい帰属意識の違いがあり、それぞれに配慮したムラの政治の運営である。こうした細かな帰属意識の違いを生み出す「ムラの境界」の存在を 5 章で明らかにしている。また生瀬地区内の在日朝鮮人集落とムラの政治との関係についてもここで触れている。

また地区内で行われる各種の行事は、ムラの政治が、定期的に住民の帰属意識を再生産するための仕組みである。その中でも「だんじり」を持ち、祭りの舞台となる生瀬皇太神社の果たす役割が大きいことも明らかにした。また 1978 年の青年会の解散や、1980 年代

を通しての各種行事や団体への参加率低迷などに示される帰属意識の低下にムラの政治は悩まされるようになるが、1990年に新たな青年団が結成され、その後は祭などの行事もにぎやかになり、「帰属意識の復権」とでもいう動きが近年に起きていることも指摘している。

6章では、ムラの政治が依拠する制度的構造としての地域自治会と住民団体を取り上げた。日本社会におけるムラの政治の体制は地域自治会——具体的名称は「町内会」「福社会」「区」「惣代会」などとも呼ばれる——である。また各種の住民団体がムラの政治に大きな役割を果たす。ムラの政治の担い手は地域自治会や住民団体の役職者として住民の前に姿をあらわす。また同時に、西宮市や兵庫県、国の地方事務所などの行政機関に対しても、役職者として地区の代表権を主張し、認められる存在である。同時に、地区の状況の変化に応じて制度的構造を維持あるいは再編成する努力が要請され、それがムラの政治の役割ともなる。

ここでは、2章・3章でも見た、生瀬区会から生瀬自治会、生瀬自治連絡協議会といった組織の移り変わりを確認するとともに、その担う具体的な役割が変化していく様子を明らかにした。また各種の住民団体が時代に応じて結成・解散される様子についても明らかにした。さらに教育・消防・警察・民生（福祉）の各行政分野とムラの政治の関係についてもここで扱った。

7章では、樽井氏自身の市会議員活動の経験からムラの政治と地方政治——おもに西宮市議会との関係——の関係について記述した。また生瀬地区での住民運動——1970年代前半にたたかわれた、中国縦貫自動車道建設に反対する「青葉台闘争」——とムラの政治の関係についても取り扱っている。また地域での水害への対応——1983年の台風10号——と1995年の阪神・淡路大震災への対応についても触れている。

これらの分析を通して、本稿は従来の研究ではほとんど明らかにされてこなかった「ムラの政治」の戦後史に迫っていく。

## 1. 生瀬村の歴史——「宿駅」の都市化・宅地化——

### 1.1 1945年以前の生瀬の歴史

西宮市生瀬地区における「ムラの政治」の戦後の歩みを分析することが本稿の目的である。まず第1章ではその前提として、1945年以前の生瀬地区の歴史を簡単に見ていくこととしたい。

本章の記述は、次の2冊の文献に大きく依っている。1つは1957年に発行された『生瀬の歴史』という136頁程の小冊子である。これは生瀬村の旧家の出身である松岡孝彰が中心に執筆し、生瀬にある浄橋寺という寺の住職であった三浦一道が編集者となっている。内容は表題どおりに、生瀬地域の歴史を扱ったものになっている。

もう1冊は『名塩史』である。これは1990年11月30日の発行である。編著は財団法人名塩会で、こちらは792頁程の大著である。名塩とは、生瀬の北にある村の名前である。この中で、生瀬のことにも触れられている点が多くあるので、適宜利用した。

また、生瀬村にかかわる原史料としては大きく4つの文書群がある。1つは『生瀬の歴史』の編纂過程で浄橋寺が所蔵していた文書が整理された「浄橋寺文書」。もう1つは松岡孝彰が所蔵しており、同じ経緯で整理された「松岡孝彰氏文書」である。この2つの文書は『生瀬の歴史』の執筆に際して大いに利用されている。現在は、西宮市郷土資料館の所蔵となっている。

3つ目は西宮市役所が所蔵しており、同市の市史編纂の過程で昭和30年代に整理された「生瀬村文書」であり、これも現在は同郷土資料館に所蔵されている。そして最後が筆者も専門委員である西宮現代史編集委員会の事業として2002年8月に整理され、目録が作成された「生瀬自治会文書」である。

最後の自治会文書については筆者自身もその整理に関わったが、前の3文書と比べて、大正・昭和期の文書を大量に含んでおり、「新しい」ことに特徴がある。特に他の3文書に含まれていない、戦中・戦後の史料が多く含まれており、主に次章以降で活用した。

本章の記述は、先述したように『生瀬の歴史』と『名塩史』に基本的に依っているが、必要に応じて原史料も参照している。

### 1.2 生瀬の起源

そもそもの生瀬村の起源として、『生瀬の歴史』では、安徳天皇の寿永年代に平家の落ち武者が花折ガ峯の南（すなわち生瀬村）に移り住んだとの伝説を紹介しているが、実証可能な集落の起源としては1241（仁治2）年に浄土宗西山派の祖證空善恵国師が浄橋寺を建立したことを挙げている。生瀬村がこの古刹を中心に形成された集落に起源をもつことは確かであろう。

1243（寛元元）年に後嵯峨帝の勅願寺として同寺の境内領域が「西限岩坂、巽限観音谷、

東限覆盆子谷、北限花折嶺」と定められとのことである<sup>3</sup>。ここで定められている領域が、現在にいたるまで生瀬の人々が「生瀬村」の範囲だと考えているものとほぼ重なることとなる。

生瀬は摂津平野から有馬温泉、さらには播州路・丹波路に通じる要路、いわゆる有馬街道沿いにあたっていたため、中世から通行者が多かった。有馬への紀行文としては最も古いとされる1483（文明15）年の蓮如上人の『有馬道の記』には次のような一節があり生瀬の地名が出てくる。

「やがて舞谷という在所をとおり、いそぐとすればはや程もなく太多田河原打すぎて生瀬の渡しをみて<sup>4</sup>船坂という所へつきければ、是より湯山へ一理とか聞けばうれしくて歩み行く程にはや湯山もちかくなりて、岩坂にうちかかり、やがて七坂、八とうげを超え過ぎて、有馬の郡、湯山の御所の坊と言う宿へぞ下着し侍べるとて、かくぞつつけたり

岩坂や 七坂八とうげ、こしすぎて ありまの山の 湯にぞつきけり」

「生瀬」という地名については、人々が武庫川を渡る際、川の中に水草によって滑らかな瀬、「なめらせ（滑瀬）」が多く、そのためによく滑って転ぶものが多かったので、「生瀬」という地名が起こったという説が「有馬郡誌<sup>5</sup>」に紹介されている。

### 1.3 宿駅としての繁栄

近世の生瀬は、1602（慶長7）年から48年間は三田領、1650（慶安3）年以降は代官が永く統治し、1828（文政11）年以降は尼崎藩領となり幕末にいたる。この間、交通の要路にあたるという立地条件のため、生瀬は街道往来の旅人や荷物を運輸継立する宿場として発達した。他に産業もなく、村民のほとんどが駅所仕事に従事していたことが史料で確認できる。

浄橋寺文書に収録されている延宝5（1677）年の「生瀬村馬借絵図」によると、当時の生瀬村では、総戸数107軒のうち、駅所仕事に従事するものが99軒、農業に専業する者は残りの数件であったという。また同時期には村内に酒屋を営むものが6軒、その他に米屋・油屋・味噌屋などが6軒あった。下って、享保年間（1716-1735）には商店の数はさらに増え、1842（天保13）年には、5軒の旅籠屋も登場している<sup>6</sup>。近世を通じて、生瀬は宿駅として栄えていたことがうかがえる。

しかし、宿駅としての生瀬の繁栄には浮沈がつきまとい、それにともない村民の生活にも常に苦難がつきまとい続けた。駅所仕事以外に、手軽に収入を得る道として、共有山林

<sup>3</sup> ただし、この領域が宣せられている論旨は寛元元年のものとするには形式に問題があるとする異説もあることが『生瀬の歴史』では述べられている（2頁）。

<sup>4</sup> ここでは、生瀬の渡しと太多田河原の所在が逆に書かれている。

<sup>5</sup> 『有馬郡誌』下巻／編集 有馬郡誌編纂管理者、1929年（復刻版1974年）

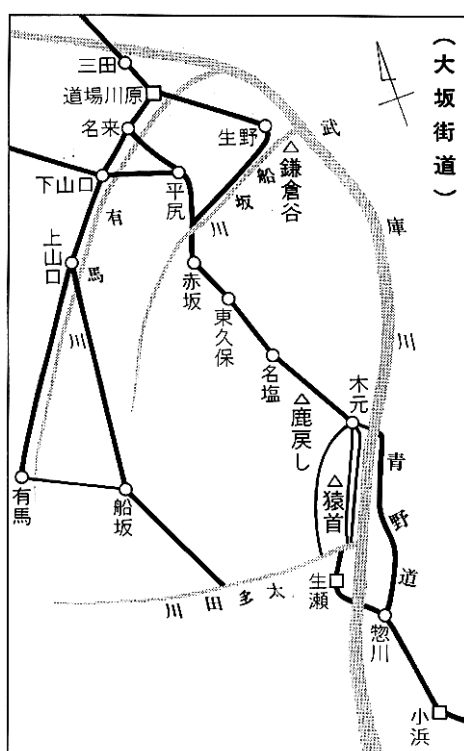
<sup>6</sup> 『生瀬の歴史』15頁

での薪柴採稼が盛んに行われ、乱伐を禁じるお触れも出されたとのことであった。また薪採をする山林の権利を隣村と争うようなこともあった。

#### 1.4 青野道紛争のはじまり

村民の大半が駅所仕事に従事していた生瀬村の浮沈は、ひとえに村を通る荷物量にかかっていた。だから、荷物取扱量を増やすためには大きな紛争を起こすことも辞さなかった。近世、1686（貞享3）年から百余年を通して争われた青野道を巡る紛争がそれである。

この紛争については『生瀬の歴史』にも記述があり、『名塩史』でも詳細に述べられている。そもそも、三田や丹波からの荷物が、青野道を通って、丁度、生瀬の目の前を素通りしていくことになったため、生瀬村はこの道の普請に義務があるにもかかわらず、これを荒れるにまかせ、一方で、生瀬を通る猿首道（さるこうべみち、「猿甲部道」と表記されることもある）の発展に全力をつくす。しかし一方で、周辺他村は青野道の整備を生瀬に求め、紛争になるというのが基本的な構図である。次頁にそれぞれの集落の関係を示した地図を『名塩史』より掲げてあるので、参照いただきたい。また青野道紛争についての年表も節の最後に掲げてある。



1686（貞享3）年から1705（宝永2）年までは、生瀬と小浜・道場川原との両宿駅との争いの様相が濃い。1688（元禄元）年には、猿頭道の埋立てが奉行所により命じられ、生瀬の旗色は悪かったが、その後「生類憐れみの令」に救われることとなった。すなわち1704（元禄17）年、大坂奉行所は「道場川原より西宮迄は道法六里もある。牛馬御いたわりの時節柄これを三里宛に分け、勝手の者は生瀬で継立ててよい<sup>7</sup>」と認め、さらに翌年には、同じく牛馬いたわりの観点から猿首道が公式の往還街道として認められた。これにより、三田・丹波より西宮・今津方面へ出る荷物を生瀬が独占的に扱うことが可能となり、宝永年間の生瀬は随分と栄えたようである。

しかし、その後、享保期の終わりごろにいたると、三田との紛争（1729〔享保14〕年）もあり、また全般的な物資移動量の減少という状況を受けて、生瀬での宿駅業は一時急速に衰えた<sup>8</sup>。元文五年の大火も村の困窮を強めた。とはいえ、その

<sup>7</sup> 浄橋寺文書所収「青道出入一件書類」（史料番号495）中の記述より。『生瀬の歴史』78頁を参照。

<sup>8</sup> 『生瀬の歴史』82頁



後また江戸時代後期の商品生産・流通の発展にともない、村の経済はかなりの立ち直りを見せてはいる。

### 1.5 名塩村との紛争

さて、1800（寛政12）年にいたり、再び青野道を巡る紛争が起きた。今回の生瀬と、その近隣にある名塩村との紛争となった。名塩は江戸時代の始めごろより製紙業が起り、それによって近世を通して栄えた村である。寛政12年の争いの直接の原因は、名塩にある教行寺（浄土真宗）が京都より祖師親鸞の画像を迎えるために青野道の普請を生瀬に依頼したところ、これを生瀬が断ったことにあるとされる。そのため名塩は大坂奉行所に、生瀬が公道たる青野道の普請を怠っていると告訴するにいたった。

しかし、それ以前、青野道を通行する名塩村や道場川原村の荷物を生瀬が摘発し、詫状を取ることが起きている。こうしたことが頻発すれば、詫状を取られているばかりの名塩や道場川原、小浜などの周辺村が、青野道の通行を再開して、生瀬から束縛されることなく荷物を継ぎたいと考えるようになるのは自然なことであろう。

しかしながら、生瀬としても青野道の再開は村の衰勢に関わる。寛政12年の訴訟では、生瀬は大坂奉行所に青野道の普請を命じられ、従わなければ村役人を牢舎入りするとまでいわれたにも関わらず、言を左右して頑として従わなかった。

こうして審議が長引くなか、年が変わり1801（享和元）年となった。親鸞の画像通過を間近に迎えて、名塩村はついに直接、青野道の普請をすることを決め、4月に村民が大挙出動して道普請をおこなった。この件を生瀬が訴えた訴状によると「名塩の者ども7・800人が手毎に鍬・金槌等を持ち青野道へ集まり、どらを打ち、ほら貝を吹き鯨波をあげ夜はかぶり火を焚いて道を切広げ、山を切崩し谷を埋め岩を打ち砕き、生瀬の者には石を投げ近寄れない様にして普請した<sup>9)</sup>」ということである。この件で、名塩は大坂奉行所より激しい叱責を受けるが、結果として当面の間は旅人や荷物がさかんに青野道を通るようになり、生瀬はかなりの打撃を受けたようである。

同じ年、こんどは小浜・道場川原の両駅所が青野道の件で、生瀬と名塩を訴えた。相手は生瀬と名塩となっているが、ここで名塩は形式的に訴えられているだけであり、両駅所が相手としたのは生瀬である。この訴えは名塩が勝手に青野道を普請したことを奉行所に叱責された直後に起こされ、事実上は、名塩をかばい生瀬を責める形で両駅所は青野道の正当性を主張したとされるから、生瀬は結局のところ、名塩・小浜・道場川原の三村から青野道の普請について責められる格好となった。

ついに1805（文化2）年に至って、生瀬も、青野道が良くなれば村としても都合がよいから普請することにしよう、旅人・牛馬の往来についても差構いは申すまい、と譲歩する

---

<sup>9)</sup> 浄橋寺文書所収の訴状「青野道へ名塩村之者共七八百人寄集り道巾広げ生瀬之者共寄付不申候に付御吟味願」（享和元年4月、史料番号499）による。現代文に改めるにあたっては『生瀬の歴史』86頁の同訴状からの引用を利用した。

にいたった。ここに青野道の紛争はひとまず決着するにいたったといえる。

これによって、その後の生瀬の宿駅業が衰えたかという点、そう単純にはいえない。浄橋寺文書の中の駅所関係文書には文政年間（1818-1830）の史料が比較的多く残されているが、そこには青野道開通後の駅所の困窮を訴える文書もあると同時に、名塩をはじめ小浜・道場川原の荷物なども猿首道を通して生瀬を通行するようになったことをうかがわせる史料も見られる。『名塩史』ではその理由を、生瀬が猿首道の普請や改修に全力を注ぎ、太多田川に橋を架けるなどし、往來を便利にしたためとしている<sup>10</sup>。

以上、青野道を巡る紛争を記述してきたが、ここで注目すべきは近隣の村々との関係、特に名塩村との関係である。後に生瀬村と名塩村は合併して「塩瀬村」となるのだが、この青野道紛争に端を発する両村の対立意識は長く続くことになり、近代以降の塩瀬村の歴史に大きく影響するのである。

【表・青野道紛争関連年表】

元号	西暦	青野道紛争関連
貞享3	1686	生瀬が、青野道を通る人馬や荷物を自分の駅所継立にすべく、大坂奉行所に訴訟をおこす。
貞享4	1687	生瀬が、大坂奉行所に青野道の廃道を願い出る。
元禄元	1688	三田および小浜・道場川原の両駅所が大坂奉行所に対して、生瀬が青野道の普請を怠っていると訴え、認められる。同奉行所は、生瀬に青野道の修復を言い渡し、同時に猿首新道の撤去埋立を命じる。
元禄4	1691	生瀬は、大坂奉行所に対して三田・小浜・道場川原の3村が、生瀬駅所の荷物継立を妨害していると訴え、猿首道の正当性を主張。
元禄17	1704	生瀬は、猿首道を通り道場川原－生瀬－西宮と継ぐ継立賃金の添札の下付を大坂奉行所に申し出る。三田・小浜・道場川原の3村はこれに反対したが、生類憐れみの令を根拠に生瀬での継立が認められる。
宝永2	1705	やはり生類憐れみの立場から、元禄元年に撤去埋立が命じられた猿首道の再開が認められ、さらに同道が公式の往還街道となる。
享保14	1729	生瀬村の馬借が三田米の駄賃が安すぎるとして、徒党して三田蔵米を差し押さえる。このため、以後数年間、三田荷物は青野道を通り抜け、生瀬へは出なくなった。
享保18	1733	生瀬村の文書に、貨物量の減少による村の困窮が記述されている（浄橋寺文書）。
元文5	1740	生瀬村で大火。村のほとんどが焼失する。
安永2	1773	名塩村の長兵衛が江戸送りの酒荷物を小浜継立で送ったことを、生瀬が摘発し詫証文をとる。
安永3	1774	昨年同様、名塩村の孫兵衛が今津送りの酒荷物を小浜継立で送ったことを摘発。
安永4	1774	道場川原の長右衛門・嘉兵衛両人が西宮送りの酒荷物を生瀬継ぎにしなかったことを生瀬

<sup>10</sup> 『名塩史』 366 頁。

		が摘発し、やはり詫証文をとる。
寛政12	1800	名塩村が、京都より同村教行寺に親鸞の画像を迎えるにあたり、生瀬村に青野道の普請を申し入れるが、生瀬はそれを拒否。名塩は、大坂奉行所に生瀬を青野道の普請を怠っていると告訴。
享和元	1801	4月、親鸞の画像を迎える起源が近づいたことから、名塩村は村で直接に青野道の普請をすることを決め、村民大挙出動してこれを行った。生瀬は大坂奉行所にこの件で名塩を訴え、名塩村の庄屋・村役人が同奉行所より叱責を受ける。 同年、小浜・道場川原の両駅所が青野道の件で、生瀬と名塩を訴える。
文化2	1805	生瀬が青野道の普請をすることを認め、また同道の往来についても差し支えないことを大坂奉行所に述べる。

※『生瀬の歴史』『名塩史』を参考に筆者作成。すべて浄橋寺文書が典拠である。

## 1.6 塩瀬村と「生瀬区」の成立

明治22年、つまり1889年、町村制施行とともに、生瀬・名塩両村は合併して塩瀬村となった。これに伴い両地区では各々、住民による自治組織をつくって、その代表を最初は惣代、後に組長と呼んでいた。その後、1897（明治30）年には塩瀬村会の決議を経て、この自治組織を「区」とし、これに代表の「区長」を置くとともに、区内の各部落より推薦または輪番制による区会議員を選出して「区会」を構成した。区会議員の定数は、生瀬では当初10名、1901年に6名となった。

さて、この「区」とは何か。これが後に生瀬自治会となる組織の起源である。生瀬に限らず、区の範囲をそのまま受け継いで自治会としている場合は全国的にも多い。また現在でも地方に行けば区がそのまま自治組織として残り、区長などが地域のとりまとめ役として存在している。この区とは1889年の町村制の中で、旧村（部落）単位の財産を管理運営するために制度として認められたものに起源を持つのである。

生瀬地区では区長と区会がともに地区内の自治や村政への協力、村役場への連絡などを行った。区は行政村である塩瀬村の構成と並列する形で、首長と議会を整備して運営が行われていたのである。そして、生瀬においては、この区制度は1959（昭和34）年に生瀬自治会が発足するまで続くことになる。

## 1.7 名塩と生瀬の不和

ところで、この合併は、必ずしも両村民に歓迎されたものではなかった。

まず、生瀬村は有馬郡の東端に位置するが、「失火洪水等の節には名塩・山口二村は相互応援しているが、生瀬とは相互に救済なく冷淡であるので一朝災厄があれば近距離の川辺郡川面が一番間に合う<sup>11)</sup>」という状態であった。生瀬は武庫川を挟んですぐ東岸にある川辺

<sup>11)</sup>『生瀬の歴史』26頁

郡との一体感が強かったため、火災水害のあった場合、生瀬村は隣接する川辺郡川面村とは相互援助を行うが、名塩村に対しては出動せず、また名塩も隣接する山口村と相互援助を行うが、生瀬には出動しないというありさまであったのだ。

これには、地理的な条件も大きく関わっており、確かに生瀬村と川面村の方が、また名塩にとっては山口村の方が、近くにあり連携には都合が良かったといえる。ただ、両村が疎遠なのはそれだけの理由ではなく、近世の青野道紛争以来の感情的な反発が存在していたようである。具体的にどの年代のことなのかは分からないが、『名塩史』には、両村の間に嫁取りや婿取りの縁談があると、村内で当の家に大きな非難や陰口があったということが紹介されている。

合併前はこうした有り様であったことから、明治 22 年の町村制実施をにらんで、その前年（1888 年）7 月に、生瀬では村長以下村役が有馬郡役所および兵庫県庁において、郡替して川辺郡川面村と合併することを陳情している<sup>12</sup>。それが却下された後の 11 月には、村名の保存願を出している<sup>13</sup>。しかしこれもかなわなかった。

こうして、塩瀬村となった後も、当然にも生瀬村としては名塩との一体感には乏しかったとされる。事実、両地区村民の間の対立や違和感は強かったようであり、1907（明治 40）年 3 月には、塩瀬村議会での新年度予算の審議に際して、予算の地区配分をめぐる両地区議員の間に激しい応酬が行われ、遂に決裂して名塩選出議員の多数をもって、塩瀬村より生瀬地区を分離することを決議するに至っている。

これに対して生瀬区会も 1908（明治 41）年 11 月に「そんな共存精神なきものに対しては進んで分離を求め、本大字を独立せしめ公法上の法人となし、以って名実共に相適う様にしようとの決議をした<sup>14</sup>」のである。こうした異常事態に対して、当時の有馬郡長の有留清は塩瀬村長の弓場為之助および生瀬区長の藤岡豊太郎をたびたび郡役所に呼び厳重な戒告を行っている。

この両村の間にある不和の感情は、その後も長く続いたようである。樽井氏が小学生の時のこととして回想している次のようなエピソードがある。名塩小学校から遠足に来ていた小学生が生瀬を通して宝塚へ遠足に行く際、生瀬の子どもは皆して「ですけ、ですけ」と、名塩の小学生をはやしたてることがよくあったという。「ですけ」とは、名塩の小学生が言葉の語尾に「～ですけ」と付け加えることをとらえて、そうした語尾を使う習慣がもうなくなっていた生瀬の子どもが、名塩の子どもを田舎ものとして馬鹿にするための呼び方だったという。

樽井氏が小学生の頃であるから、1935（昭和 10）年位の話だと思われるが、同氏によると、このころの生瀬の子どもたちの中には、より山奥にある名塩を田舎として見下すよう

<sup>12</sup> 松岡孝彰氏文書所収「郡替に付き歎願」（明治 21 年 7 月、史料番号 34）

<sup>13</sup> 松岡孝彰氏文書所収「村合併に付き村名保存願」（明治 21 年 11 月、史料番号 35）

<sup>14</sup> 『生瀬の歴史』32 頁。浄橋寺文書所収「明治 41 年 生瀬区会決議録」（史料番号 97）も参照。

な雰囲気があったのとのことである。生瀬地区の名塩への対立意識は、子どもたちにも反映していたのである。

## 1.8 宿駅業の終焉

再び時代を明治に戻して、生瀬地区の経済的事情の変化を見てみる。

近世を通して駅所として発展してきた生瀬は、その業務を明治初年以降も内国通運会社により維持していた。しかし、1885（明治18）年に内国通運会社生瀬出張所は生瀬駅伝取締所となり、1887（明治20）年にはこの取締所も廃止され<sup>15</sup>、宿駅としての生瀬の役割は制度としては終わった。

その後、1898（明治31）年6月に阪鶴鉄道の宝塚－生瀬間が開通して、生瀬に「有馬口駅」が開通した。これによって、京阪神地方より有馬温泉への入湯客が増加し、暫くの間は生瀬区が活気づくこととなった。1899（明治32）年1月に阪鶴鉄道が三田までのびると、一部の入湯客を三田に取られることとなった。同時に、有馬口駅という名称は「生瀬駅」に改称された。この改称は「有馬温泉への入り口」を独占していた利点を、駅が失ったことを意味している。

鉄道が三田まで開通したことによって、従来は生瀬を通っていた旅客や荷物は減り、生瀬区民の多くは、宝塚や西宮方面に新しく職を求め、あるいは土木工事の手伝いや共有林に入り薪稼ぎするなど経済的に苦境に追い込まれていったと『名塩史』では述べられている<sup>16</sup>。

しかし『生瀬の歴史』によると、有馬温泉の入湯客相手の商売においては、その後も、しばらくはにぎやかな様子は続いていた。駅前には人力車帳場ができ、1・2人乗りの人力車が30台そろえられており、入湯客を有馬街道沿いに送迎した。駅前には飲食店も多くにぎわったという<sup>17</sup>。

しかし遂に、1915（大正4）年4月になると三田・有馬間に軽便鉄道が開通し、入湯客のほとんどをそちらにとられることになった。生瀬駅前では人力車帳場はもちろん、飲食店にいたるまでこの打撃をこうむり、廃れていった。この時点で、車夫や宿屋が生瀬から姿を消したようである。

## 1.9 共有山林の処分

こうして、宿駅業は廃れていった。そのかわりの職として、区内で1905（明治38）年1月から操業を開始していたウィルキンソン炭酸<sup>18</sup>の工場に勤める者もあった。しかし、大半

---

<sup>15</sup> 『生瀬の歴史』60頁

<sup>16</sup> 『名塩史』474頁

<sup>17</sup> 『生瀬の歴史』53頁

<sup>18</sup> 1890（明治23）年に神戸在住の英国人クリフォード・ウィルキンソンが生瀬に来て、その源泉水が薬水といわれて、付近の住民から愛飲されてることに目をつけ、事業化した。1905（明治38）年には生瀬に工場を建設し、炭酸水を原料に清涼飲料水を製造し始めた。

は上述のように宝塚や西宮へ勤めに出るか、あるいはそれもかなわなければ、土木作業の手伝いや、生瀬村の区民共有林で薪稼ぎをすることで生計を立てるようになった。

こうした経済的苦境を背景にして、生瀬区の中では区民共有林の各戸への分割論がでてきた。まず1908（明治41）年には、共有林による益金5,000円を1戸あたり平均50円づつ分配することとなった。これをきっかけにして、分割論はますますたかまった。もちろん、安易な分割に反対する者もいて、区内は分割・反分割の両派に分かれ一時騒然となったという。

しかし、最終的には1915（大正4）年4月に、215町歩（約2.13平方キロメートル）におよぶ生瀬区の共有林が分割ないし売却された。分割された山林も、そのほとんどが直ちに売却され、区民の手に残った山林はごくわずかとなった。

なお、一方の名塩区でも1921（大正10）年に兵庫県が県下の市町村に対して、従来の区有林を整理統合して市町村有林にするよう勧奨があったことを契機として、生瀬のように区有林を区民で分割すべきであるとの議論が起き、こちらもやはり区内を2分する大きな紛争となった<sup>19</sup>。その後、名塩の場合は裁判沙汰にまで発展したが、結局のところ分割されずに決着した。

この結果、生瀬地区では土地が山林部まで細分化され、権利関係が入り組んだ状況となっている。また、生瀬地区は財産区有財産をあまり持たない地区となった。正確にはいくつかの土地はなお所有しているのであるが、同じ西宮市北部の名塩や山口と比較すると、その規模は小さなものである。そのため、後に区会や自治会の運営について、その費用の捻出に悩むこととなる。

共有山林の売却により、生瀬区民の手には一時的に現金収入があったものの、多くはすぐにまた困窮するようになった。前述したように有馬温泉の入湯客相手の商売も成り立たなくなり、1915（大正4）年を境に勤め人が急増することとなった。

なお生瀬の地でも温泉の湧出が期待できることから、温泉地としての開発が何度か計画された。記録に残っている限り、最初は1896（明治29）年頃に土地の有志が大阪より資本を導入して試みたが頓挫している。その後、1936（昭和11）年にも温泉開発のための会社が設立されているが、温泉開発はやはり頓挫している。どちらの計画も温泉そのものは湧出したのだが、経営的になりたたなかったとのことである。

## 1.10 西宮市との合併

1951（昭和26）年に塩瀬村は西宮市に合併する。ただ、最終的に西宮市に合併が決まるまでは、合併先には様々な話が持ち上がっていたのである。その経緯については松岡氏の『生瀬の歴史』序文に次のように述べられている。

過ぐる昭和17年の春、田村宝塚署長の肝煎によって宝塚市建設の議があり、良元・

---

<sup>19</sup> 『名塩史』475～476頁

小浜・塩瀬の三村合併を持って観光都を目指し着々準備が進められた。私も起草の一員として之に参画、已に大綱迄出来上って居たが、極く一部の反対者があって頓挫してしまった。

その後、昭和 22 年の頃、神戸市によって大都市建設の計画が進められた当時、塩瀬村は有馬郡の大半を挙げて神戸市に編入せんとするこの計画を好意を以て討議した。当時神戸市長であった小寺謙吉氏が有馬郡出身である関係もあって、その合併促進は活潑に論ぜられ、又合併必至を志す郡内数ヵ村は一致の歩調をとり、市当局者を招いてその協議会を開いたこともあったが、市長の急逝によってこの計画も亦行詰った。

その頃各地方に於いて都市との合併或いは独立都市の建設が盛んに行われていたが、昭和 26 年 1 月頃、西宮市が鳴尾町を始め隣接町村の合併の意思のあることを知り、塩瀬村は直ちに賛意を表し、急転直下同年 4 月 1 日を期して隣村同郡の山口村と共に西宮市に合併、過去 65 年の歴史を残して新発足することとなった。

合併先については、宝塚市・神戸市などの話があったものの実現せず、結局、西宮市からの誘いに対して、急遽合併を決定した様子が見える。この頃、西宮市には塩瀬村の南隣にある良元村（後に宝塚市と合併）との合併計画もあり、また後には宝塚市との合併についても話題に上がるが、ともに実現しなかった。結果として、1889（明治 22）年の塩瀬村への帰属に続いて、武庫川の対岸と一体となるという生瀬の願いが再び挫折した形となった。

なお戦後、西宮市が塩瀬村を合併した直後、1952（昭和 27）年の西宮市側の資料「西宮市立生瀬中学校要覧」には、旧塩瀬町の特色を「名塩・生瀬の二部落より成る旧塩瀬町。県下有数の難治村と言われた所である」としてある記述があり、興味深い。先述した 1908（明治 41）年の分離騒動に象徴されるような両村の不仲や、生瀬・名塩両区の内部で起こった区有財産の分割を巡る紛争があったことなどが「難治」といわせる背景にあるのだろう。

### 1.11 西宮市の「飛び地」

現在、生瀬地区は西宮市の塩瀬支所管内（支所は旧名塩村の方にある）ではあるが、生活上は宝塚市との一体感が強い。現在でも、生瀬の人が「街に出て買い物をする」というときの「街」は宝塚のことである。また現在では勤め先も宝塚あるいは大阪である住民が多く、西宮市街地との関係は薄いようである。

良元村との合併が果たせなかったため、現在にいたるまでの西宮市域の形は六甲山の所でくびれた形になっており、1991 年に盤滝トンネルが開通するまでは、北部と南部の交通は、他の自治体（生瀬に行くには宝塚市）を経由するしかない状況であった。北部の旧山口村・塩瀬村のある地域は西宮市南部から見れば、事実上は「飛び地」であるといってもよい。

西宮市との合併後、旧塩瀬村には支所が設けられた。それは、元々村役場のあった名塩地区の方に設けられることになった。さらに戦後直後（1947年）に設立された中学校もやはり名塩地区にあった。当時、生瀬と名塩では人口がさして変わらないこともあって、こうしたことは生瀬地区の名塩地区への劣等感を煽るところがあった。

西宮市に合併された後、生瀬では区の事業を次々と市に移管していき、区会の存在意義はほとんど消滅する。しかし、名塩地区への劣等感もあり、地区の利害を西宮市をはじめとする関係当局に対して主張する組織の必要性が認識されるようになる。

次章では、戦後の区会の様子と、その後の生瀬自治会結成について見ることにする。



## 2. 青年層による新自治会の建設運動——ムラの政治の世代交代と合理化——

### 2.1 本章の目的

さて、ここから生瀬地区の戦後史を見ていくこととする。まずはじめに、生瀬区の「ムラの政治」の戦後史で重要な役割を果たすこととなる、樽井正雄氏の生い立ちと、自治会活動を始めるまでの経歴を簡単に紹介する。これは主に、樽井氏の自伝『夢破片』（上下2冊、それぞれ1999年、2000年発行。自費出版）と本人からの聞き取りをもとにしているが、生瀬区会の文書なども一部利用して補完した。

次に、生瀬区会文書より、主に区会決議録を利用して、1946（昭和21）年から1955（昭和30）年までの生瀬区会を見ていく。この10年間で、戦前から続く生瀬区会はその性格を大きく変化させた。また区で管理していた水道の管理運営が区の大きな事業であった。その後1951（昭和26）年に西宮市に合併することになり、その後、数年をかけて、区の担っていた様々な役割が、徐々に西宮市に移管されていく。そして水道事業が1955（昭和30）年から1957（昭和32）年にかけて西宮市に移管されていくと、区の存在意義は急速に低下していったのである。

そして本章の最後に地区の様子と、生瀬自治会誕生の経緯を見ていくことにする。1958年から1968年間の10年間は、民間資本主導の宅地開発が進展し、生瀬地区の人口が急激に増加をはじめた時期となる。宅地開発が本格化する以前に、地域の各種団体の青年層によって、水道事業を失い存在意義が消滅しかけていた「生瀬区会」は「生瀬自治会」へと再編成された。「ムラの政治」の担い手が若返り、組織の性格も新たな西宮市制に対応したのものとなる。この再編成で頭角をあらわしたのが、樽井正雄氏である。この再編成の意味を分析することが、本章の最終的な目的となる。

### 2.2 樽井正雄氏の経歴

#### 生い立ち

それでは、樽井氏の生い立ちから見て行こう。

樽井正雄氏の父、樽井慶藏（1881〔明治14〕年4月2日生まれ）は生瀬で農業を営んでいた。祖先は、近世には宿場であった生瀬で馬借をつとめていたこともあったことが『生瀬の歴史』から分かる<sup>20</sup>。樽井家は古くから生瀬にある家である。また『生瀬の歴史』や区会文書を見る限りは、近世の庄屋や、明治に入ってから総代・区長・区会議員などのムラを代表する重要な役職には樽井家の者が就いたことはないようだ。

1943（昭和18）年7月4日の区会決議録の中に、世帯の所得で決定される「部落等級表」がある。1～5級と「等外」の6ランクが並ぶが、その中で樽井家は上から2番目の「2級」となっている。ただ、区会決議録などに区会議員として名前が出ていることはない。地区の中では、名家という程ではないにせよ、比較的裕福な家であったと言えよう。

---

<sup>20</sup> 『生瀬の歴史』20頁

慶藏の代では、始め馬を 1 頭は飼っていた。この馬を、農業のほかにはウィルキンソンの荷物を運んだり、村の水車から米を西宮市内に運ぶことなどに使用していたそうである。

慶藏は最初の妻であるスエと 1904（明治 37）年に結婚し、男子 4 人・女子 1 人をもうけた。スエが 1915（大正 4）年に病死した後、スエの妹であるまつと再婚した。まつとの間には、女子 1 人と男子 1 人が生まれた。この慶藏にとっては最後の子どもとして生まれた男子が正雄である。

樽井正雄は 1923（大正 12）年 9 月 13 日に生まれた。関東大震災の年である。五男として誕生したが、正雄が生まれたときに健在だった兄は 2 名だけであった。その 2 名の兄も 1934（昭和 9）年に相次いで病死してしまった。

### 国鉄への入社

2 名いる姉のうち、1 人の夫は国鉄マンであった。この義兄に勧められ、生瀬尋常高等小学校在学中に、国鉄の試験を受け合格する。これが 1937（昭和 12）年の秋のことである。ただ、合格後も自宅待機が長く続き、翌 3 月に、生瀬尋常高等小学校を卒業した後しばらくは、宝塚新温泉の食堂課に毎日勤めていた。食堂課ではコーヒー部に配属されていた。

この時点では樽井家ではただ 1 人の男子であった正雄だが、農業を続けるということはほとんど念頭になかったようである。

国鉄には 1939（昭和 14）年 1 月 18 日付けで入社した。配属は大阪の塚本信号分区となった。入社後、電気の勉強の必要性を痛感し、1940（昭和 15）年に大阪市立都島第二工業学校に入学した。勤めながら学校に通うため、生まれてはじめて生瀬を離れて、高槻の義兄の家で暮らすようになった。国鉄への就職を勧めた義兄のところである。

戦争の影響で、工業学校の卒業は 1943（昭和 18）年 12 月に早められた。同じ年、成人となった正雄は徴兵検査を受け、その後、満州第 395 部隊への入隊が通知された。

### 軍隊生活

入隊の日は 1944（昭和 19）年 3 月 19 日であった。今からふりかえれば、いよいよ敗戦の色の濃くなってきた折である。軍隊生活については詳述は省くが、1945（昭和 20）年 2 月に母・まつが亡くなり、3 月に部隊の遺骨採領（亡くなった兵隊の遺骨を内地に送り届ける任務）の任を与えられ、墓参りに帰郷している。帰郷した 3 月 18 日は、偶然にも前日に神戸大空襲があり、丸焼けになった市街地を見ながら生瀬に戻っている。

その後、満州に戻った後は、初年兵教育に従事し、8 月 9 日の日ソ開戦までは戦闘を経験することはなかった。ソ連軍侵攻後、正雄の部隊は戦闘を繰り返しながら敗走を続け、終戦後 1 月近くたった 9 月 13 日（奇しくも正雄の誕生日）に、ソ連軍に投降し牡丹江の捕虜収容所に入ることとなった。そこから、いくつかの施設を移りながらシベリアでの抑留生活が続いた。

## 帰郷後

正雄が帰国し、生瀬の生家に戻ったのは1948（昭和23）年6月1日のことであった。帰国後は国鉄に戻った。当時、国鉄の労働運動は極めて活発であり、組合員の意識が先鋭化しており、正雄も度々団体交渉に動員された。「シベリア帰り」ということで、当初「筋金入り」のように見られていたそうであるが、しかし1949（昭和24）年の下山事件・三鷹事件・松川事件が起こり、レッドパージ的雰囲気も強まる中で、結局、組合活動にはあまり深入りしなかったようである。

帰国した年の10月に妻の千代子と結婚。翌年の5月には長女佐代子が生まれる。1951（昭和26）年には次女のひろ子が生まれた。

### 2.3 敗戦後の生瀬区会決議録

再び生瀬地区の話題に話を戻そう。

戦後も、生瀬地区の半ば正式な機関として生瀬区会は存続しつづけた。全国的には、戦時に組織された町内会・部落会は1947（昭和22）年5月3日公布のポツダム政令第15号によって廃止された。塩瀬村でも、塩瀬村で組織されていた部落会は同時期に廃止されている。生瀬部落会も廃止された。しかし、生瀬区会はまた別に存続を続けていた。

生瀬自治会には、戦後の1947（昭和21）年2月6日から1955（昭和30）年7月14日までの区会決議録41件分が残っており、それによると、食料の配給・溜め池の修理・水道料金の徴収・水道管の修理・小学校の雨漏りの修理などを区会で決議している。住民のもっとも身近な課題を処理する組織として、区会が機能している様子がうかがえる。特に区の事業として大きかったのは、区で管理運営している生瀬水道に関することである。

戦後の区会決議録は、終戦から約半年後の昭和21年2月から始まっている。当時の区会の雰囲気を見るために、【表1】で1946（昭和21）年の区会決議録の議題を紹介する。なお特に断りがない限り、決議録中からは議題の見出しのみを収録している。また表記は現在の常用漢字に直している。また区会の会合は、地区の中にある浄橋寺書院や小学校を借りて行われている。

【表1】生瀬区会決議録（日付は決議が行われた日） 1946年2月～12月

1946年 (昭和21年) 2月6日	1、昭和20年度生瀬部落に供出割当てられたる木炭製造に関し其の勤労作業を二月末日より或る期間奉仕の件 2、(浄橋寺開山法要) 3、(有馬地区文化協会設立の件) 4、最近物資昂騰のため生瀬国民学校教師に対し一定期間を限り物価手当を支給すべき必要 5、高業科女生徒の裁縫教授を浄橋寺で開く 6、生瀬水路最上部に属する太多田川に新たに堰堤築造を御願ひするよう内定せり。
--------------------------	--

	<p>其の為とは云はざるも其の促進を容易ならしむるため区として兵庫県砂防協会に入会すべき必要に迫れり。且つ寄付金として額は決定せざるも三千円位を要すべきかと察せらるるも目下の労債或ひは物資の未曾有の狂騰により収支相償はざる区の財政を以ってして到底其の要望を満たし得ず、依りて一時の便法として区議有志の内より期限を附して借用すること</p> <p>右により融通を受くべき議員に就ては区長により決定すること</p>
3月6日	<p>1、区会議員任期満了につき来る三月十五日各組に於て選任すること</p> <p>2、昭和二十一年度区費水道料警防費は物価高騰のため下記の通り引上げを為すこと</p> <p>(イ)区費下記の通り十階級に分けて徴収すること</p> <p>三十円 二十円 十五円 十円 七円 五円 四円 三円 二円 一円</p> <p>(ロ)警防費 一世帯につき五円</p> <p>(ハ)水道料 引込線二十円 共用線十二円</p> <p>3、財産の申告は来る四月二日迄とし各組は下記日程によりそれぞれ生瀬郵便局に持参申告を為すべきこと (日付略)</p>
3月18日	<p>1、三月十五日区会議員改選の結果下記の通り決定す</p> <p>(1~10組まで。再選5名、新人5名。人名略)</p> <p>2、(部落葬ニツイテ)</p> <p>3、区長任期は三月末なるに付き改選の結果松岡孝彰重任と決定す</p> <p>4、御社への参詣通路に当る小松氏宅前階段は青年会により修理すべき希望あるに付き適宜実行すべきこと</p>
8月1日	<p>1、奉安庫取壊しの件 郡内各校の意一致せず見合すこと</p> <p>2、裁縫科ヘラ台十脚必要に付き新調することに決定</p> <p>3、太多田川堰堤奉仕の件 延期のこと</p> <p>4、戦没英霊の公葬は廃止されるに付き其の家庭の意に依り随時執行せらるべきこと</p>
8月17日	<p>1、奉安庫取壊しに付て</p> <p>2、同胞援護会寄附金生瀬部落割宛は金四千五百円に付き期を見て支出すること</p> <p>3、生活困窮者救助金は塩瀬村に対し七、八ヶ月分の二ヶ月分として金一萬八千円あるに付き全部落民の大体5%乃至8%に基準を置き之を調査して申告すること</p> <p>4、太多田川堰堤奉仕は期接(ママ)迫せるに付き一日も早く之を完成せしめるに協力し其の時期方法を追て決定すること</p> <p>5、昭和二十一年度財源枯渇せるに付き臨時区費徴収の件発表したるに止まる</p> <p>6、県道修理は来る二十、二十一の両日に亘り各組員総出動して之を補修すること</p>
11月2日	<p>1、(新憲法発布祝典行事について)</p> <p>2、同胞援護会寄附金四千五百円裁縫科ヘラ台国民学校職員特別賞與金壹千円其の他区経費は此際一括して二十一年度臨時区費として二十年度区費の五倍を徴収すること</p>

	3、祝典祝賀式を五日午前八時国民学校に於いて挙行するに付組長参列のこと 4、宝塚警察署新築祝賀費は村費に於いて之を支弁すること 5、平野出納役辞任の意あり後任者は追て決定すること
11月28日	(現区長で部落会長の松岡孝彰が追放令により辞任するので後継者を選ぶことに)
12月4日	1、(松岡孝彰の後任者に藤岡健三が就任) 2、昭和21年度協議費は田一反につき5円、山林一反につき不在所有者1円、部落居住者50銭 3、新道路敷設に関する寄附金並に土地買収の件、及び太多田川堰堤工事にかかる作業跡始末は前任区長に於て処理すること

### 敗戦の影響の顕在化と物価高騰による財政逼迫

【表1】から見て取れるのは、まず第1に敗戦の影響が生瀬地域にはっきりとした形をとって及んできたことである。8月の奉安庫取壊しや、「戦没英霊の公葬」廃止はその点を示している。また部落会長の松岡孝彰氏が公職追放令(昭和21年勅令第109号)によって辞任することになった。後継には藤岡健三氏が就任している。この時点で、藤岡氏は58歳である<sup>21</sup>。またそれ以前、3月18日に区会議員が再選されている。このとき10人の区会議員が選出されており、再選が5名、新人が5名である。

また第2に、この頃、戦後の物価・労賃の高騰によって、区の財政運営が苦しい様子が見て取れる。その為、11月2日の決議録では、前年度の5倍の臨時徴収を行うことが決議されている。

第3に、戦前戦中から変わらずに続いている区の事業にも注目する必要がある。8月には県道修理のために「各組員総出動」すべきことが決議されている(当時は区内が居住地区により10組に分けられていた)。県道などの修理は「道路愛護」とも呼ばれ、戦前から区民の義務であった。また区内に土地・山林を所有する者を対象にした「協議費」の徴収も以前と変わらずに行われている。

その他に興味深い記事として、生瀬水道の水源となっている太多田川に、新たな堰堤築造を願い出るために、兵庫県砂防協会に寄付金を納めることが検討されている。この件については、結局どのような決着となったのか、利用できる資料だけでは明らかではないが、水道事業を営む生瀬区にとって、水の話は極めて重要であることが見て取れる。

さてその後、生瀬区会は一時期「生瀬自治会」と名称を変更することになる。これも敗戦の影響によるものである。名称変更に至る経緯を調べるために、その直前の生瀬区会の決議事項を【表2】に掲げている。

<sup>21</sup> 生瀬自治会所蔵『昭和27年現在 生瀬区現住者名簿』に記載されている生年月日から算出。

【表 2】生瀬区会決議録 1947 年 4 月～7 月

<p>昭和 22 年 (1947 年) 4 月 16 日</p>	<p>1、(昨年度の決算報告) 2、(今年度の予算案) 3、区政に対し組長廃止及組織変更の件右協議の結果旧習に倣ひ区会議員の名称に基き西ノ町一部、二部、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、田中町、惣川町西ノ町、中之町、東ノ町と変名称し各丁目に於て世話係又は肝入等と任意設置する事に決定す 尚区長より発送する宛名は区会議員と書く 但し役場(塩瀬村)より囑託又は他の名称を以て生瀬区を干渉する場合は区会の決議に依て処置する事に意見一致、決定す</p>
<p>5 月 11 日</p>	<p>1、惣川町水利池樋修繕費補助の件 2、衛生殺虫液散布金徴収の件 3、学校長新旧歓送会開催の件 4、部落会及組長廃止に伴ひ処理方法の件</p>
<p>7 月 31 日</p>	<p>1、神社宮司児玉氏報酬増額の件 2、神社供物に関する件 3、水道共有線修理及水道料値上げの件(各戸で修理することができなくなり) 4、惣川溜池貸池料増額の件</p>

### 町内会・部落会廃止への対応

【表 2】中、4 月 16 日の決議録において「組長廃止及組織変更の件」が検討されている。これは 1947 (昭和 22) 年 1 月 22 日の内務省訓令第 4 号によって、町内会・部落会の設置を定めた 1940 (昭和 15) 年の訓令第 15 号を廃止し、4 月 1 日をもって町内会・部落会の業務を市区町村に移管することが定められたことへの対応だと思われる。

とはいえ、そもそも生瀬区会は 1940 (昭和 15) 年の訓令第 15 号にはるかに先んじて存在してきており、当時も実際に水道事業などを始めとする生活上必要な業務を行っていた訳だから、それをすぐにそれを塩瀬村に移すということは考えられず、とりあえず、役職の名称を変更することにしたということであろう。これは当時、全国各地で同様のことが行われている。

4 月 6 日に「役場(塩瀬村)より囑託又は他の名称を以て生瀬区を干渉する場合は区会の決議に依て処置する事に意見一致、決定す」ともあるが、これは訓令第 4 号をたてに、塩瀬村が生瀬区の今までの事業に介入することを警戒してのことと思われる。このような役場(行政村)への警戒が一般的なことだったのか、それとも塩瀬村役場と歴史的に摩擦の多かった生瀬区特有のことだったのかまでは判然としない。

さらに 5 月 3 日にはポツダム政令第 15 号が公布され、部落会・町内会・同連合会などはその類似組織も含めて禁止されることとなった。5 月 11 日の議題「部落会及組長廃止に伴ひ処理方法の件」はこれへの対応を協議したものと思われる。その結果、9 月より生瀬区と

いう名称は消滅し、「生瀬自治会」と名乗るようになる。また従来の区会議員は評議員と名称を変更することになる。

ただ、その後の決議録を見ても、この時を境目に組織の内実について特に変更があった訳ではない。7月には神社宮司への報酬増額（物価高騰に対応して月額300円を3倍に増やすことが検討されたが、区財政の事情から結局月額700円と決まる）や神社への供物について審議されているが、これも以前から行われていることの延長にあり、取り止めることなどが話題になったのではない。

「自治会」と名称だけを変更したものの、既存の区会はその性格を変更せずに存続し続けたと見るのが良い。【表3】に「生瀬自治会」の名称で行われた6回の決議事項を掲げたが、これを見ても、以下の2点が言えるのである。

- (1)名称を変更したのみで組織形態は変わっていない
- (2)決議録を見る限り、事業の内容も変わっていない

【表3】生瀬自治会決議録 1947年9月～1948年7月

昭和22年 (1947年) 9月19日	(この回より「決議録生瀬自治会(評議員会決議録)」と決議録名称が変更になる) 1、砂防協会寄附金支出方法ノ件 2、学校家屋雨漏修復ノ件 3、共有山他処理方法ノ件 4、水道鉄管修理ノ件
10月19日	1、墓地礼場及道路修理の件 2、塩瀬村消防費生瀬区負担の件 (負担軽減を塩瀬村に求める内容) 3、渋谷山売却経過報告及善後策の件 (売却のため新聞広告を出すが見れない) 4、秋季祭付青年へ寄附の事
12月17日	1、協議費徴収の件 (協議費の増額が決定される) 2、惣川溜池賃貸の件 3、渋谷山共有山売却報告の件 (依然、買手が付かないという報告) 4、電燈一戸一燈確守の件
昭和23年 (1948年) 1月19日	1、惣川溜池賃貸の件 2、当田山林立木売却の件 3、神社管員報酬増額の件
4月26日	1、役員改選報告の件 2、二十二年度決算及二十三年度予算案承認の件 3、学校風琴(オルガン)修理費支弁の件 4、署長歓迎会へ寄附の件 (消防署の署長に千円を寄附) 5、区有土地譲渡の件 附案

	1、塩瀬村衛生組合の設置 2、兵庫県新制中学校設立費に充填する寄附割当の件、国民保健診療所の新設
7月3日	1、過般生瀬消防団長更迭に依り交際費として一時三千円程度の贈与すべきこと 2、(区小使退職と後任、物価高騰につき増給) 3、(区有の土地売却のこと) 4、曩日決定せる生瀬自治会の名称を再改の件  従来区会を自治会と変更したるが現在に於ては其名称を広く支持するもの少く況や塩瀬村役場よりの通達其他使用せる名称は矢張り区長、区会と歴記し居り何等改称の必要を認めず現に名塩も区会其儘なり。名称に於ても皆悉(ママ)の意味も区会なる表示は明瞭適當なるものと思ふ  依て爾後生瀬区 区会 区長 区会議員と再び改称せんとす

### 区会の名称復活

この【表3】で注目されるのは、7月からの区会の名称復活である。この1948年4月には、アメリカ軍は朝鮮人学校閉鎖反対デモに対して初の非常事態宣言を発し、多数の朝鮮人を検挙するなどした。アメリカの占領は民主化に重点を置いたものから、次第に治安維持・復興を一次的に追及するものとなっていった。

さらに7月31日にはGHQは政令20号で国家公務員の団体交渉権などを否認する。恐らくは、こうした占領政策の「風向き」の変化を受けて、結局は1948(昭和23)年7月3日に区会の名称が復活することになるのである。

またミクロな地域の事情としては、生瀬自治会という呼び方については「其名称を広く支持するもの少く況や塩瀬村役場よりの通達其他使用せる名称は矢張り区長、区会と歴記し居り」ためとされている。地域住民にとっては「区会」の名称の方が長年慣れ親しんでおり、新しい「自治会」という呼び方を支持するものが少なかったと推測される。

また塩瀬村役場からの通達も旧称のままであるのに、長年続いた名称を「自治会」「評議員」などと呼び変えるような「自己規制」をする意味もないだろうということになり、こうして1年も経たずに、区会の名称が復活することとなった。

また区の財政は引き続き苦しい模様で、区有財産の処分を試みるも売れないこと(渋谷山共有山売渡の件)が報告され、また協議費の増額が決定されている。

### 消防団について

もうひとつ、この【表3】の時期に注目すべき点は、消防についての話題が出てくるようになることである。これは1947(昭和22)年に生瀬消防分団が組織されたことによるものである。

『生瀬の歴史』によると、明治期に消防団が組織された後、1939(昭和14)年に警防団に改組した記述がある。当時、想定された空襲の危機に対応するため、この年に勅令によ



って警防団令が発布され、全国的に消防組は勅令団体としての警防団に改編されている。

その後の消防団についての法令上の動きを確認すると、昭和 22 年（1947 年）に消防団令が発布され、戦前の警防団は消防団として復活することとなった。昭和 23 年（1948 年）には消防組織法が公布され、消防団は地方自治体に付属する消防機関として位置づけられた。

こうした動きに対応して、生瀬でも消防分団が組織されることになり、区会の大きな議題の 1 つとなっていく。また消防団の活動は地区の若手が「ムラの政治」に関わる入り口ともなる。そうして昭和 30 年代以降、水道事業を失った区会が一時存在意義を失った後、それを新たな「生瀬自治会」として再編成していく青年層が消防団から登場することになる。

この点は以下の【表 4】からも見て取れる。1948 年 7 月には新たに結成された消防団のために、装備などを新調する議題がある。また 8 月には消防団費と消防費徴収額を増加させる議題が登場する。また 12 月には、消防団が夜警を行う際に手当を支給することが決議されている。

【表 4】生瀬区会決議録 1948 年 7 月～1949 年 5 月

昭和 23 年 (1948 年) 7 月 8 日	1、消防団服新調の件 2、ポンプ修理並に地下足袋給付の件 3、溝手（水路掘割）修理並新設の件
8 月 22 日	1、生瀬駐在所住宅畳新調の件 2、消防団費支弁の件 3、消防費徴収増加の件 4、神社屋根掃除の件
11 月 1 日	1、浄橋寺本堂雨漏（屋根）大修理施工費約老万円 2、生瀬小学校裁縫室（青年会館）の畳[を修繕する件]約老万円 (上記 2 つの支出のため、区有財産から支出することを決定)
12 月 7 日	1、小使、水道看守人手当（給与金増額の件） 2、特別会計報告及承認の件 3、協議費徴収の件 4、消防費（臨時）夜警費支出の件 5、神職報酬金増額の件 6、学校教室改造の件 7、新年宴会々（ママ）催の件
昭和 24 年 (1949 年) 2 月 7 日	1、生瀬小学校使用、机、腰掛購入の件 2、新制中学校設置付建築費割当の件

4月18日	1、昭和二十三年度決算及二十四年度予算案承認の件 2、生瀬惣川溜池処置の件 前記惣川溜池全部を一部小作人より農地法に依り買収せんとする形跡ありを聞及びたるに依り区としても放任せること出来ず該池は区有財産として保留せられしことを農地委員会へ申請する旨を審議せし処満場一致原案賛成議決決定す 3、水道係補欠撰定の件
5月11日	1、立木（杉約三本）売却の件 付記 引続き役員会（区会議員 世話係）を催し懸案の新制中学校建設費徴収経過報告と今後の方策を協議し村長の列席と共に質疑応答の結果未納者に対し勧誘的了解を求めること（村長、区長、隣保代表者が家庭訪問の上）

### 区の財政状況と寺・神社・学校・駐在所の話題

【表4】の時期（1948年7月～）から、区会決議録の中に寺・神社・学校・駐在所などの話題が目立ってくる。主にそれらの建物や設備の修理の話題として出てくる。

一方で、これ以前には区会の財政状況の厳しさについて、決議録の中で言及されている記述が多かったのであるが、このころになると、それが見当たらなくなる。新制中学校の建設のための負担などが同時に話題にのぼっているのにも関わらずである。このころから、区の財政状況は好転したのだと思われる。区の財政については、後にまた改めて分析を行う。

### 塩瀬中学校

新制中学校の話題が出てくるので、ここで塩瀬中学校のことについて簡単にふれておく。新学制がしかれたのにもとない、1947（昭和22）年4月に塩瀬村立塩瀬中学校が発足した。これは最初、名塩小学校に併設されたものであり、小学生と中学生のトラブルが多かった。そのため独立校舎の建設が急がれた。【表4】の1949（昭和24）年2月の決議事項にある「新制中学校設置付建築費割当の件」とは、この校舎建設のために区が負担する費用についてのことである。なお5月には建設費徴収の件が協議されている。負担を嫌って、割り当てられた建設費を支払わない区民も多かったことが記事から察せられる。そのため、塩瀬村村長以下が徴収のために直接に訪問活動を行うことが決議されている。

1950（昭和25）年2月に新しい校舎が完成した。西宮市に合併される直前のことで、塩瀬村としては最後の大きな事業となった。場所は名塩集落の近くで、生瀬地区よりは離れた場所に建設されている。

### 農地改革でブドー池が区の手を離れる

1949（昭和24）年4月、農地改革に関連して、惣川溜池を農地委員会が買収しようという動きが、生瀬区内の一部の「小作人」（主に惣川地区の農家）から出てきたとの記事があ

る。惣川溜池は、生瀬区の東、宝塚市との境界に位置しており、地区の人々はこれを「ブドー池」とも呼んでいる。鯉や鮒などがこの池で養魚されていたという。

区有財産であり、この池の水を農業用水として惣川地区などに供給し、その使用料を区が徴収していた。そのため、用水の利用者である農家と区との利害が対立することになったようである。

もちろん、生瀬区としてはブドー池を区有財産のまま置いておこうとしたのだが、結局、後に農地委員会に買収され、区会の手を離れることになる。1950（昭和25）年のことである。その後は、惣川地区の農家何軒かによる水利組合がブドー池を管理することとなる。

なお、区の主な事業である生瀬水道の水系には関係のない池であったので、水道事業には影響がなかった。

【表5】生瀬区会決議録 1949年6月～1950年1月

<p>昭和24年 (1949年) 6月29日</p>	<p>1、旧県道（神社裏道より地車蔵迄）の今回降雨の為め破壊甚しく之か道路愛護の目的を以て修理の可否及方法を討議せし処左の通り決議勤労奉仕の方法に依る（後略）</p> <p>2、溝手赤子谷より上手水路土砂場の件</p> <p>3、新制中学校寄附金処理の件</p> <p>4、浄橋寺檀家総代選挙の件</p>
<p>10月24日</p>	<p>1、副区長選挙の件</p> <p>2、郵便局保管国債、債券処理の件</p> <p>3、朝鮮児童小学校入学の件</p> <p>政府の命に依り聯盟解散と伴い朝鮮人小学校閉鎖に伴い当区小学校へ入学すべき機に際しては必然児童用机不足となる。これを当局の負担の方県と審議の結果今回の指令は政令に関する以上原則として当然当局へ申請するべきが正当なる旨により該事項の結果を見て差当り村役場（村長宛）依頼すべき事を議し自今変更の止む得ざる場合は会議を開くべき旨を決議す</p> <p>4、神社裏道路上草木除去の件</p>
<p>12月21日</p>	<p>1、永井氏より電話預り名処（ママ）返還請求の件</p> <p>2、来年協議費徴収の件</p> <p>3、年末の生活補助費支給の件</p> <p>4、二十五年度初会宴饗の件</p> <p>5、消防団員組織の件</p> <p>消防団員の辞表提出及団員統制上新規定を制定して組織変更すべき方法として左記条項を表示することを議決す</p> <p>イ、団長は消防団員より撰定すること</p> <p>ロ、区民年令満二十一才より四十才迄、男子をして義務として団員に加盟し定員制</p>

	として交代の方法又は他の善処方を団長等に相談の上、結局消防団へ委任すること。尚今後費用の点は新団長より請求の場合は之の処置として現在の消防費の約五割の増額を徴収すること。
昭和 25 年 (1950 年) 1 月 29 日	1、神社境内土地譲渡に付き報酬其他支弁の件 2、駐在所自転車修繕費支出件 3、元学校使用古畳（殆ど破腐せしもの）売却の件 4、(松の木譲渡の件)

### 水道看守人

【表 5】中、12 月の議事の中に、樽井正雄氏の父親の慶藏の名前が出てくる。水道看守人としてである。議事の中身は、「年末の生活補助費支給の件」という議題で、水道看守人の樽井慶藏に「年末の生活補助費」、ボーナスを月々の看守人手当と別に 300 円支給しようという決議がされている。

生瀬区には、区の用事を行う小遣いと、生瀬水道につながる水路や樋について、水漏れなど不具合が生じていないかを監視するための水道看守人（水道係とも呼ばれる）という役割がおかれている。そしてその水道看守人の役には、樽井正雄氏の父、慶藏が深く関わっていたようだ。

利用できる資料の範囲では、水路に関係して樽井慶藏氏の名前が出てくるのは 1942（昭和 17）年 6 月 4 日の区会決議録が始めてである。ここでは水路の清掃に関して「全水路に亘り専門的修理の要を認め各組より下記諸氏特別役割として之に当つ」として 13 名の名前が並ぶ中に、樽井慶藏の名前がある。「専門的修理」というのが、どの程度のものであったかは憶測するしかないが、何かしらの技術を持っていたのだと推測できる。

生瀬自治会文書にある「区費支払簿」を見ると、1946（昭和 21）年 1 月にはじめて「水道看守」の名目により樽井慶藏に 80 円が支払われている。それ以前は、中西や山田という人物が同じ「水道看守」の名目で 80 円を受け取っていた。毎月の水道看守費を受け取るのは、区内では 1 人だけである。

なお「区費支払簿」によると、1946（昭和 21）年 1 月からは、1955（昭和 30）年 9 月まで樽井慶藏氏が水道看守の任にあたっている。10 月からは前原という別の人物に交代している。なお看守人手当ての額は「区費支払簿」によれば 1950（昭和 25）年度で月 1000 円、1955（昭和 30）年度で月 1500 円、1956（昭和 31）年には月 1800 円となっている。

その後、1957（昭和 32）年 4 月になると、支払いから「看守人手当」の項目が無くなる。ちょうどこのとき、水道の管理を移管された西宮市が老朽管の改修などを行い、1957（昭和 32）年 4 月から給水を開始している<sup>22</sup>、それに合わせて看守人という役割が消滅したのだと思われる。

なお、看守人の仕事は、水路や樋に不具合が無いかどうかを見て回るだけにとどまらず、

<sup>22</sup> 西宮市水道局『西宮市水道 70 年史』1994 年 9 月、197 頁

簡便な修理なら自分で行ったようである。また業者を呼んで修理するかどうかについての判断も、看守人が行い、業者との交渉なども行っていたことが、決議録の記載などから分かる。

### 消防団の組織改組

1947（昭和 22）年に誕生した消防団であるが、出来たばかりであるためか、その組織運営についてはいろいろと試行錯誤が続いたようである。【表 5】の 1949（昭和 24）年 12 月には「消防団員組織の件」が議題にあがっている。

区会の別の文書によれば、この時期の消防団長は次のようになる。

昭和 22 年から約 1 年間	木島卓巳
昭和 23 年から約 2 年間	田中定吉
昭和 25 年から約 1 年間	元井太蔵

発足当初の消防団長は、1 年か 2 年で交代していることとなる。その後、西宮市と合併した後、1951（昭和 26）年からは 22 年間、木嶋巖が消防団長を務めているのと対象的である。詳細は分からないが、西宮市との合併以前の消防団は、まだ組織が安定していなかったとも思われる。

【表 6】生瀬区会決議録 1949 年 6 月～1950 年 1 月

昭和 25 年 (1950 年) 4 月 15 日	1、昭和二十四年度自昭和二十四年四月一日至二十五年三月三十一日歳入出計算報告書を提出審議説明の上原案通り承認す 2、昭和二十五年年度予算案を提案協議の上原案通り決議す 3、(水道料金について) 4、当区所有の惣川溜池を農地買収計画に依り買収する旨農地委員長より通知あり。
5 月 26 日	1、溝路コンクリート修理費報告の件 2、区立幼稚園設立の承認の件 3、学校職員宿直住宅住宅料補助の件 4、サクラ旅館建築物に関し水路衛生上話会の件
8 月 8 日	1、青年団申込の盆踊に就て (青年団が区に費用負担を求めるが却下) 2、神社、寺院区財に譲受報告及支出弁償の件 3、神社境内古大枯木老本売却報告の件 其他 今回サクラ旅館設置のバンガローに依り 飲料水路に対し衛生上汚穢の点を見て放任出来ず何とか完全なる前契約の履行を迫る外爾後発展の際は之に順じ相当の設備を申出ることを審議せり。株式会社森組、碎石工場に関しても水利使用等にも前交渉の回答を期して前後処理すること。尚旧来当区城山より採掘せる硝子の原料白土の工場を設立の際は区民は反対の声はないのかと申込人あり 此の回答如何等と雑談的な話題を討議して午後十一時散解す

9月12日	<p>1、サクラ旅館設立のバンガロー水路衛生交渉の顛末報告のこと</p> <p>右バンガロー付近の水路に対する衛生的設備は相互に談合着手すべき所其設備は至って不完全なるに依り交渉委員は改めて濾過設備を執行すべき旨に基き其費用に対し二万円程度の寄附を要求せり。之に対しサクラは去年は打算上（赤字）応じ難く寄附問題は翌年まで延期を述べ、現在使用せる建物付近には最初約束通りセメントコンクリートを施し完全なる設備をなすべき旨の回答あり。茲に於て委員は（三人）実行を強要して散会せり。</p> <p>（立会人は大阪鉄道局陸運局川田氏）右の顛末を区長より説明報告各員了解せり。</p> <p>2、神社境内風水害倒木の処置及宮修理の件</p> <p>3、惣川溜池農地法強行適合如何協議の件</p> <p>4、塩瀬中学校増設資金に対する定期預金に就て審議のこと</p> <p>5、新県道の修理に伴ひ個人所有地寄附方依頼の件</p>
12月21日	<p>1、生瀬小学校現在学校職員宿直及第一学年級使用の家屋を（青年学校、旧校舎）を村へ寄附可否の件</p> <p>2、惣川地区小作人より要請に就いて協議の件</p> <p>3、協議費（二十五年度）割合審議の件</p> <p>4、公用米供給不備に就いて協議のこと</p> <p>5、消防団長辞任に就いて報告の件</p> <p>6、浄橋寺檀家総代任期選挙の件（満期）</p> <p>7、区長任期満了改選の件</p> <p>8、新年宴会の件</p>

### 水質汚染への抗議

【表6】の時期には、「区立幼稚園設立の承認の件」（結局は計画だけでできなかったのだが）（5月）、青年団主催の盆踊りの費用負担について区に費用負担を求めたが、却下される記事（8月）、先に述べた惣川溜池（ブドー池）が農地委員会に買収されること（9月の記事）、消防団長の辞任（12月）などが議題として登場する。

また特に目立つのは、1950（昭和25）年の5月と8月、9月に議題になっている「サクラ旅館設立のバンガロー」の件である。樽井正雄氏の証言によると、このバンガローは生瀬水道の水源になっている太多田川の上流に建設され、宿泊客などがいるのだが、便所やその他の生活廃水を処理する設備が貧しく、ほとんど垂れ流しに近い状態で川に流していたという。そのために川の水が汚染され、水道事業を行う区としても放置できない事態になったという。

バンガローの話題はこの年にしか出てこないため、9月の決議録にある通り、翌年の対策を約束させて事態は解決したのだと思われる。なお、9月に報告されている交渉の場に、立会人として「大阪鉄道局陸運局川田氏」なる人物がいる。これは国鉄に勤務していた正雄がお願いして立ち会ってもらったものとのことである。父親の慶藏が水道看守人であるこ

とから、正雄も関係して活動したのであった。

【表 7】生瀬区会決議録 1951 年 6 月～1952 年 9 月

<p>昭和 26 年 (1951 年) 6 月 4 日</p>	<p>1、例年実施する水路掃除に就いて 2、二十五年度の収支決算報告及二十六年度の予算の件 (予算が審議未了に) 3、区長解任と当区の機構組織に関する件 今回西宮市と合併の上は既に区としては自然解消することとなり、爾後自治団体として活動するか、幸いにして西宮市より水道費外雑支出の補助を受けることとなれば全然区費等の徴収も不要となり区民も何等負担なく一般より喜ばれることとなる。然し此交渉として区長、及八尾副区長、熊野議員が元村長、現在支所長、古山清治氏へ意見を聞き其上にて方針を決め協議会を催し意見交換をすることを打合わせた 4、元村長保管の公債返還報告の件</p>
<p>昭和 27 年 (1952 年) 1 月 11 日</p>	<p>1、協議費徴収の件 2、水道看守人、出納係、小使の手当増額の件 3、区長辞任と改選の件 予て区長任期満了の為改選すべき筈なるも後任者見当らず今日迄延期せしも本日改めて再選として重任することと決定、同氏も承認挨拶をなす(併しながら適当な人選あらば何時にても退任すること)以上を審議決定して午後三時解散、引続き三時より中絶せる新年宴会として全員及区有志者数名と共に小宴を催し午後七時迄盛会であった。(中略) 会費二百円を徴収して不足額は区より負担すること。</p>
<p>4 月 29 日</p>	<p>1、昭和二十六年度決算報告同二十七年度予算承認の件 2、昭和二十七年四月より水道料増額の件 3、ウイルキンソン炭酸株式会社土地貸付の件 4、神社宮司児玉康治氏報酬増額の件(注 1500 円を 2500 円に) 5、生瀬墓地を西宮市へ無償提供の件 西宮市塩瀬町生瀬中荒田区墓地(中略) 右墓地は当区民の火葬場なるも其設備等に不完全且つ破壊甚敷之か改修の必要を市へ交渉願出せし処場合に依つては該土地を市へ無償寄贈の運びになるも計り難く其際は提供すべき議案を区長が説明せしに異議なく承認決議する。 6、道路愛護通知の件 全国的道路愛護の精心(ママ)を奮起する目的を以て該念を表示すべき旨を県知事より通達あり区民及消防、青年各団体と俱に協同一致其要望の諸点を明記して知事宛回答する旨を説明して了解を求めたる処了承決議した、 其他水道の修理及び田中の破損した道路の改復等を西宮市へ要求する旨を対談して午後十時解散</p>

9月10日	1、墓地落成に就て整備等に付き協議の件 2、防犯協会支部長選任の件
-------	--------------------------------------

### 西宮市への合併と区会の存在意義の低下

さて、1951（昭和26）年4月1日に塩瀬村は西宮市に合併された。生瀬区も西宮市の一部となったわけだ。また翌年の1952年（昭和27年）4月28日にはサンフランシスコ講和条約が発効した。こうした出来事は、生瀬区会にどのような影響を与えたのか。【表7】を見てみよう。

1951（昭和26）年4月1日、生瀬区を含む塩瀬村が西宮市に合併編入された。それによって区会がどうなるかという見通しについて、6月4日の決議録で述べられている。水道費のことが話題になっているのは、区の財政の大きな部分を水道事業が占めているからである。その水道事業やその他の雑費について補助を受けることになれば、区の存在意義は消滅すると認識されていたのである。ただ先に述べたように、1957（昭和32）年4月に西宮市水道局が給水を開始するまで、生瀬水道を管理運営する仕事が区会にはまだあり、水道看守人の手当増額の件が1月の記事で検討されている。

その他、西宮市への合併に関する話題としては、1951（昭和26）年6月の「元村長保管の公債返還報告の件」（塩瀬村が消滅するため）、1952（昭和27）年4月の「墓地を西宮市へ無償提供の件」、「其他水道の修理及び田中の破損した道路の改復等を西宮市へ要求する旨」などが出ている。

さて、西宮市への合併の影響は顕著に出ているが、占領終了についてはどうだろう。一般にサンフランシスコ講和条約の発効とともに、町内会・部落会を禁じた政令第15号も失効し、町内会などの復活の動きが顕著になったとも言われているが<sup>23</sup>、生瀬地区については直ちに何か影響が出ていることは無い。ただ1952年（昭和27年）4月に兵庫県知事より「道路愛護」について通達が出ている。「道路愛護」とは地域住民で国道・県道の整備清掃などを行うことを指す戦前戦中からの言葉であるが、こうした通達が出てくるのが政令第15号の失効に関連しているとも考えられる。

その他、目立った記述としては、1946（昭和21）年12月より区長を務めた藤岡健三氏が辞意を表明していたが、後継者が見当たらないため継続することになったことが1952（昭和27）年1月の記事から分かる。結局、その後1961年（昭和36）年4月まで、区会が自治会になった後まで区長・自治会長を藤岡氏が務め続けることになる。

<sup>23</sup> 例えば上田惟一「京都市における町内会の復活と変動」岩崎信彦他編『町内会の研究』（御茶の水書房、1989年2月）など。上田はの中で、昭和27年4月から昭和30年代いっぱい「町内会の復興期」と呼び、ポツダム禁令の解除を重視している。これは上田が対象としたような都市部においては妥当するかもしれないが、本稿で分析した生瀬地域のような明治期からのムラの政治の力が強い場所では妥当しない可能性が高い。



【表 8】生瀬区会決議録 1951 年 6 月～1952 年 9 月

昭和 28 年 (1953 年) 1 月 11 日	1、来年度協議費算定之件
4 月 29 日	1、昭和二十七年度決算報告及二十八年度予算案承認の件 2、水道料値上げの件 3、溝手掃除日変更の可否の件
昭和 29 年 (1954 年) 1 月 11 日	1、協議費徴収の件 2、消防費徴収増加の件 3、書類保存箱調製の件 4、小学校増築催進に係る順（ママ）備の件
4 月 28 日	1、昭和 28 年度決算および昭和 29 年度予算案について 2、寺院庫裡増築に対し追加寄贈の件 3、小学校増築祝賀記念費徴収の件 (PTA と連絡協議会をつくり徴収について協議すること)
昭和 30 年 (1955 年) 4 月 26 日	1、昭和 29 年度決算および昭和 30 年度予算案について 2、小学校運動場拡張費へ寄付の件 3、水路修繕、神社屋根破損の修理等適宜修復旧する件
7 月 14 日	(学校運動場拡張の件、PTA・消防団・青年団などの代表者が出席している)

### 区会組織の衰退

昭和 30 年 7 月で、生瀬自治会文書中の区会決議録は終わっている。既に【表 7】の頃からの区会開催回数が減少する傾向にあるが、【表 8】を見ると区会の開催回数が以前より少なくなっている様子がはっきりとする。

【表 9】に、昭和 21 年度からの区会の決議回数をまとめたが、これによると、1951（昭和 26）年からの区会開催回数の減少が見て取れる。これはちょうど、西宮市に塩瀬村が合併された年度となる。

その後、1956（昭和 31）年以降には、区会の決議録が「生瀬自治会文書」からは見当たらなくなる。区会の決議録には一時期を除いて会議開催回数（第〇回生瀬区会というような表記）が記載されていないため、決議録が紛失している可能性もある。しかし恐らくは、会合が開かれる回数自体が減りつづけ、1955（昭和 30）年以降は区会自体が開かれなくなったと

【表 9】生瀬区会の決議回数

年度（4 月～翌 3 月）	回数
1946（昭和 21）年度	5
1947（昭和 22）年度	7
1948（昭和 23）年度	7
1949（昭和 24）年度	6
1950（昭和 25）年度	5
1951（昭和 26）年度	3
1952（昭和 27）年度	3
1953（昭和 28）年度	2
1954（昭和 29）年度	1
1955（昭和 30）年度	2

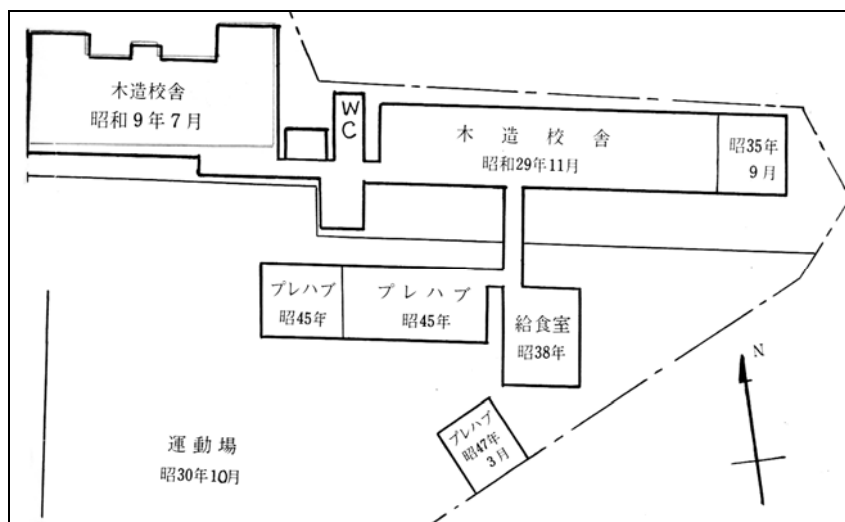
考えるのが良いのではないか。つまり、区会組織が衰退していったと考えられる。

一方で「区費支払簿」を見てみると、区会からの支払いは1958（昭和33）年12月まで続き、最後まで区長手当てなどが支払われている。会計主体としての区会はこのときまで存続していたと分かる。その後、別の帳簿となり1959（昭和34）年1月から帳簿の欄外に「自治会と改称」とあり、支出項目から区長手当てが消滅している。これは後述する「生瀬自治会」の設立によるものである。

### 生瀬小学校増築と他の住民団体の区会への登場

生瀬区会最後の大きな事業となったのが、生瀬小学校の増築である。1954（昭和29）年1月と4月に記事が出てくる。この増築は、従来の木造校舎のあった場所の東側に校舎を建てますというものであった（【図】参照）。

【図】生瀬小学校の増築について<sup>24</sup>



また翌年の1955（昭和30）年には小学校の運動場が整備されている。こうした校舎増築や運動場拡張にあたって、生瀬区会としては費用の1部を負担するのだが、それ以上に生瀬区の動きとして重要なのは、必要な用地の提供について、土地の権利関係を整理し、地権者を説得するという事務をこなすことだった。生瀬自治会文書に当時の土地の権利書・契約書などが残されており、また土地に関する交渉の経緯を示したノートが残されている（執筆者は不明）。

そして、こうした動きは区会役員によって担われたというよりは、PTAなどの各種団体の有志によって行われていたようである。区会決議録を見ても、1954（昭和29）年4月28日の記事では、「小学校増築祝賀記念費徴収の件」については区会単独では決定することができず、その件についてPTAと連絡協議会を結成することのみが決められている。

これ以前の決議録を見ると、それまでも小学校に関する話題はあっても、それについて、

<sup>24</sup> 西宮市立生瀬小学校『百年の歩み』（1972年）の「校地、校舎変遷図」より一部を採録

区会が PTA と相談している様子はない。だからこれは、区会の衰退にともなって現れた、新しい事態だと思われる。

また最後の区会と思われる、1955（昭和 30）年 7 月 14 日の集まりには、PTA・消防団・青年団から区会議員以外の者が 6 名区会に出席し、決議録に確認の印を押している。区会議員以外の者が印を押している決議録はこれのみである。議事の内容は、学校運動場拡張のために、区の土地を西宮市に寄付採納するか否かという話題であるから、従来であれば各団体と相談するようなことではない。それにも関わらず、各団体の者が出席しているのは、生瀬区の運営が、区会議員だけでは成り立たなくなっているということを示している。

こうして、この後 1957（昭和 32）年に区内の各団体によって「生瀬自治連合会」が結成され、さらに 1959（昭和 34）年に「生瀬自治会」が発足して生瀬区会に取って代わることとなるのである。

## 2.4 生瀬区会の財政と生瀬水道

ここまで、主に生瀬区会決議録に基づいて、1946（昭和 21）年から 1955（昭和 30）年までの生瀬区会の変遷を見てきた。その中で度々、生瀬区会にとって水道事業が大きな比重を占めると述べてきたが、そのことを区会の決算書類で確認しよう。

戦後の生瀬区会については昭和 24 年度から昭和 29 年度までの毎年度の「歳入歳出報告書」が残っている。次ページには、その最初と最後の年度のを【表 10】として掲げた。

1949（昭和 24）年度は、先に区会の財政状況がやや好転してきた時期と分析した年度になる。これを見てみると 5 千円近くの繰越金を出すことが出来ていることが分かる。また収入については、主に「区費」「水道料」が同規模、続いて「協議費」の占める割合が高いことが見て取れる。支出については「水道修繕費」「水道看守人手当」の占める割合が高い。その他「臨時支出費」、「小使給料」「区長手当」などと割合としては続く。

水道事業のみを見てみると、水道料による収入が 28,279 円であり、それに対し水道維持に看守人手当と修繕費を足して 26,405 円を支出しており、採算は取れるようになっていることが分かる。

その後、収入・支出に占める水道事業の存在感は、年度を経るごとに大きくなっていく。それに比べて、他の収入は伸びない。

1954（昭和 29）年度の「歳入歳出報告書」を見てみよう。昭和 24 年度に比べ、収入に占める「水道料」の割合が、非常に高くなっていることが分かる。水道関連支出の「水道修繕費」「水道看守人手当」も伸びているが、収入の伸びほどではないことが分かるだろう。一方で、収入の「区費」は昭和 24 年度とあまり変わらず、「協議費」は 3 分の 2 程度に減っている。

生瀬区会の財政は、水道料収入に大きく依存する構造へと変化していった。だからこそ、1957（昭和 32）年 4 月から西宮市が水道の供給を開始すると、会計主体としての区の存在意義がほとんど感じられなくなったのだと思われる。

【表 10】生瀬区歳入歳出報告書（昭和 24 年度及び昭和 29 年度のもの）

昭和24年度歳入歳出報告表  
自昭和24年4月至同25年3月

収入科目	種別	金額	支出科目	種別	金額
固定収入			事務諸費		
区費	町内徴収高	¥28,279.00	区長手当	年額	¥3,600.00
水道料	同	¥28,236.50	出納係手当	"	¥800.00
諸収入			小使給料	月700円	¥8,600.00
公債利息	24年度	¥1,017.50	雑消費費	9口	¥2,282.00
農業組合	"	¥315.00	維持費		
協議費	"	¥18,859.90	水道看守人手当	月1,000円	¥12,300.00
繰越金			水道修繕費	36口	¥14,105.00
前年度繰越金		¥10,658.20	税金	2口	¥221.60
			借地料	6口	¥622.00
			電燈料		
			電灯料	17口	¥7,085.00
			特別費		
			学校費	7口	¥3,780.00
			寺院	2口	¥900.00
			神社	6口	¥3,850.00
			臨時費		
			臨時支出	33口	¥14,061.00
			繰越金		
			次年度繰越		¥15,159.50
合計		¥87,366.10			¥87,366.10

昭和29年度歳入歳出報告表  
自昭和29年4月 至昭和30年3月

収入科目	種別	金額	支出科目	種別	金額
固定収入			事務諸費		
区費	町内徴収高	¥29,450.00	区長手当	1ヶ年	¥6,000.00
水道料	"	¥82,060.00	出納係手当	"	¥1,200.00
諸収入			小使給料	月1,000円	¥12,500.00
農業組合		¥300.00	雑消費費	12口	¥2,860.00
協議費		¥12,814.00	維持費		
繰越金			水道看守人手当	月1,500円	¥19,000.00
前年度繰越金		¥17,028.00	水道修繕費	54口	¥41,556.00
			特別費		
			学校費	4口	¥3,200.00
			寺院	3口	¥1,300.00
			神社	12口	¥11,507.00
			臨時費		
			臨時支出	23口	¥10,380.00
			繰越金		
			次年度繰越		¥32,149.00
合計		¥141,652.00			¥141,652.00

※金額の単位は「円」。小数点以下、「銭」まで表示していることに注意。

## 生瀬水道について

昭和 20 年代、とくにその後半の生瀬区会にとって、水道事業が重要であったことを主に財政の面から確認したが、ここで生瀬水道そのものについて、簡単に紹介しておく。

生瀬の集落は武庫川沿いにあったものの、斜面の高台に位置していたため、武庫川からの給水は難しかった。また井戸水にも乏しい。そのため、近世より生瀬街道の両側に設けた開渠式の水路で太田川より導水し、飲料水や生活用水を得ていた。浄橋寺文書所収の「生瀬村馬借絵図」を見ると、延宝 5（1677）年のころには生瀬街道の両側に川の水を流し生活用水として利用していた様子がよくわかる。

明治期に入り、住民は水路の水を直接に飲用するのは不衛生だと考えたようである。そのため、1894（明治 27）年に上水道を敷設するための調査を行っている。その 10 年後（1905 年）、生瀬の西に流れている太多田川から取水した水を簡易浄化する上水道が完成した（生瀬簡易水道）。工費は当時の金額で 1,606 円かかっており、そのうち有志 18 名よりの寄付金が 780 円、郡よりの補助費が 200 円あり、残りは区の協議費で整備された。

最初の水道は木管で作られていたが、1923（大正 12）年には鉄管に改修された。また 1941（昭和 16）年には大規模な排水管や水路の修繕が行われている。これら改修に必要な経費は、区の協議費と水道の使用料（地区民のうち、水道を使用するものから徴収していた）、あるいは区有財産を処分して得た収入で賄われたようである。

## 水道の西宮市への移管と区の役割の終了

このように、生瀬区自身で管理されていた生瀬簡易水道であったが、1951（昭和 26）年の西宮市への編入後は、この簡易水道の管理を市に移管して、市営水道の供給を受けたいという要望が地区内で高まったとされている<sup>25</sup>。先に見てきた区会決議録についての【表 7】中の 1951（昭和 26）年 6 月 4 日の記事「幸いにして西宮市より水道費外雑支出の補助を受けることとなれば全然区費等の徴収も不要となり区民も何等負担なく一般より喜ばれることとなる」はこのことを裏付けている。ただ移管はすぐには実現しなかった。

1955（昭和 30）年 12 月になり、生瀬簡易水道全体が西宮市に寄付採納されることになった。水道の管理を移管された西宮市は老朽管の改修などを行い、1957（昭和 32）年 4 月から給水を開始した。

同時に、水道事業を主な任務としていた区会の役割は、ここでひとまずは終わることになるはずである。1955（昭和 30）年を最後に区会の決議録が存在しないことは、このことを示しているのではないだろうか。

しかし地域には、まだ解決しなければならない課題が様々に存在した。そこで新たな「ムラの政治」の制度的構造が生瀬区会から「生瀬自治会」として再編成されることになるのである。

---

<sup>25</sup> 西宮市水道局『西宮市水道 70 年史』1994 年 9 月、197 頁

## 2.5 地域の諸団体による生瀬地区自治連合会の発足

1957（昭和 32）年 4 月の生瀬水道の移管が、生瀬区会にとっては大きな転機になったことを見てきた。先にも触れたが水道事業を失った後も、生瀬区会からの支払いは 1958（昭和 33）年 12 月までは続いている。水道事業を失った直後、昭和 32 年度の生瀬区会の支出のみを【表 11】にまとめたが、その内容を見ると、ただ区長や小使いに手当を支出するだけの組織になっており、他には神社費を除いて、これといった事業支出がないことが分かる。

一方で区会の収入の柱であった協議費<sup>26</sup>については、生瀬区内に保有している田畑・山林の面積に応じて徴収する仕組みであったが、離農者が増え、また区内に土地を所有しながらも区外に転出する者も増えるにともない、徴収が難しくなってきた。

【表 11】1957（昭和 32）年度 生瀬区会支出内訳

臨時費	¥10,850
区長手当	¥9,000
出納係手当	¥1,200
小使給与	¥12,000
事務雑費	¥4,185
学校費	¥1,000
寺院費	¥1,500
神社費	¥22,516
その他	¥300
合計	¥62,551

またこのころになると区長・区会議員などの役員が高齢化していた。1957（昭和 32）年 4 月には、藤岡区長は 69 歳であった。当時としては確かに高齢といえよう。また西宮市への合併以降、市に対して要求しなければならぬことが増えてくるのだが、その担い手も必要であった。生瀬の隣にある名塩地区であれば、市会議員となった八木米次議員がいる。生瀬でも八木議員に西宮市とのパイプ役を願うことはあったが、違うムラ出身の議員では、地区内部の利害の取りまとめまで含めて期待するのは難しかった。

このような事情を背景に、区会組織の廃止と自治会発足にいたる、「ムラの政治」の再編成が行われることとなったのである。

その第 1 段階が「生瀬地区自治連合会」の発足であり、第 2 段階が生瀬区会の廃止と「生瀬自治会」の発足である。そしてこの各段階において、重要な役割を果たしたのが樽井正雄氏であった。

<sup>26</sup> 戦前の地方税制上において、公法上の保護は与えられず地域の協議によって決すべきとされた民費が「協議費」と呼ばれた。その変遷と位置づけについては鳥越皓之『地域自治会の研究一部落会・町内会・自治会の展開過程一』（ミネルヴァ書房、1994 年 2 月）第 2 章 3 節の説明が適切である。

## 樽井正雄氏と消防団

樽井氏自身が生瀬地区での地域団体の活動に参加するようになったのは、生瀬消防分団での活動がきっかけとのことである。1956（昭和 31）年から 2 年間、消防分団に所属した。このとき、樽井氏は消防団の会計係も勤めていた。

当時の生瀬消防分団の設備は 1935（昭和 10）年に購入した手押し式のガソリンポンプを使用していた。また活動のための経費、ときおりの区費からの補助のほかは、毎年正月に行う出初式で集めた祝儀でまかなっていた。1952（昭和 27）年には経費に困り、消防団に入団していない 25～35 才の男子を対象に消防義務費を徴収していた。

しかし、樽井氏が在籍している間に、装備においては新たに消防自動車を購入し、また祝儀を廃止し、西宮市から交付される出勤手当を消防団活動の経費の基礎にするなど、消防団では財政の近代化が進んでいた。

樽井氏によると、消防分団に所属している折に、当時の消防分団長を務めていた木島巖氏と語らって、新しい地区組織のあり方を模索することとなったようである。当時は樽井氏も木嶋氏も 30 代半ばの年齢である。

また先に【表 8】の 1955（昭和 30）年 7 月の区会決議録にあったように、このころ区会の決定に、消防団・PTA・青年団などの各種団体が出席することがあったようだ。この後の区会決議録が存在しないため、確かなことは分からないが、区会に代わって、こうした地域団体が「ムラの政治」の担い手として台頭してきたのだと思われる。

こうして 1957（昭和 32）年 10 月 1 日、生瀬地区にある消防団・PTA・青年団・婦人会・農業会と区会の連携を図るための組織が設立されることとなった。この組織が「生瀬地区自治連合会」である。

## 生瀬地区自治連合会の役員

この自治連合会設立にいたるまでの議論などを示す資料はないが、当初の規約と役員名簿は現存する。それらによると、同会の規約の発効日が 1957（昭和 32）年 10 月 1 日となっており、また役員決定については同年 10 月 5 日の会合で行われたことが分かる。以下に役員の名簿を引用しよう。

昭和 32 年 10 月 5 日の例会に於いて左記の如く役員を決定した。

会長	藤岡健三（69）	
副会長	木島 巖（35）	八尾政吉（67）
会計	樽井正雄（34）	
幹事		
区会	阪中栄太郎（62）	徳井廣月（73）
消防団	小松 修（31）	井上正雄（32）
PTA	浦入貞一（56）	木島 司（32）

青年団	山田昭治 (24)	畑田良一 (23)
婦人会	野田愛子 (65)	上本季子 (61)
農業会	乙馬一馬 (50)	

※樽井正雄氏所蔵「昭和 32 年度生瀬自治連合会役員名簿」より。原文縦書。引用中、漢数字はアラビア数字に改めた。

氏名の横、カッコ内に付した数字は、筆者が付け加えたもので、1957 年 10 月 5 日時点での各人の満年齢である<sup>27</sup>。会長の藤岡健三は、当時の生瀬区長である。他の構成員のうち、区会の役員を務めているのが、八尾政太郎（「政吉」は通称で、本名は政太郎）や阪中、徳井である。大体、60 歳を超えている。

他の団体については、まず消防団出身者が若い構成員であることが見てとれる。副会長の木島、会計の樽井も消防団出身である。また当然に青年団の構成員も若い。PTA は、生瀬小学校の PTA であり、小学生の子供の両親から構成されるから、こちらも年齢は比較的若くなる。それらに比べて、婦人会・農業会出身者は比較的高齢である。

無論、この名簿だけの分析から、各団体の構成員の平均年齢を推測することには無理があるが、各団体から自治連合会へ送り出されている幹事は、それぞれの団体の指導層であることは推測できる。

また、そもそも自治連合会を構想したのが消防団の木島と樽井であったこともあって、それぞれが副会長と会計に就任している。比較的高齢の層によって占められていた区会による地域の運営に、この自治連合会の枠組みによって地域の各種団体出身の青年層が参画することになった。

### 自治連合会の会計

さて、この自治連合会は、そのまま生瀬区会に取って代わる組織ではない。生瀬区会もこの組織に参加する一団体という位置づけになっている。しかし、同時にこの自治連合会では、一世帯あたり月 50 円の会費を徴収することとしており、1957（昭和 32）年度には、その内訳は一般会費 10 円、特別会費 40 円となっている。

このとき、生瀬区会もまた独自に区費を徴収していた。当時の区会の区費徴収簿が存在しており、それを見る限り自治連合会の「昭和 32 年度会計決算報告」とはまた別会計で区会会計が存在していることが明らかである。区費の徴収は、先に述べた区会の支出を同様、1958（昭和 33）年 12 月まで続く。つまり昭和 32 年度と昭和 33 年度については生瀬区会会計と生瀬自治連合会の会計が並存している状況なのである。

この自治連合会の「昭和 32 年度会計決算報告」（樽井氏所蔵資料）を以下に掲げる。

<sup>27</sup> 生瀬自治会所蔵『昭和 27 年現在 生瀬区現住者名簿』によった。



【表 12】 生瀬地区自治連合会の昭和 32 年度決算報告】

昭和32年度会計決算報告				
収入の部			支出の部	
	金額	適用	金額	適用
一 般	2,190	昭和32年3月分会費	1,040	庶務費
	2,350	4月分	500	人件費
	2,400	5月分	765	渉外費
	2,400	6月分	1,400	会議費
	2,380	7月分	2,110	旅 費
	2,390	8月分	1,110	燃料費
	2,370	9月分	6,925	合 計
	2,350	10月分	15,000	貯 金
	2,380	11月分		
	2,670	12月分		
	2,450	昭和33年1月分	9,485	残 金
	2,430	2月分		
	2,650	3月分		
	31,410	合 計	31,410	総 計

収入の部			支出の部	
	金額	適用	金額	適用
特 別	8,560	昭和33年2月分会費	19,520	貯 金
	10,960	3月分		
	19,520	合計		

自治会の別の資料によると、1957（昭和 32）年時点での生瀬地区の世帯数は 340 世帯と  
なっている。一世帯あたり、一般会費 10 円、特別会費 40 円を徴収していたとすると、数  
が合わないようであるが、会費を納めなかったものが多数いると推測される。なお、月額  
50 円という会費額は、1959（昭和 34）年に西宮市が実施した世論調査によると、一つの地  
域団体へ支払う額としては平均的なものであるとされている<sup>28</sup>。

一般会計の昭和 32 年 3 月時点と翌 33 年 3 月時点で数字が大きく違うのも、地区内の世  
帯数自体が急増したというよりは、会費を収めるものが徐々に増えていったためであろう。

収入のほとんどを貯蓄に回していることには、やや奇異の念を感じる。まだ誕生したば  
かりの組織で、会費を集めたものの、それを使う事業をまだ行う力が無かったのではない  
かと思われる。

なお、この 1957（昭和 32）年決算報告によると、一般会計の徴収を昭和 32 年 3 月の時  
点ではじめており、規約や役員名簿から推測できる自治連合会の設立時点（10 月）と食い  
違うことになる。規約や役員を決定する前に会費を集め始めていた事情はよく分からない。  
区会に代わる組織を作ろうという熱意が先行したものの、決定の手順や実際の事業につい  
てあまりよく練らないまま「自治連合会」は動き出したような印象を受ける。

<sup>28</sup> 西宮市総務部広報統計課『西宮市世論調査（昭和 34 年度）』1960 年 3 月。

## 2.6 区会の解散と自治会の発足

その後、1959（昭和 34）生 1 月に生瀬自治会が発足することになる。この自治会発足の経緯について明らかにしてくれる資料はないため、詳しいことは分からない。ただ樽井氏の自伝や証言などによると、生瀬地区自治連合会に参加している各地域団体の協議の中から、生瀬区会に代わる新たな体制として「生瀬自治会」の構想が生まれてきたとされる。

先に生瀬自治連合会の 1957（昭和 32）年決算報告を見たが、区民から会費を集めておきながら、これでは何をやる組織なのかいまひとつ分からない会計であった。生瀬自治連合会は、新たな生瀬区会の形、あるいは生瀬区会に代わる組織を模索するために、各地域団体の構成員が集まった過渡的な組織であると考えるのが妥当であろう。

生瀬自治会が発足するにあたり、自治会の規約が作成された。この規約は樽井正雄氏と、当時の浄橋寺住職であった三浦一道氏が中心となって作成した。その規約によると、発効日は 1959（昭和 34）年 1 月 1 日となっている。会計上の記録とも整合するので、これが生瀬自治会の発足日とみて間違いのないであろう。

自治会の発足とともに、自治連合会は解消し、各種団体の協議機関として「生瀬地区団体協議会」という名称になった。そして、自治連合会においては、連合会の 1 構成団体であった区会は解散し、生瀬自治会がそれに代わる存在になったのである。

さて、生瀬連合自治会と生瀬自治会の規約を、それぞれ論文の末尾に付録として収録してある。これを読み比べると、生瀬自治会規約の方が詳細かつ複雑で、明らかに生瀬区会の組織構成を意識して記述されていることが分かる。区会と特に類似するのは「議員」という存在である。規約では「20 世帯につき 1 名」を選出するとある。これは生瀬区に存在した「区会議員」の制度を引き継いだものである。ただ、そのまま引き継いだ訳ではなかった。

生瀬区のところは区内を各「町」（生瀬西 1 丁目・西 2 丁目・中 1 丁目…というように名前がついている）にわけ、それぞれを「選挙区」として、各選挙区から 1 名の区会議員を選出していた。戦後の区会には 10 名の区議が存在していた。

生瀬自治会では、それぞれの町から 1 名ではなく、世帯数に応じて「議員」が選出されるという仕組みになった。具体的には、1959（昭和 34）年当時は各町の世帯数は平均すると 1 つあたり 30 世帯ほどであったから（規約では、端数は切上げて計算することになっているので）、各町より 2 名の議員が選出されることになった（実際には町によっては 3 人となったり 1 人となったりした）。つまり、区会から自治会へ移行するにともない、議員の数はほぼ倍になったのである。樽井氏によると、これには、自治会の活動へ参加する者を増やすという狙いがあったという。「選挙区」となる町については、発足当初は区会のときの区画をそのまま採用している（後には地域の人口変動に合わせて、区画の変更が行われる）。

また、区会にはなかった組織として、施設・水道・厚生・衛生の 4 つの専門部を設け、新たに増えた議員を、それぞれの専門部の活動に参加させる仕組みになっている。こうして、人数の面でも組織の面でも、区会に手を加えて発展させている。

ただ同時に区会組織の基本的な仕組みは受け継いでいるともいえる。その意味で、生瀬自治会は生瀬区会を再編成しつつ継承した組織という性格を持つ。

なお、自治会の初年度の役員は、次の通りである。

会長	藤岡健三 (71)
副会長	八尾政太郎 (70)
〃	川島 昇 (?)
会計	樽井正雄 (35)
書記	藤岡政夫 (38)
会計監査	西田辰藏 (54)
〃	亀井秀夫 (45)
施設部長	浦入貞一 (57)
	木島 巖 (36)
	森本政吉 (55)
	田中常夫 (30)
水道部長	山本龍夫 (42)
	乙馬平典 (63)
	山上静夫 (47)
	松江順次 (41)
厚生部長	阪中栄太郎 (64)
	三浦伊作 (39)
	片上一男 (37)
	荒内 茂 (35)
衛生部長	三浦一道 (57)
	川口至知 (33)
	木谷喜之助 (50)

自治連合会のとくと同様、各人の氏名の横に年齢をつけてある。ここでは 1959 (昭和 34) 年 1 月 1 日時点での満年齢である (不明の 1 名については付していない)。この中では、樽井正雄 (当時、35 歳) は相当若い方に入ることが見てとれる。

### 新たな自治会の会計

この新たな生瀬自治会の会計はどのようなものだったのか。発足してから 1 年後の 1960 (昭和 35) 年度の決算報告書によって見てみよう。なお、当時の生瀬自治会の会計年度は 1 月から 12 月までとなっている。

【表 13】 1960（昭和 35）年度 生瀬自治会決算報告

		一 般 会 計			
	費 目	金 額	内 訳	記 事	予 算
収入の部	繰越会費	¥27,468			
	水路使用料	¥171,450		昭和35年1月～12月	
	貯金利子	¥27,200		同上	
	雑収入	¥1,198			
		¥142,527	¥5,000	西宮市教育委員会より（体育祭）	
			¥18,400	溝側石売却	
		¥8,000	青年団ハッピー代返済		
		¥30,200	貯水池寄付金返済		
		¥75,000	集合所賃貸料		
		¥5,927	その他		
	計	¥369,843			
支出の部	神社費	¥18,343			¥20,000
	会議費	¥12,760			
	庶務費	¥65,740	¥30,000	役職手当2,500円×12	¥74,400
			¥18,000	水当料 1,500円×12	
			¥15,400	小使手当1,200円×12+1,000円	
			¥2,340	出張旅費、事務費	
	厚生部費	¥14,500	¥10,000	体育祭（但し4,327円残）	¥10,000
			¥3,000	水害被災者見舞	
			¥1,500	新町結成準備金	
	施設部費	¥23,285	¥8,285	駐在所改修費	¥20,000
			¥15,000	山車小屋移転費	
水道部費	¥23,480		但し1,600円返済	¥20,000	
衛生部費	¥3,000			¥5,000	
渉外費	¥11,500			¥10,000	
雑費	¥12,621	¥3,600	防犯電話基本料300円×12		
		¥5,000	失対人夫バス代		
		¥2,321	駐在所水道メーター工事費		
		¥1,700	排水管運送費その他		
次年度繰越	¥184,614				
	計	¥369,843			

		特 別 会 計		
	費 目	金 額	記 事	
収入	繰越会費	¥219,757		
	貯金利子	¥122,640		
		¥7,154		
	計	¥349,551		
支出	雑費	¥25,000	塩中プラスバンド寄付金	
	繰越金	¥324,551		
	計	¥349,551		

【表 10】 で見た生瀬区会の歳入歳出報告書との比較で言えば、まず当然のことだが水道事業が会計に占める割合は大きく違う。ただ収入では「水路使用料」、支出では「水道部費」

として水道についての事業は残されている。これは、1957（昭和 32）年 4 月に水道事業が西宮市に移管された後も、農作業やその他作業に使用する雑用水を供給する水路については、生瀬地区で管理を行うことになったからである。

区会の末期（1957 年～1958 年）には、会計上、水路についての収入も支出も出てこないで、特に管理は行われていなかったようだが、生瀬自治会が、こうした農業用水・雑用水の管理を行うようになったのである。庶務費に「水当料」とあるが、これは区会時代の「水道看守人手当」に相当するものである。

ただ、収入の多くの部分は「会費」と「雑収入」から成っている。雑収入としては「集会所賃料」や、コンクリートで固めた後に不要になった溝の側石の売却益などが計上されており、「事業収入」とでもいえるものも多く含まれている。区会時代との大きな違いは区内の田畑・山林の所有面積に応じて徴収されていた「協議費」収入が無くなった点である。区内に田畑・山林を所有する住民が減り、時代の実情に合わなくなったのであろう。

支出では神社費や、施設部費の中の駐在所に関する費用などが区会時代からそのまま引き継がれている。様々な手当についても同様に区会時代と同じような項目がならんでいる。

また区会時代にはなかった特別会計を設けて、積み立てを行っている。ここから、臨時の支出などを行っている。この年度中には塩瀬中学校のブラスバンド部へ寄付を行っているのが分かる。区会時代であれば、このようなときには臨時に区民から寄付を募っていた。区会時代、こうした「寄付」は財産・所得に応じて割り当てられていた。そうした支出を、新たな自治会ではこの特別会計で処理する仕組みになっている。

総じて、会計の面でもいくつかの合理化が行われつつ、区会の運営を継承していると言えよう。

## 2.7 ムラの政治の世代交代と合理化による再編成

この 2 章で見てきたことをまとめよう。

敗戦後の混乱期も、生瀬区会は水道事業を軸に運営されてその組織は存続してきた。しかしその後、1951（昭和 26）年 4 月の塩瀬村の西宮市への合併を境に、区会はやがて消滅の方向に向っていくだろうと、区会の担い手自身が認識していた。そのような認識のためか、1955（昭和 30）年 7 月以降は、区会のそのものが開催されないという事態になる。

さらに 1957（昭和 32）年に水道事業が西宮市に移管されると、会計主体・事業主体としても区会は存在意義を失っていく。役員の高齢化もあって、既存の区会からは、新たな「ムラの政治」を支える制度的構造を立て直す主体が登場しなかった。そこに消防団・PTA・青年団などの各種団体の青年層が登場し、生瀬自治会を組織して「ムラの政治」の再編成を行った。

ここで押さえるべきポイントは次の 2 つになるだろう。

ひとつは「ムラの政治」の担い手が世代交代し、若返ったことである。また旧来の区の

中では、区会議員にはならないまでも、区の重要な仕事（樽井氏の父親は水道事業の担い手であった）を担うポジションにいた層が、より積極的に「ムラの政治」を担う位置に上昇したとも言える。

もうひとつは、生瀬区会が解散し、生瀬自治会が結成される際には、担い手の層の変化に合わせて、ある種の合理化・平等化（寄付の集め方、協議費の廃止、議員数の増加）が行われつつも、いままでの区会組織の継承も意識されていたということである。この点で、区会から自治会へという制度的構造の移行は、ムラの政治の「革新」というよりは、「再編成」と呼ぶのがふさわしい性格を持つものと思われる。

さて、再編成された新たなムラの政治には、どのような課題があったのか。次章ではその点を見て生きたい。

### 3. 新住民と自治会——宅地開発の進展と自治会体制の拡大——

#### 3.1 本章の目的

生瀬自治会が発足した 1959（昭和 34）年頃から、生瀬地域の人口が大きく伸び出す。10 年ごとに人口が倍になっていくのだ。惣川地区での宅地開発にはじまり、その後、1965（昭和 40）年頃からは地域内が宅地造成ブームとなり、随所で造成の槌音が響くようになった。

3 章では、新たに発足した生瀬自治会が、宅地開発により生じた課題と、造成された宅地にやってきた新しい住民層に対してどのように対応していったかを明らかにすることを目的としている。

まず、発足したばかりの生瀬自治会がどのような地区の課題に対処していかなければなかったかについて、1959（昭和 34）年度から 1962（昭和 37）年度の生瀬自治会の報告資料などにもとづいて検討する。

その後、1965（昭和 40）年から本格化する地区内の宅地開発の様相を紹介し、その後、そうした宅地開発によってもたらされた地区の変化に、1969（昭和 44）年 4 月に生瀬地区自治会連絡協議会を発足させて対応していった樽井正雄氏の「ムラの政治」について、明らかにしていく。

#### 3.2 多様化する地区の課題

樽井氏は、1957（昭和 32）年から 1959（昭和 34）年にかけて、生瀬自治会の設立に向けた自分の動きについて、自伝ではこうまとめている。

当時の生瀬区会（自治体の前身）は役員の年齢も高く、多様化した諸問題に対応することが難しい状況であった。加えて財政的に行き詰まっていたので、見兼ねた地域の各団体は連絡協議会を作り打開策について相談をしたのである。その結果、生瀬区会を解散して生瀬自治会として再発足する事になった。当時の役員であった三浦一道氏と私が主になって会則を作り発足したのが昭和 34 年である<sup>29</sup>。

この文中で触れられている「連絡協議会」とは、2 章で見た生瀬地区自治連合会のことである。役員の年齢については 2 章で名簿の分析を通して見てみた。区会と自治会の財政についても 2 章で分析している。だがそもそも、自治会を発足させて対応すべき「多様化した諸問題」とは具体的にはどのようなことであったのだろうか。

生瀬自治会では、月に 1 度「例会」を開いており、その審議内容をガリ刷りにしたプリントが、昭和 34 年と昭和 35 年、一年飛んで昭和 37 年の分について残っている。このうち、最初の 2 年分は、樽井氏自身がガリを切ったものであることが本人に確認を取って分かっている。

まずは、これらの資料の中にあらわれている、生瀬自治会が取り組んだ課題について見

---

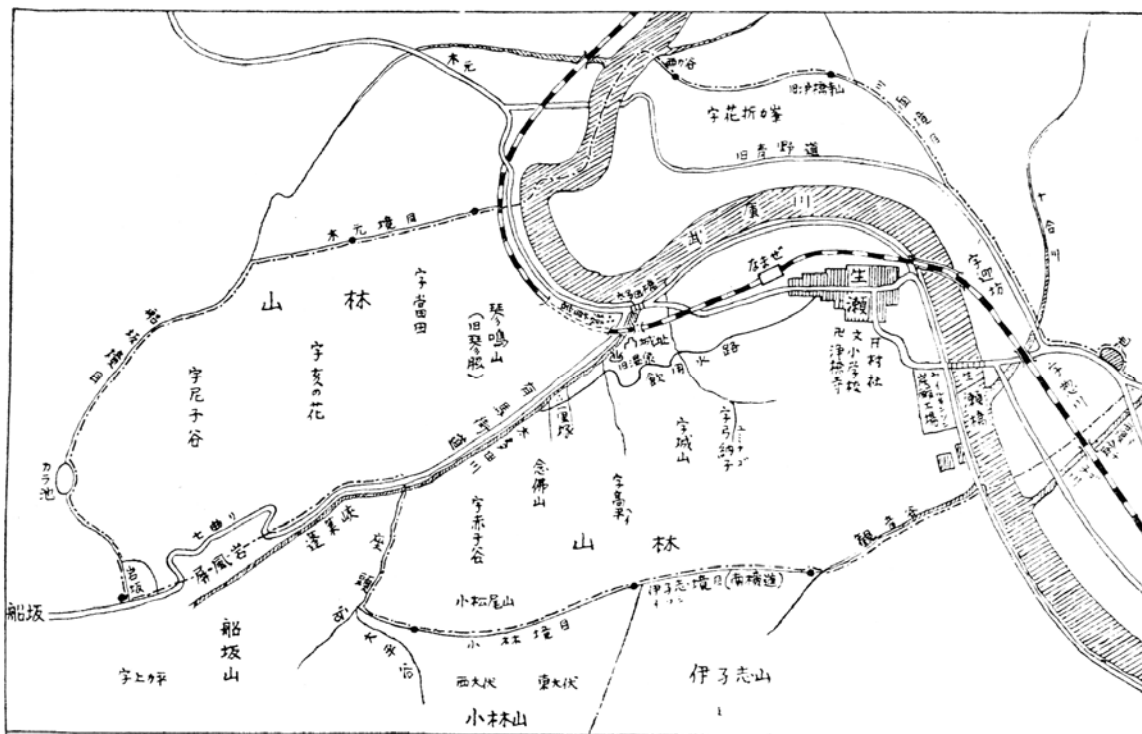
<sup>29</sup> 『夢破片（下）』38 頁

てみることにしよう。たとえば、1959（昭和34）年には以下のような課題への取り組みが例会での話題に上がっている。自治会費徴収の範囲・生瀬小学校の増築について陳情・生瀬公民館の西宮市への寄付採納・地区体育祭の開催・水道管の敷設と道路の舗装・水道メーター設置・用水路の清掃・宮総代の選出・側溝の工事・防犯電話架設の件・蓬莱峡施設の汚染問題、などなど。

このうち、神社・寺と地区内の行事に関わる問題以外の多くは、西宮市の当局へ問題の解決を要望する必要があった。旧来の生瀬区が対応し切れなかったのはこの点である。すなわち、古い塩瀬村の時代には、塩瀬村に働きかければよかったのであるが、西宮市に合併された後は、当然、西宮市に働きかけなければならない。しかし、長い付き合いであった塩瀬村とは異なり、一から人脈などを築いていかななければならない。しかし、高齢化した区会の構成員ではそうした変化に対応することが難しかったのだ。

生瀬自治会発足後は、自治会の役員でさかんに市役所へ陳情に出向いている様子が資料からうかがえる。特に、1959（昭和34）年から1962（昭和37）年にかけて課題となっていたのは、水路・水道や水質汚染についての話題である。生瀬水道が西宮市に移管された後も、自治会が解決すべき問題として「水」の問題が大きな比重を占め続けたことが見て取れる。

【図1】1957（昭和32）年当時の生瀬（『生瀬の歴史』より）





## 自治会と水

2章で何度か触れたように、1957（昭和32）年に水道事業が生瀬区から西宮市に移管された。しかし、その後も自治会は水の問題にかかわり続けることとなる。

しかし、まだこの頃には、まだ生瀬地域のすべての地区で水道からの給水が行われていた訳ではなかった。生瀬の西（西1丁目）では、太多田川から直接取水し、飲用に供していた。そのため、1959（昭和34）年3月26日の自治会の例会では「西1丁目の水道管を早急に布設してもらおうよう市当局に陳情」という話題が出ている。

その他も、農作業に使う農業用水や、その他の家事や作業に使用する雑用水は、生瀬自治会が管理する水路からの直接の取水が行われていた。このような水路の利用については、生瀬水道が西宮市に移管された後も、生瀬自治会で管理し、水路使用料を徴収していた。

また、1959（昭和34）年には、自治会の例会の話題として「水道管の敷設」や「水道メーターの設置」等も見られる。これらは、水道設備の近代化を西宮市へ要求する自治会の動きのことである。水道メーターについては10月18日の自治会例会で「現在水量不足のため区民が非常に困っている。これを解消するには一方法としてメーター設置をする必要があるので区民の意見を聴取し10月27日に審議すること」とされた。その後、10月27日の例会では「（区民の意見としては）大体賛成であるが、工事費について了解しがたい。市当局へ10月30日に陳情に行く」ということとなり、その後、陳情の結果、費用の一部を西宮市が負担することとなっている。

また1959（昭和34）年には、その生瀬簡易水道の水源地がある蓬莱峡で、日本シャフトという企業の保養施設が建設され、そこの便所が浄化施設を備えずに太多田川に直接汚物を排出するという問題がおきている。これは「蓬莱峡問題」と呼ばれ、その解決のために自治会が日本シャフトや西宮市役所、保健所と度々交渉を重ねている様子が自治会例会の記録よりうかがえる。

## 水路清掃の廃止

水路から取水する以外に水を得る方法に乏しい生瀬では、水路の清掃は村人が総出で行う重要な仕事であった。全延長2キロメートルほどの水路を200人程で清掃していたのである。清掃の日付には毎年6月の「辰の日」が選ばれていた。議事録からは1959（昭和34）年も1960（昭和35）年もこの清掃が実施されているのがわかる。特に1960（昭和35）年の第6回例会（日付不明）には水路の清掃について「イ. 6月12（日）に実施する ロ. なるべく男子が出てもらい、不参加者には400円を徴収し水路修繕の積立とするが強制はしない ハ. 修理の材料は前日までに現場に運搬しておくこと<sup>30</sup>」という記述があり、地区をあげての動員を図ろうとしている様子がみてとれる。

ところが、1962（昭和37）年の議事録では年初めの1月の自治会例会で「溝掃除は今年はしない」とされ、6月の水路清掃の記事も出てこなくなる。代わりに「水番」という役職

<sup>30</sup> 前出『生瀬自治会 昭和35年度事業報告 決算報告』

についての記述があり、その手当てのことが話題になっている。具体的には 2 月の例会の記録において「水番手当を 8,000 円とし市より 5,600 円の差額を自治会より支給する<sup>31</sup>」という記述が見られる。これは月額の数値である。2 章の【表 13】で見た 1960（昭和 35）年決算報告書にある通り、1962（昭和 37）年以前から、区会の水路看守人に相当する、水当番に手当てが出ていたが、それは月額 1,500 円であった。それを 8,000 円と大きく値上げし、さらに西宮市よりその内の 5,600 円を負担してもらうということである。

樽井氏によると、水路の清掃のために地区住民を動員するのは大変な作業で、また水路を含めて西宮市が管理すべきであるという立場から、地区住民による大掛かりな清掃をやめ、かわりに市より手当ての出る「水番」という役職を水路の管理人として設けることになったとのことである。

「水道・水路の管理」という区（あるいは自治会）が行っていた事業が、基本的には西宮市に移管された後も、自治会が水道と水路の管理において果たす役割もまだ残っているのである。

### 学校・市民館・駐在所

水関連の話題の次に目立つのは、小学校や公民館の建て替えや増築、駐在所の新築といった、施設の整備である。1959（昭和 34）年 1 月 18 日の自治会例会では「小学校増築」が議題となり「校長及び PTA 会長より増築に対する説明あり。自治会も全会一致で協力し、市当局へ強力に陳情することとなり 1 月 21 日会長、副会長、施設部長が行く事に決定した」とある。また同じ年の 7 月 20 日の例会では小学校校舎増築にともなって「竣工式をしたいが、費用を自治会から負担してもらいたいと PTA より申入があり、予算は 28,850 円」と決まっている。竣工式は 9 月に行われた。

駐在所については、生瀬区会のとときと同様、その建物の修理などを生瀬自治会が行っていた。ところが 1960（昭和 35）年に兵庫県より、その駐在所の建物を生瀬自治会に返還する旨の通知があり、今後は生瀬自治会に建物の使用料などが支払われるようになった。その後、この駐在所が移転するという話題が 1962（昭和 37）年の自治会例会の記録に出てくる。6 月 10 日の例会で「県としては土地があれば新築するとのことで自治会として土地を次回までに物色しておく。県の予算が 60 万円である」と説明があった。その後、用地の 1 部をウィルキンソン鉦泉株式会社に提供してもらうこととなり、後の 1966（昭和 41）年に移転が実現することとなった。

同時期、地区内にあらたな公民館の建設を求めて、西宮市議会や市長に陳情に行っている（また 7 章でも触れる）。古い公民館の建物が老朽化し取り壊すことになったからだ。取り壊す業者を入札で決めているが、これも生瀬自治会が取り仕切っている。

また直接には地域内の施設のことではないが、1960（昭和 35）年に塩瀬中学校のプラスチック部が楽器を新調するにあたって、生瀬自治会から楽器購入資金を寄付している。2 章の

---

<sup>31</sup> 樽井正雄所蔵『昭和 37 年度経過報告』1963 年 1 月

【表 13】の特別会計の欄にあるとおり、2万5千円を出している。樽井氏によると、このときには、財産区が豊かで、中学校への寄付も多い名塩に対して生瀬が比べられるようなことがあり、生瀬から通学している子どもに肩身の狭い思いをさせてはいけないということで、寄付に踏み切ったとのことである。

### 採石場の立地

先に「自治会と水」のところで触れた日本シャフトの問題にも見られるように、生瀬地区の周辺にも新しく企業の施設や作業所などが立地するようになってきた。これらへの対応も、生瀬自治会の重要な任務となってきた。特に長期的に見て大きいのが、採石場であった。

生瀬地区の近接に最初にできた採石場は、1938（昭和13）年3月に設立された大阪砕石工業のもの<sup>32</sup>であった。これは生瀬地区の北東にあり、市域としては宝塚市内に存在するが、生瀬地区と隣接している。

そして西宮市との合併後、1955（昭和30）年になってから、森組生瀬採石場が操業を開始した。これは太多田川沿いに立地していた。

比較的古くから操業している大阪砕石には、生瀬地区の住民の中にも勤めている者が多くいた。しかし、これらの採石場で行われる発破の音は、住民の悩みの種になっていった。1962（昭和37）年の1月14日の例会ではじめて大阪砕石工場の発破の音が問題になって「大阪砕石のハッパ音につき工場に陳情に行くこと」が決定する。翌月2月10日の例会では「佐藤氏大阪砕石社葬に際し、自治会より1000円香典する。砕石のハッパ音について工場長が陳謝の意を表し、研究の上善処する」との記事がある。

また、これらの採石場から砕石を運びだすためのダンプカーの通行も、後に問題となる。自治会でダンプカー通行を規制するための運動を始めることになるのだが、それについては章の後半で述べることにしたい。

### 生瀬財産区の整理

1章で述べたように、1915（大正4）年4月に、215町歩（約2.13平方キロメートル）におよぶ生瀬区の共有林が分割され区民に配分された。だが、その後も生瀬村名義の土地が若干残っていた。ところが第二次大戦中に土地の権利関係の書類が散逸してしまった。その後、しばらくは財産区財産の整理が成されないままであったが、1962（昭和37）年4月に生瀬自治会としてその整理に着手することとなる。

調査委員として木谷喜之助委員長、藤岡政夫委員、樽井正雄委員の3名が自治会で決まり、区有財産管理委員会として規約を設けて発足した。この委員会が、区有財産以外に生

---

<sup>32</sup> この設立年月日は『生瀬の歴史』14頁によるが、大阪砕石工業所の「会社概要」によると宝塚工場（つまり、ここでふれている採石場のことだが）の設立は1936（昭和11）年4月となっている。

瀬地域の国有地（里道や水路など）についても問題を処理することになった。この頃から区有財産管理委員会の名簿を西宮市に報告することになった。なお整理を開始した当初、西宮市管財課に報告した生瀬財産区有財産は土地 9 筆 2731.71 平方メートル(3 町歩に及ばない程度) と消防分団器具庫 1 棟の建物であった。

この財産区管理委員会の仕事に加わったことで、樽井氏は生瀬地域の土地の権利関係について詳細に知ることになる。この知識が、地区内の住民同士の水路や里道をめぐる紛争や、様々な開発を調整するにあたって、極めて重要なものになる。この点については本章でも触れ、また 4 章でも取り扱うことになる。

### 3.3 宅地開発の進展

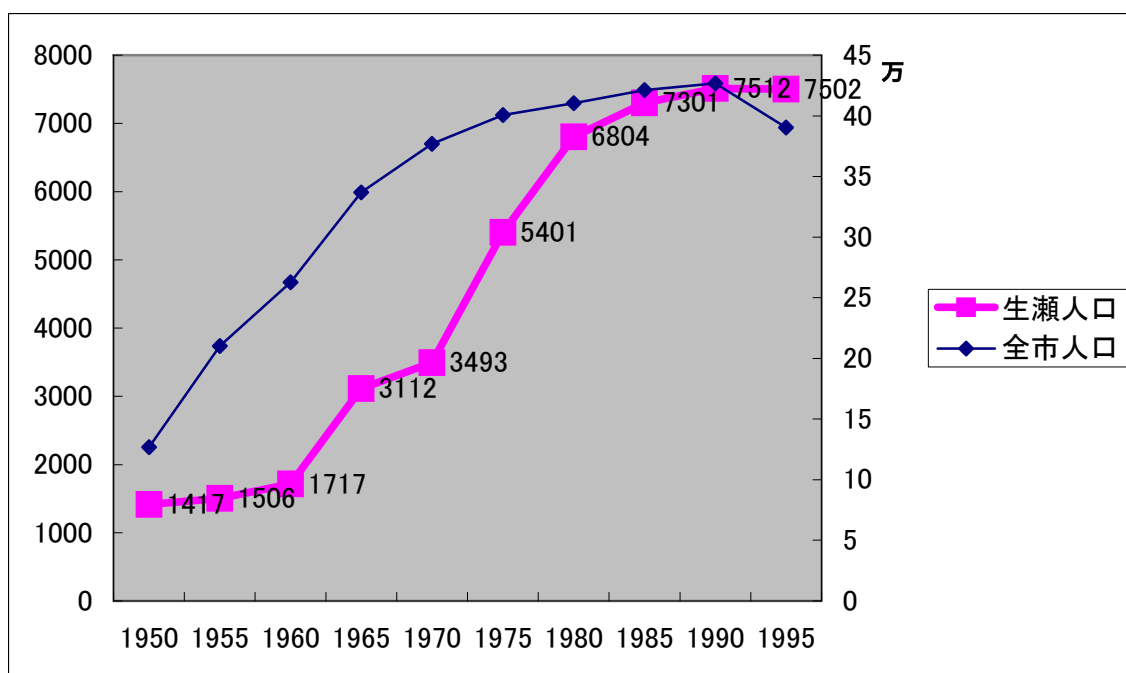
#### 人口の急増

1959（昭和 34）年に生瀬自治会が発足してからの 10 年間で、生瀬地域は大きな変化にさらされることになる。国鉄で宝塚から一駅の生瀬は、その宝塚や大阪へ勤める人々の住宅地としてとして便利な立地であり、そこに目をつけた民間の宅地開発が急激に進展することになった。

昭和 30 年代後半に阪神都市圏の広がりによる宅地化の波が及んでくるのは、生瀬地区以外の西宮市北部や三田市でも同様であるが、そのなかでも生瀬は他の地区に先駆けて民間主導の住宅地開発が行われたのが特徴である。

以下は、生瀬地域の人口の変化を西宮市の変化と比べたグラフである。

【グラフ】生瀬地域の人口と西宮全市人口の推移（1950 年から 1995 年まで）



【グラフ】に示した人口数は5年毎に行われる国勢調査による。これを見ると1960（昭和35）年から1965（昭和40）年の5年間で、生瀬地区の人口が1717人から3112人へと2倍近い伸びを示しているのが見てとれる。この後、人口は1990（平成2）年まで増加しつづける。1960（昭和35）年からの30年で1717人から7512人にまで達したのである（約4.4倍）。その後、1995（平成7）年には阪神・淡路大震災の影響で人口が7502人と減少するが、その後は主に地域内のマンション開発で再び人口は増大し、グラフには無いが、2005（平成17）年には地区内の人口は9310人となっている。

この急激な人口増加は、生瀬地域が大阪や神戸へ通勤する世帯のベッドタウンとして宅地開発が進んだ結果である。このような開発の背景には、高度経済成長下での都市部への産業と人口の集中による住宅難があることはいうまでもない。

もとより、1章で述べたように、生瀬地域は1915（大正4）年を境に、当時の第1次世界大戦を背景とした好景気の後押しもあって、宝塚・西宮・大阪方面へ通勤する都市勤労者が多くなり、そのときからベッドタウン的な性格を備え始めたともいえる。

1959（昭和34）年7月に実施された調査では、生瀬地区の農業戸数は45戸に過ぎない<sup>33</sup>。翌年の国勢調査によると地区の世帯数は397世帯であるから、農業に従事する戸数はこの時点で約11%程度であったと推測できる。その少ない農業従事者もほとんどが兼業農家であり、農業だけで生計を立てていた世帯はほとんどなかった。宿駅としての性格上、近世より農業が活発であったということはなかったのであるが、生瀬自治会の発足した1959（昭和34）年頃には、「山の中の住宅地」というのが相応しい地区になっていた様子が分かる。

しかし以前から住宅地としての性格があったとはいえ、1960（昭和35）年以降のように、短期間に宅地開発が進み、外部から新しい住民が急速に流入してくることは、生瀬地域にとっては未曾有の経験であった。

「ムラの政治」としては、開発された住宅地に入居した、新住民との関係をどのように構築するのかが課題となった。また人口増によって必要となる地域の様々な施設の整備も必要となった。急激に進む宅地開発は、生瀬自治会に多くの課題を突きつけることになったのである。

以下、具体的に生瀬地区での宅地開発の進行を見てみる。1960（昭和35）年から1995（平成7）年までの間、生瀬で行われた宅地開発のうち、主なものを取り上げて整理したのが【表1】である。また【図2】に生瀬地域内での、それぞれの開発地区の立地を示してある。

<sup>33</sup> 「1960年世界農林業センサス 農業集落および調査区一覧表」西宮市所蔵、より

【表 1】 生瀬地域の主な宅地開発（1960 年～1995 年間の主なもの）

地区名	開発業者	自治会の設立年月
惣川地区	日の出住宅・殖産住宅	1963 年 4 月
青葉台地区	阪急土地	1970 年 4 月
高台地区	阪急不動産・西宝土地開発	1971 年 4 月
花の峰地区	森組	1975 年 4 月
宝生ヶ丘地区	大丸土地・日産土地	1981 年 4 月
サーパス地区	西宝土地開発・穴吹工務店	1992 年 6 月

【図 2】 生瀬地域内の各地区



【表 1】の「自治会設立年月」とは、それぞれの地区の名前を冠した自治会が立ち上がった年月である。各自治会と生瀬自治会の関係は後に詳述するが、ここでは各地区に一定数の住民が入居した時期の目安として掲げてある。

なお、これらの開発を考える際、非常に重要な業者が西宝土地開発である。この西宝土地開発は青葉台・高台両地区の土地を所有していて、それを阪急土地・阪急不動産のそれ

ぞれに開発させたのである。生瀬の大規模な開発の発端となった業者である。またサーパス地区のマンション建設も、西宝土地開発が手がけている。

この西宝土地開発の生瀬での事務所は太多田川と赤子谷の合流地点にある。この近くに、生瀬簡易水道と水路の水源地があり、「水」の関係においても、生瀬と縁が深い。開発や水源地の問題で生瀬自治会は西宝土地開発と非常に頻繁にやり取りをしており、1969（昭和44）年頃には自治会・市水道局・西宝土地開発の三者協議も度々行われている。

さて、それでは各宅地開発の経緯とその様子を簡単に見ていこう。

### 惣川地区の宅地開発

生瀬自治会の発足以降、最初に行われた宅地開発が、武庫川東岸に位置する惣川地区での造成であった。日の出住宅・殖産住宅の2業者が開発を進め、1960（昭和35）年頃から入居が始まっていた。

惣川地区に宅地開発以前から暮らしている住民は生瀬自治会に所属していたことから、新しく開発された住宅地とも、当初は生瀬自治会に加入する方向で交渉を行っていた。その後、詳しい経過は分からないが、結局は将来、さらに世帯数が増加することを考えると単独で自治会を結成するのが望ましいということになり、1963（昭和38）年には、新しく開発された住宅地を中心に、生瀬自治会とは別の組織として、惣川自治会が発足した。初代会長は坂本弘氏である。

また惣川地区の北には在日朝鮮人の居住区があり37世帯が暮らしていた。これは惣川北の町と呼ばれ、惣川自治会とはまた別の組織を成していた。生瀬自治会にも加入していなかった。この地区についてはまた後に触れる。

### 青葉台の開発

生瀬の中心地区から見て、北西の武庫川対岸には、松が茂る台地があり、畑や人家などが散在していた。戦時中には松が伐採され、軍事訓練にも使われていた。

この地に着目した西宝土地建設株式会社（社長・大西定吉）が、一帯を買収して武庫川に橋を架けたのが1964（昭和39）年7月であり、その橋を「西宝橋」と名付けた。欄干などが赤く塗装されており「赤い橋」と住民には呼ばれている。それ以降、この土地に阪急土地株式会社による宅地造成が始められた。

青葉台という地名が新しく付けられ、1969（昭和44）年から入居が始まり、1970（昭和45）年には独立した青葉台自治会が結成された。初代会長には水野喜市氏が就任する。

### 生瀬高台の開発

JR 生瀬駅南方に位置する山林一帯も西宝土地株式会社が買収をし、阪急不動産株式会社（青葉台を開発した阪急土地株式会社とは別会社）により宅地造成が始められた。こちらの開発に際しては、大型ブルドーザーの音が響き、ハッパ音が生瀬駅周辺の住家まで響く

ので住民の苦情も絶えなかった。その上、ここに住宅が完成すれば自動車などが生瀬地区内を通過することになり、生瀬自治会内でも高台開発についての議論は絶えなかった。

さらに宅地造成中に集中豪雨に見舞われ、土砂を含んだ濁流が弓納子川と高尾谷に押し寄せ、住家や道路が危険にさらされ、国道 176 号線に土砂が乗り上げて一時交通を遮断するような事態になった。このように地区内に物議をかもし、実際に危険な事態も発生させた宅地開発であったが、1969（昭和 44）年には入居者も増え、1971（昭和 46）年には独立した生瀬高台自治会が発足した。初代会長には中村関氏が就任。生瀬自治会との境界は弓納子川にかかる橋と決められた。

### 花の峰の開発

生瀬の中心地から見ると、武庫川を挟んで北に、花折ヶ峰という土地がある。中心地からは、春にはツツジが満開になった様子を川を挟んで眺めることができた。住む場所としては、険しい崖の上になるので宅地開発は困難化と思われていたが、1970（昭和 45）年に株式会社森組によって森興橋が武庫川に架けられ、造成が始った。時を同じくして中国自動車道の事業も本格的になり（7 章参照）、また同時に青葉台で第 2 期の宅地造成も行われていたので、ブルドーザーの音、橋梁のリベット打ちの音などの騒音公害はひどかったそうである。

その後、1975（昭和 50）年に入居者も増え、地名が「花の峰」と改められて花の峰自治会が発足した。初代会長は高津眞三郎氏。

### 宝生ヶ丘の開発

生瀬の中心地の南側、武庫川の西岸沿いに走る県道沿いの地区は惣川西ノ町と呼ばれ、いくつかの住家があり生瀬自治会に所属していた。その後、その一帯の斜面に大丸土地株式会社が宅地造成を行い、惣川西ノ町の人口は急激に増加した。その後、大丸土地が第 2 期工事を始めることとなり、独自の集会所が必要であるとの意見が地区の中から出てくる。生瀬自治会が大丸土地と交渉した結果、集会所が建設されることとなり、その維持管理などのため、独立した自治会を結成しようということになった。

そこで生瀬自治会との境界を狼谷と定めて、宝生ヶ丘自治会が 1981（昭和 56）年に独立して結成された。初代会長は坂東義一氏である。ちなみに宝生ヶ丘という名称は宝塚市と生瀬地区の間にある土地という意味で付けられたものである。

### サーパス自治会

1989（平成元）年、生瀬字当田に穴吹工務店がマンションを建設することになった。当田は生瀬地区の西端になる。1992（平成 4）年から入居が始り、サーパス自治会が発足した。初代会長は太田尚省氏である。



## その他のミニ開発

以上に上げたものの他に、独立した自治会結成に至らないまでも、生瀬地域の中で行われた宅地開発は無数にある。9戸以下のミニ開発も数多くおこなわれている。

さて、では視点を再び生瀬自治会の方に戻し、自治会がこうした生瀬地区の変化にどのように対処していったのかを見てみよう。

### 3.4 生瀬地区自治会連絡協議会の発足

#### 樽井氏の自治会長就任

1969（昭和44）年4月に、当時45歳であった樽井氏が生瀬自治会長に就任した。樽井氏の前には、藤岡健三（1883〔明治21〕年生まれ）・川島亀吉（1914〔大正3〕年生まれ）・浦入貞一（1901〔明治34〕年うまれ）の3人の自治会長が続いたが、樽井氏（1923〔大正12〕年生まれ）はその3人に比べてかなり若くして自治会長に就任したこととなる。

「はじめに」で触れたように、自治会長に就任してから、樽井氏は『自治会記録』と題した大学ノートに自治会活動の記録を取るようになった。以下、『記録』と称すれば、その記録を差すこととする。

『記録』は次のように、1969（昭和44）年度の自治会役員名簿の記述から始まっている。

44.4.12	例会	新議員初会合し役員選出をする
会長	樽井	正雄（45）
副会長	中川	久一（52） 田中常夫（41）
会計	上本	陽一（42）
書記	阪中	亨（47）
施設部長	奥谷	久雄（47）
衛生部長	藤岡	政夫（49）
水利部長	山上	静雄（57）
防犯部長	中西	勇（56）
厚生部長	畑田	良一（35）
会計監査	木島	巖（46） 水野喜一

年齢は、筆者がつけたものである。樽井氏と比較的年齢の近い者が多いことが見てとれることと思う。樽井氏へのヒアリングによると、この上に名前が出る中で専業農業を営んでいる者はいない。田中は自営業（雑貨の販売）、奥谷は大工、木島は「木島組」という土建会社の社長である。後はほとんどがサラリーマンであり、宝塚や大阪に働きにでている者が多かったとのことである。

なお、会計監査に名前があがっている水野氏は、生瀬地区の住民ではなく、前節で触れた青葉台住宅に新たに入居した住民である。年齢は樽井氏より若干年上とのことである。

『記録』中では、よく「水野議員」と書かれているので、生瀬自治会の青葉台地区議員という資格で自治会に参加し、会計監査の任に当たっているのだろう。

樽井氏によると、水野氏を会計監査としたのは、生瀬自治会の活動に参加させることによって、自治会の運営方法などを学んでもらうための研修としての意図があったという。そしてその後、水野氏に青葉台での自治会結成を準備してもらおうと考えていたのである。その意図通り、1970（昭和 45）年 4 月に水野氏は青葉台自治会を結成して、その初代自治会長となったのである。

その後に入居が進みはじめた生瀬高台地区の住民にも、樽井氏は同様の配慮を行っている。生瀬自治会の会合に参加してもらい、自治会の組織や土地の慣習について学んでもらったのだ。1970（昭和 45）年の『記録』には、後に生瀬高台自治会の初代会長になる中村関氏の名前が、生瀬自治会の会合の出席者として何度か出ている。

このように、1969（昭和 44）年に生瀬自治会長に就任した樽井氏が気を使ったのが、青葉台や生瀬高台などの新興住宅地の住民との関係であった。そして、それぞれの新興住宅地に新しく独立した自治会が発足するように気を配り、地区のリーダーの要請に務めたのである。

さて次に課題となるのが、そうしてできた生瀬地域内の他の地区の自治会との関係をどのように取り結ぶかということである。その課題に対応するために「生瀬地区連絡協議会」という連合組織を結成することとなる。

### 生瀬地区自治会連絡協議会の発足

前節で見た通り、生瀬では宅地の造成が相次いだ。樽井氏は、その新しい造成地のそれぞれに、新しく自治会が誕生するだろうと考え、それらの自治会同士の連携を図ることができる枠組みが必要だと考えた。

樽井氏の自治会長就任以前、すでに 1968（昭和 38）年に惣川地区に「惣川自治会」が発足していた。しばらくの間はこの惣川自治会と生瀬自治会は没交渉の状態、特段に連絡や連携を行うこともなかった。しかし、今後は他の新興住宅地にも自治会が発足していき、それらがお互い何の連絡も取らないままでは、地域のためにならないと樽井氏は考えたという。

そこで、惣川自治会と話し合っ、1969（昭和 44）年 5 月に「生瀬地区自治会連絡協議会」を結成している。『記録』によると、5 月 6 日に「連絡協議会理事会」を開催して、会費やその他の事項について協議している。また 5 月 31 日にも同じく理事会が開催され、このときの出席者は生瀬地区から 6 名、惣川地区から 4 名となっている。

この連絡協議会の会長には樽井氏自身が就任した。なお、この協議会が発足するにあたっては、その名称を生瀬地区「連合自治会」とするか「連絡協議会」とするかで議論があった。樽井氏としては「連合自治会」という名称が良いのではないかと考えていたのだが、当時の塩瀬支所長の強い勧めもあり、より緩やかな響きのある「連絡協議会」に落ち着いた

たそうである。

連絡協議会では独自の財源を確保するために、各自治会の会費と別個に月 50 円の会費を独自にそれぞれの自治会の構成員から徴収することとした。こうして、宅地開発によって生まれる新しい各自治会と生瀬自治会が、それぞれ連携するための枠組みが整備された。その後、生瀬地域内に発足した青葉台自治会、生瀬高台自治会、後には花の峰自治会や宝生ヶ丘自治会など地域内で新しく結成された自治会が、この連絡協議会に加入していった。

また惣川北の町の在日朝鮮人居住区からもこの連絡協議会に代表が送られ、地区の課題などを協議するようになった。

この連絡協議会では、様々な地域の課題が取り上げられ、単独自治会だけでは進められない運動などを行った。設立当初に取り組まれたのが、ダンプ公害への対応であった。

### 3.5 交通公害への対応

#### ダンプ公害防止を県議会へ陳情

宅地開発にともなって色々な問題が地区に発生するが、特に造成が盛んに行われている時期には、造成工事そのものが大きな問題になった。工事にともなう騒音や、工事車両の交通などである。

樽井氏が自治会長に就任した年に取り組んだ大きな課題がダンプ公害であった。これは主に生瀬地区の惣川西地区での宅地造成によるものだったが、その他に宝塚市内でも別の大規模な造成があり、その工事のため惣川西にある幅 4 メートル程の県道を 1 日 1,000 台ほどのダンプトラックが走るようになった。ダンプ公害とは、沿線住民がこのダンプトラックの交通による騒音・振動・砂ぼこりなどに悩まされることになったことを指したものである。

『記録』の 1969 (昭和 44) 年 6 月 22 日の項目に「惣川西地区のダンプ通行が激しい為、運動方について、井上氏と懇談した。樽井、田中、中川、山下、寅井、熊野 住民の署名をとり、県知事に陳情することになった」という記述があり、その後、7 月 18 日には「ダンプ通行規正 (ママ) の署名運動がまとまった。総数 1,173 名」との記事がある。自治会連絡協議会の会合でも、ダンプ公害の件は度々取り上げられている。

『記録』では、このダンプ公害について、7 月 22 日に自民党の内海都一県議と自治会の田中副会長が県への陳情のことを話し合っていることが書かれている。内海県議は 1951 (昭和 26) 年に初当選以来、西宮市選挙区から県会に連続して当選しており、1969 (昭和 44) 年の時点では 5 期目を務めた中堅の県会議員である<sup>34</sup>。そして樽井氏によると、田中副会長は、内海県議の後援会のメンバーであり、生瀬地区における後援会組織の取りまとめ役であった。

10 月 2 日には、この内海議員を紹介議員として、県議会へ請願を行っている。当時の神戸新聞によると、生瀬だけではなく名塩などにも呼びかけて「公害防止対策推進西宮市民

---

<sup>34</sup> 1991 年に 11 期連続当選を果たした。

連盟」という団体を結成し（代表は樽井氏）、その名前で1,340人分の署名を集め請願している<sup>35</sup>。請願内容は、当時兵庫県が改正しようとしていた県公害防止条例のなかに「ダンプ公害」を盛り込み、県の積極的な対策を推進して欲しい、というものであった。また同時に公害行政の窓口の一本化も要求した。これらの要求はそれぞれ、県公害防止条例の改定の際にある程度反映された。しかしながら、生瀬地区のダンプ公害を食い止める決定打にはならなかったようである。

### 業者との協定書

このときに地区内を走っていたダンプカーの多くは、惣川西ノ地区（後の宝生ヶ丘）で宅地開発をしていた大丸土地の仕事に関わるものだった。1969（昭和44）年中の地区ぐるみのダンプ公害反対運動の成果か、その後、1970（昭和45）年2月1日に生瀬自治会と大丸土地との間に協定が結ばれる。

このときの協定の内容は、大丸土地が生瀬自治会に「公害の補償」として100万円を支払うとともに、1日のダンプカーの台数を50台までとすることや、通行時速を25km/hまでとすることなどが決められている。

また生瀬自治会側が責任を持つべき事柄として、ウィルキンソン工場の横の空き地にダンプ用退避用地を設けること、住民の精神的苦痛と道路の破損についての対応などが定められた。大丸土地から払われた100万円は、上述の点について生瀬自治会が対応することへの「対価」と察せられる。その後、退避用地は4月1日にウィルキンソンより無償で提供されている。

### 交通信号機の設置

1969（昭和44）年には樽井氏は内海県議とのコンビでもうひとつ大きな仕事をしている。武庫川に架かっている生瀬橋に交通信号機を設置することを兵庫県警に求めて、実現したのである。

『記録』によると5月1日に西宮警察署長に信号機の設置を陳情してから、わずか7ヶ月後の同年12月12日に実際に信号が点った。樽井氏によると、当時の内海県議は警察関係の分野で大きな影響力をもっていたそうである。生瀬地区内では始めて交通信号機であった。これは地区の交通安全の向上に大きく貢献することになる。

なお、この交通信号機が設置された直後に、その設置が公明党の力で実現したと宣伝するビラがまかれた。ビラをまいたのは、地区内の同党支持者であった。よく読めば県議会で同党が信号機設置に賛成したので、信号が設置できたと書いてある。確かに県議会で公明党は賛成しているので虚偽の内容ではないにしても、地域の中で何か公明党が努力したわけではない。『記録』によると12月24日に、この件で樽井氏を始めとする自治会メンバーが公明党の議員と会見して話し合っている。

---

<sup>35</sup> 「神戸新聞」1969年10月3日

この話し合いでも生瀬自治会側の怒りは解けなかったようで、その翌日 25 日付で、信号機の設置に至った経緯について細かく事実を書いた反論ビラを自治会が作成し、地区内に配布している。

### 3.6 宅地造成と自治会

#### 業者との取り決め

ダンプ公害について、大丸土地と協定を結んだ件は先に述べたが、防犯灯設置・排水施設の整備・道路の整備など、住宅の整備と同時に行われなければ、後々に生瀬地域が負担しなければならないような事柄について、その履行を造成業者に確約させるような働きかけは頻繁に行われている。

そうした取り決めが守られるように、ときには供託金を業者に対して要求することもあった。例えば『記録』には 1969（昭和 44）年 12 月 8 日の記事で「ホ 宅地造成に伴う懇談について 20:00 市民館 新菱株式会社（中略）誓約書を入れる（12 月 13 日午後 3 時） 供託金を 50 万円取る、反射鏡を取り付ける、排水を考える」という記述がある。

また生瀬自治会文書の中には、生瀬高台の開発を行っている阪急不動産との間に交わされた 1970（昭和 45）年 8 月 14 日付けの協定書原本が残っている。これによると、阪急土地不動産に防犯灯 20 基の設置とその電気代 2 年分の負担を義務付け、同時に「宅造工事に対する補償金及び水利補償金（弓納子川、高尾谷川への浄化槽排水及び家庭排水）及び防犯等維持管理補償金及び生瀬自治会協力費として」として阪急不動産が生瀬自治会に 50 万円を支払うことになっている。

業者側とこのような協定を結ぶことは珍しくなく、その後も様々な開発業者や砕石工場などと必要に応じて協定が結ばれることになった。補償金など、金銭の授受が特に無いものも含めると、こうした協定書や覚書は膨大な数になる。このように地域を代表して協定を結ぶ「主体」としてふるまうことが、生瀬自治会の重要な機能の一つとなっていることが分かる。

また、こうした協定や覚書は比較的良く守られるのであるが、後で事前には想定していなかった問題が発生することも度々あった。そうしたときに判断して対応するのも生瀬自治会の仕事となった。

#### 里道と水路

また宅地開発や道路の拡幅などの際によく問題になるのが、地域内の里道と水路であった。水路や里道の範囲は必ずしもはっきりせず、法務局にも登記されていない場合も多い。また、実際の地形とは違う登記が成されていることもある。そうしたあいまいさにつけ込んで、土地所有者や開発業者が里道分を都合の良いように少なく解釈して開発を進めることが多かった。

そのため、ひどい場合には地域の中で袋小路のような場所が多数できてくることになって

しまう。そうすると、当然その袋小路となってしまう土地の所有者が異議を唱えることになる。

こうした紛争を解決するのが、自治会長としての樽井氏の重要な仕事となった。先に見たように財産区管理委員会の委員でもあり、また父が水路看守人の仕事を長くやっていたことも関係するのだろう、樽井氏は里道や水路の権利関係に詳しかった。

『記録』には 1972 (昭和 47) 年に、大阪砕石よりアスファルトを無償で提供してもらい、自治会の施設部が中心になって、半年がかりで里道の舗装を進めていったことが描かれている。これにはもちろん、道を便利にするという意味があるが、樽井氏によると、同時に、舗装してしまうことで里道の範囲をはっきりと確定してしまうことを狙ったのだという。無論、この舗装についても土地の所有者の合意をとりつけなければならない場合があり、そのため一部では結局舗装を断念せざるを得ないようなケースもあった。

水路については、排水も問題になった。下水道が整備されていなかった当時の生瀬地区では<sup>36</sup>、各家庭からの生活排水は個々の家に設置されている浄化槽（数個で使用する共同浄化槽もあった）で浄化した上で、水路を通して武庫川に排水していたが、その排水の通り道となる水路に面した民家の住民から苦情が出て、紛争が起きることもしばしばであった。

こうした水路についての紛争を解決するのも、自治会の大きな仕事となった。例えば一定規模以上の浄化槽の設置に関しては、市の許可が必要となるのだが、その設置が排水路の確保も含めて適当かどうかについては、生瀬自治会で調査し、その自治会の決定に基づいて市と自治会長の樽井氏が設置者に指導するという形がとられることになった。

また、造成や工事が行われる際には、ほとんど必ず自治会の関係者がその現場に立ち会って、どこまでが里道・水路の範囲であるかを業者や土地所有者とともに確認する作業を行っている。業者から生瀬自治会に事前に同意を求めることもあった。例えば生瀬自治会文書には、1971 (昭和 46) 年 6 月 15 日付で業者が水路への排水について自治会長の承諾を求めている文書が残っている。

このように、里道・水路が正しく機能するように整備するのが自治会の重要な仕事となっているのである。まさに「ドブ板」の活動である。しかし、こうした非常にミクロな「ドブ板をめぐるたたかい」を調停する能力こそが、ムラの政治の中で重要な役割を果たすのだ。

このような「ドブ板をめぐるたたかい」を調停する能力を樽井正雄氏が持っているのは何故なのだろうか。また「ムラの政治」を分析するにあたって、このような「ドブ板をめぐるたたかい」はどのような意義を持っているのだろうか。以下、4章はそのことを見ていくこととする。

---

<sup>36</sup> 生瀬地区での下水道の整備は 1980 (昭和 55) 年頃より進むことになる。

## 4. 「ドブ板をめぐるたたかい」とムラの政治の力

### 4.1 「ムラの政治」の源泉

戦時下農政や戦後の農地改革によって、地方の村落の「ムラの政治」を担ってきた地主層の影響力は低下していったとされる。もちろん、その低下の様相には地方毎に大きなバリエーションがあり性急に一般化して論じることはできない。ただこの時期、地方において、いわゆる「地域名望家」の役割が縮小し、あらたに「役職有力者」と言われる新しい主体が地方政治の担い手として登場して来たということは、既に多くの研究者が指摘している<sup>37</sup>

同時に戦後は地域の中で、婦人会や青年団、消防団やPTAなどの住民団体——たてまえとしては民間の任意団体であるが、行政機関の「お墨つき」を得て、半ば以上公的な性格を持つ団体——のリーダーが、戦後に台頭してきた。私たちが分析の対象としている西宮市生瀬地区でも「生瀬区」から「生瀬自治会」への体制変更の過程で、消防団やPTAに参加している青年層を中心として、新たな世代への交代が行われた様子を2章で見てきた。財政的には、道路愛護や学校・駐在所などの修理、各種団体への寄付集めなどを名望家に頼ることができなくなり、住民からの自治会費や、地域に利害を持つ業者からの寄付金に頼るようになることも、2章および3章で見てきた。

さて、こうした新しいタイプの地域リーダーが担う、新しい「ムラの政治」とはどのようなものだったのか。

「役職有力者」についての既存の研究では、住民組織が行政機関の「下請け機関」となり、同時に自治体の現職の首長への支持を動員するシステムとなること、つまりは地域社会が「役職有力者」を通じて地方自治体に政治的にも行政的にも包摂される過程が明らかにされている。後に第6章で見るように、生瀬地域の有力者も「役職有力者」化していく。この傾向は西宮市への塩瀬村の合併後からはじまり、その後行政のたて割りに応じた各種の住民団体が整備されていく中で進んでいく。

しかしながら、包摂の対象となる地域社会それ自体の内部にある「ムラの政治の力」の分析については研究の蓄積に乏しい。つまり地域社会側の「力」が十分には明らかにされていない。そのため戦後の「ムラの政治」が単純に行政機関の下請けではなく、逆に地方政治を通じて地方自治体に大きな影響力を与える側面が見落とされがちである。

名望家がムラの政治の舞台から退場し、その後現れた新たな担い手たちは、やはり新たな種類の地域社会内での紛争に直面した。そうした紛争に対処する過程で、具体的な力を有する政治的資源を古い「ムラの政治」が引き継ぐとともに、新たな対応手法を開発していったのである。

---

<sup>37</sup> 筆者の知る限りでは、松下圭一「地域民主主義の課題と展望」『思想』（岩波書店、1961年）において最初に指摘されている。

本章では、戦後のムラの政治の担い手たちが直面した、ミクロな場所を巡る紛争を「ドブ板をめぐるたたかい」と呼び、それを調停する力を「ムラの政治の力」の源泉ととらえている。いわゆる「ご町内」の中で起きる小さな紛争と要求にムラの政治の根源があるのだ。そして個々の紛争や要求を解決するプロセスから、ムラの政治の力が再生産されていくありさまを明らかにしていくことが本章の目的となる。

## 4.2 「ドブ板をめぐるたたかい」

### 共同作業の消滅

共同体から、住民がともに行うような共同作業が消滅するとともに、もはや「ムラの政治」というものも消滅に向かうと考えるのは、一見、筋が通っているように思われる。戦後の地域社会研究の中で「ムラの政治の力」への着目が成されることが少なかったのも、そうした「思い込み」が一つの原因であろう。

とはいえ確かに、都市化の進展とともに「ムラの政治」の範囲は限定されていったのは事実である。生瀬地区では、すでに戦前から住民の多くが都市勤労者となり（サラリーマン化）、地域の中で共同して農業などの生産活動のための基盤を維持する必要性は低下していた。

また戦後、2章で見たように、1951（昭和26）年に塩瀬村が西宮市に合併され、その後1957（昭和32）年に水道事業が生瀬区会より西宮市に以降されると——一部地区を除いて——、住民の生活に密着していた「水」にまつわる管理は地域の手を離れることになる。そうすると、生活のためにもわざわざ共同作業を行う必要性は低くなる。3章で見たように昔は生瀬地域の人々が総出で行っていた水路の清掃作業も取り止められることとなり、代わりに西宮市から手当ての1部が支給される水当番が水路管理の任にあたることになった。また昭和20年代の区会決議録に見られるような、区民総出で道路愛護の作業を行うということも、昭和30年代以降には見られなくなる。

こうした共同作業を取り仕切るのがムラの政治の力だとすれば、もはやベッドタウンとなり、生業（仕事）は宝塚なり神戸なり大阪なりで行い、家のある地域社会では生活を行うだけである。そしてその生活面についても、西宮市や兵庫県が行政サービスを供給するのであるから、ムラの政治の取り仕切りなど不要になるとも思える。

しかし、現実には、ムラの政治の力は存続しつづけた。それを根本的に支えるのは、地域住民のミクロな生活上の紛争と要求——ドブ板をめぐるたたかい——なのである。

### 里道と水路をめぐる紛争

ここで「ドブ板をめぐるたたかい」と呼ぶものは、家の境界の間を流れる小さな側溝や、家の隙間にある細い里道をめぐる住民同士の紛争に象徴される、地域の中の最小単位の争いのことである。側溝にせよ里道にせよ、往々にして法務局にある土地の登記簿でははっきりとせず、そのために土地の形と境界があいまいになることが多い。また司法による解



決を試みるには、あまりにミクロな紛争であるためコストが割に合わない。

また生活上重要なことになるのだが、里道と水路は地域住民が生活する上で日常的に利用しているので、紛争当事者だけの問題にとどまらない性格を持つ。そこで、こうした「ドブ板をめぐるたたかい」を調停するために、ムラの政治の「力」が要請されることとなるのである。

## 企業とムラの政治

さらに 2 章でもふれたように、こうした側溝や里道にまつわるムラの政治の力は、地域の中で宅地開発を進めようとする開発業者にも働く。新しく作る宅地からの排水のためにどのように側溝を作り、既存の側溝とどのようにつなげるか、どこにどのように道を作るか。そうした細かな点で、宅地開発業者は地域自治会と協議せざるを得ない。もちろん、地域自治会には法的に私権を制限する権限などないのだから、話し合いが決裂した場合、業者は開発を強行することもできる。こうした場合は、地域自治会の側は関係する行政当局への働きかけを行い対抗しようとすることになる。

しかし一般的には、完全な合意形成にいたらずとも、何らかの調整が地域自治会との間に行われることが多い。そうしない限り、円滑な開発が事実上は不可能だからである。2 章で見たように、そうした調整には業者が地域自治会に「補償金」「協力金」の名目で金銭を渡すこともある。こうした利益供与は、地域自治会への直接の金銭供与の形以外に、現物の支給であったり、地域の各種団体や小学校・中学校への寄付という形をとることもある。

樽井正雄氏の『記録』によると、1975（昭和 50）年 7 月には、地域内で操業を行う大阪砕石より、生瀬皇太神社に石造の狛犬と生瀬小学校にカラーテレビの寄贈が行われている。

また宅地開発業者以外にも、生瀬地区の近辺で操業を行う砕石業者も「ムラの政治」と密接な関係を持っている。これも砕石業者が操業にあたって膨大な水を利用する必要があり、取水と排水にあたって「ドブ板をめぐるたたかい」に参入せざるを得ないこと、また砕石や機材の搬入・搬出のために地区内の道路を利用せざるを得ない点などが大きく関係する。また砕石業者特有の問題として、操業にもなつて発生する騒音公害がある。また石を砕く際の発破の安全性なども地域住民に問題視される。

こうした業者の公害問題について、地域住民の理解を得ることは重要である。業者がムラの政治の同意を受けることができるかどうかは、日常的な操業や資本投下に大きな影響を与える。ムラの政治の反対によって、操業の規模縮小を余儀なくされたり、新たな事業展開を断念せざるを得ない場合もあるのだ。

『記録』によると、1974（昭和 49）年ごろに、地域内に生コンクリートプラントの建設計画が持ち上がった。業者が生瀬自治会に対して、何度も説明を行っている。しかし、当時は中国自動車道を巡って地域の中で争いがあり、またダンプカーによる交通公害も変わらずにひどかったため、生瀬自治会も反対することとなった。

その後に業者としては、あくまで計画を推進しようとしたが、生瀬自治会の他に、生瀬

自治会連絡協議会に加入している他の自治会（主に惣川自治会）などと一緒に反対運動を行い、西宮保健所や西宮市、兵庫県などの関係当局にも相談し、1976（昭和 51）年 9 月 25 日には、佐藤県議を紹介議員に兵庫県議会で反対の請願を行っている。その後、コンクリートプラントの建設計画は立ち消えとなった。

また同時期、海山組という砕石事業者が操業規模・時間などの拡大を生瀬自治会に打診してきていたが、これもやはり自治会の反対で実現しなかった。発破音による騒音公害などが反対の理由である。また海山組が、生瀬区有財産の範囲になる土地にまで、事前に断りもなく勝手に<sup>38</sup>操業範囲を広げていたことも自治会に良い印象を与えていなかった。

### 4.3 「ムラの政治」の力

しかし、なぜこうした「ミクロな紛争と要求」を調整する力を、ムラの政治はもっているのだろう。ひとつには、ムラの政治を支える制度的構造——地域自治会——が「地域住民を代表する」という擬制を取っていることにある。この住民代表という性格によって、里道や水路などの、単にその両隣の紛争当事者以外の住民生活にも影響を及ぼす事柄を地域自治会の役職者が調整するという「たてまえ」が成立する。この「たてまえ」を基本的には地域住民も行政当局も認め、開発業者などの企業も承認することが多い。

しかし地域自治会の住民代表性からだけでは「ミクロな紛争と要求」を調整する力を説明しきることはできない。というのも、形式的に存在するだけで、実際の紛争解決能力は発揮できない地域自治会も少なくないからである。住民代表性を備えた地域自治会という「たてまえ」は紛争や要求について話し合うためのひとつの「立場」を用意するが、その立場を利用して実際に事柄を解決できるかどうかについては、また区別して考えなくてはならない。

では実質的な「ムラの政治の力」はどこからやってくるのであろうか。力の源は地域についてのきめ細かな実情の把握である。これは「物理上の構造把握」「住民個々の実情把握」「土地の権利関係の把握」の 3 つに分けて考えることができる。

### 4.4 地域生活についての情報の把握

#### 物理上の構造把握

地域生活についての情報の把握とは、例えば、生活排水を流す側溝がどのような構造になっているのかについての理解のような物理構造上の知識である場合もある。ある側溝は重要であり、別のそれはすでに不要なものであるというような。あるいは、ある里道は今も無くても良いが、別の里道を無くすと困る家々が存在するなどというような。

この物理構造についてのムラの立場からの把握が重要なのは次のような事情による。道

---

<sup>38</sup> そもそも土地の境界がはっきりしておらず、この点では海山組としてはあくまで生瀬自治会の権利を侵害した訳ではないという主張をすることになる。1984（昭和 59）年に土地の登記を整理し、この問題は解決することになる。

や水路は、私有地については各所有者毎に、公共のものについては管轄当局毎に、所有権と管理責任が分散しているものの、実際にはネットワークとして連結して機能することが重要なのだ。そうしたネットワーク全体を把握し、とりしきるものとしてムラの政治が要請される。

より分かりやすく説明してみよう。例えば、生活廃水のネットワークたる「ドブ」にトラブルが発生すると、その原因が起きた場所と違う場所で、汚水がふき出すことも多い。まず原因を特定しなければならない。樽井正雄氏は、墨を側道に流して、黒くなった水がどこから出てくるかという方法を良く使う。ネットワーク管理者としてトラブル発生ヶ所を特定するための方法論を持っているのだ。原因の場所が特定できたら、その場所の所有者と、汚水によって被害を受ける場所の所有者の関係を調停することとなる。これがムラの政治の仕事である。

### 住民個々の実情把握

地域生活の情報として、より重要なのは、個々の住民世帯についての知識である。世帯の内部については、どのような家族構成になっていて、実際に世帯の意思決定を行っているのは誰なのか。旦那か、奥さんか、あるいは両親は老いていて息子・娘が実際には決定しているのか。世帯の中には紛争についてどのような意見の相違があるのかも重要である。親はあまりこだわっていないが、息子が紛争にこだわっているのか（受け継ぐ資産の価値に影響するため）、あるいはその逆か（若い世代にはあまり関心のない、土地への愛着や過去の経緯の「スジ論」へのこだわりを親の世代が持っている）など。

世帯間の関係についても重要である。しょっちゅうトラブルの起こる世帯間には、いままでどういう問題が起きてきたのか。仲が良く一定程度の信頼関係のある世帯なのか、それとも、いままでの経緯があっけがみ合っている世帯なのか。そうなると、今回の紛争はいままでの経緯の中でどのように位置づけられるのか。こうした極めて私的なことにも及ぶ状況の把握は、個々の紛争と要求の解決にあたって重要な力となる。

### 土地の権利関係の把握

また所有と使用についての権利関係の把握も重要である。ムラの中の土地を、誰がどのように所有しているのか。誰がどのように使用する権利を持っているのか。住民が所有している場合もあれば、すでにムラの外に出て西宮市や宝塚市に住んでいる人が所有していることもある。開発業者や砕石業者が所有している場合もある。公有地である場合もある。その場合、財産区の土地なのか、市の土地なのか、県の土地なのか、国有地なのか。里道や法面などの土地の境界は国有地である場合が多い。

2章で述べたように、樽井氏は1962（昭和37）年4月より生瀬財産区有財産管理委員会の仕事を行っている。1971（昭和46）年からは、先代の木谷委員長の死去に伴い、樽井氏自身が委員長となった（その後、2005〔平成17〕年4月まで委員長を務めている）。この

委員会は区有財産の管理以外に、生瀬地域の里道・法面・水路などの国有地の問題解決も任務にしている。そのため、樽井氏は地域内の土地について細かい知識が豊富なのである。

また土地の使用についての権利や管理の責任は、所有権と密接に関係しながらも、また別に把握しなければならない。例えば、生瀬駅前にある児童公園は、すでに外に出たかつての生瀬地域の有力者である松岡氏の地所である。それを西宮市の公園管理課が借りて、児童公園として整備して管理している。さらには実際の管理、清掃作業などは地域の老人会が行っている。

さて、この公園の側にある市道で、児童が交通事故に会った。以前から、道が狭くて見通しが悪く、危険な道であったと言われていた。道路を拡幅しなければならない。こうした要求はPTAなどから出てくる。そのために、地権者である松岡氏や、西宮市公園管理課、道路整備の当局、さらには地域の老人会や、拡幅工事の影響を受ける周辺住民などと調整しなければならない。要求をしているPTAとも話をしなければならない。こうしたことが典型的なムラの政治の仕事となる。

### 明治 33 年の字限図

また土地の権利関係の把握について、非常に重要な資料が存在する。古い生瀬村の土地の権利関係を示した「明治 33 年の字限図」である。これを樽井正雄氏が所有している。おそらくは、財産区管理委員会の仕事を通じて、手にすることになったと思われる。

そもそも字限図（あざぎりず）とは、地租改正のための資料として明治 10 年代から作成された土地境界を示した図面である。地租改正にあたっては、民有地と官有地を取り違えた誤りや、調査漏れの過ちが頻繁にあった。そのため、しばらくは字限図も訂正が繰り返されたが、その後に訴願が多すぎたため、1900（明治 33）年に字限図の訂正は打ち切られる。それ以降、脱落地（所有権のはっきりしない土地）はすべて国有地として扱うことになった。生瀬地域で、あるいは全国の地域で、脱落地や里道・水路を巡って紛争が耐えないのは、ある意味で今日まで地租改正の矛盾と混乱が生き残っているからとも言える。

この「明治 33 年の字限図」いまでも各地に存在している。そしてこれは、現在でも土地特定のための公的な資料として扱われ、地図に準じる図面と考えられている。

現在でも、この字限図が、登記簿では明らかに出来ない里道や水路について、あるいは土地の配置について、参考にされる。樽井氏のところにも、法務局の人間が見に来ることがあるという。この土地の所有につながる公的な資料を所有している意味は大きい。筆者は、一度だけ見せてもらったことがあるが、樽井氏自身、この字限図を他人に見せることはめったにないとのことである。

あるとき、浄橋寺が地域の古文書を整理する作業のために、この字限図を借りて行ったことがあるそうだが、そのときに樽井氏に無断でコピーを作成した。樽井氏は大いに怒って、コピーを破棄させたという。それほど、この資料の秘密保持には気を配っているのである。

#### 4.5 里道・水路・法面

##### 土地境界に位置する国有地

さて本章の記述に度々出てくる「里道」とは、そもそも何なのかについて見てみよう。

生活上の概念としては、田畑や住居の間にある小さな道のことがそのように呼ばれる。法令上は1877（明治9）年、太政官達60号により道路をすべて国が所有・管理することとなり、重要度によって国道・県道・里道の3種類に分けられたことに、その呼び名の起源を持つ。その後、1918（大正7）年に旧道路法が施行され、現行のように県道は県が、市町村道は市町村が管理するようになった。

その際、重要な里道のみを市町村道に指定したため、それ以外の里道については道路法の適用外で国有のまま取り残された形となった。里道のままとされた道路は、小さな路地やあぜ道、山道などである。

そのため、法的には国有地なのであるが、実際には個人や法人（企業だけでなく市や県などの自治団体も含め）が自らの所有地と誤認したまま利用していることも多い。こうした所有権がはっきりと認識されていないという性格を持つため、土地の境界などを巡る紛争の際に、里道が問題として出てくる。

また水路や法面（のりめん）については、字限図についての説明で述べた地租改正にまつわる経緯で、国有地となっている場合が多い。そして里道にせよ、水路・法面にせよ、土地の境界に位置するので、土地の権利関係をはっきりとさせる際にその位置と面積を確定させる作業が必要になる。

そもそも里道も水路ももとは田畑の間の畦道と水路に起源を持つものである。法面は田畑の間の段差になっていて使用できない部分である。それぞれの田畑については所有権が使用者によっても意識されているが、その間の里道・水路・法面については所有権の認識はあいまいになりがちである。また、あいまいなところにつけこんで、自分の土地の面積を増やそうとすることも行われる。

##### 「法面減衰と斜面崩落の法則」

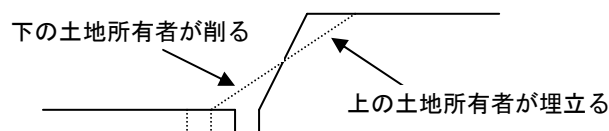
たとえば法面について見てみよう。樽井氏は「法面というのは、だいたい実際には消滅してしまう」と話してくれたことがある。その仕組みは以下のようなものだ。

田畑や私有地の間に法面（斜面）があるとすると。こうした法面は「誰のものでもない」ということで、先に見てきたように、近代的土地所有関係が整理される過程では国有地ということにされる。

ところが現場では、こうした法面の面積は減少していくこととなる。斜面の下の土地所有者は斜面を削って実際に利用できる面積を増やそうとし、斜面の上の土地所有者は斜面を埋め立てて同様のことを成そうとするからである。また斜面の下の土地の法面に接する部分には排水のための側溝が付属していることが多いが、この側溝も、下の土地の所有者

によって、いわば追い立てられていく。このプロセスを土地を横から見て図示したのが【図1】である。【図1】の点線が古い斜面と水路、実践が新しい斜面と水路になる。

【図1】法面減衰と斜面崩落の法則



すると、斜面の傾斜角度は急になる。そうすると斜面が崩落してしまう可能性が高くなる。現に崩落してしまうことも多い。すると水路が崩落した土砂で埋まってしまうこととなる。生瀬地域の中では、よく起きることだそうで、樽井氏はこうした現象を「法面減衰と斜面崩落の法則」と呼んでいる。

#### 共有山林処分の影響と生瀬の土地の権利関係

また、生瀬地域において土地の権利関係をややこしくしている歴史的事情として、1915（大正4）年4月に行われた共有山林分割がある。その事情は1章で述べた通りである。

この分割のため、生瀬地域内では土地の権利関係が細かく分かれることになった。また権利関係の枠組みに合わせて細かい宅地開発（ミニ開発）が進展する。そして、それぞれの業者が分かれて水路を整備するものだから、なおさら水の流れが分かりにくくなったようだ。修理のために出入りした経験のある工務店の人間にヒアリングをしたことがあるが、「あの地域の排水路は、非常に入り組んでいて普通ではない」と証言していた。

#### 4.6 小括

地区の人口が一定で、土地の利用状況にも変化がない間は、里道・水路・法面などの「あいまいな土地」が問題になることは比較的になかった。ところが、宅地開発が進展し、地区に外部から新しい人が流入してくるにつれて、土地を巡る紛争が活発になったのである。

特に生瀬の場合は水路をめぐる物理構造・権利関係が入り組んでおり、余所から来た者がそれを理解するのは大変困難である。ここで、過去からの経緯に詳しいムラの間が紛争を調停するために登場することになるのであり、樽井氏がその役割を担った。

「ドブ板をめぐるたたかい」は、日本の近代化の過程における地租改正と土地所有関係形成におけるミクロな矛盾に由来するものであると言える。そして「ドブ板をめぐるたたかい」の解決が、ムラの政治の役割として期待され、その存続そのものを支えているのだ。

とはいえ、ムラの政治の力は、こうした土地の権利関係を巡る紛争の調停のみに支えられているわけではない。生瀬区会の時代に、内部では水路の清掃作業やその割当を行うこ

とによって、また外部に対しては名塩を始めとする他の地域への競争心によって生まれてきた、地区への帰属意識、「愛郷心」とでもいうべきもの——日本的なコミュニティ意識——も、ムラの政治の力の重要な基盤である。次章では、その地区への帰属意識の問題を取り扱うこととする。

## 5. ムラへの帰属意識と行事

### 5.1. ムラへの帰属意識

ある地区に居住するだけでは、自分の住んでいる地区へ「帰属」しているという意識を持つようになるとは必ずしも言えない。特に職場から離れたベッドタウンにおいては、住民の地区への帰属意識は存在しないのが普通であるとさえいえるだろう。

もちろん、ベッドタウンの住民も、自分の住所がそこに存在しているということは意識している。また土地を所有していれば、経済的主体として自分の住んでいる地区の地価などには敏感になる。しかし、それだけでは自分たちが「この地区の構成員である」という帰属意識を持っているとは言いにくい。便宜上、そこにたまたま住んでいる、あるいは、そこにたまたま土地を所有しているという以上の意識ではないからである。

そもそも、多くの住民にとって居住地域が生業を成す場所ではなくなり、生活と生産のための共同の労働の必要性も消滅した後には、地区への帰属意識は、住民にとってその人格の全体を覆う全面的なものとしてはありえなくなる。存在したとしても、個々人にとっては部分的な影響力しか持ち得ない。

とはいえ、都市化の過程が進行していく中でも、驚くほど「古い」地区や地域にまつわる感情やイメージは保存されている。生瀬地域の名塩地域に対する対抗意識や、名塩住民へのイメージ（「田舎者」「生瀬を見下している」）などはその一例である。

また生瀬地域の内部でも、それぞれの地区毎に帰属意識が異なる。まず居住しているより小さな地区への帰属意識が存在し、その上に生瀬地域全体への帰属意識が重なるという重層構造の帰属意識が形成されることとなる。例えば武庫川を挟んで東にある惣川地区の住民は、まず惣川地区住民としての意識を持つ。現在の惣川地区を歩くと、宝塚市との境目がほとんど意識できないほど宝塚市に近いことが分かる。そのため、武庫川の西岸にある生瀬地域の他の部分への帰属意識はともすると薄くなりがちである。

また生瀬地域に居住し始めた時期によっても、地域への帰属意識は異なることになる。これはいわゆる新住民と旧住民の意識として現れてくる。

こうした地域内の各地区への帰属意識、新旧住民の意識の差が広がっていくと、ムラの政治がよって立つ地域代表制という擬制と実態が乖離していくことになる。そのため、ムラの政治にとっては生瀬地域に対する住民の帰属意識を再生産するために、様々な催事を行うことが重要な課題になり、また 4 章で見た「ドブ板をめぐるたたかい」の調整についても、各地区や新旧住民の意識の差に配慮した政治を行う必要性が出てくるのである。

本章では、まず 1959（昭和 34）年に生瀬自治会が設立されたときから、自治会が住民の地区への帰属意識を再生産するために取り組んできた催事について見ていく。地域住民による運動会や、盆踊りなどの行事についてである。

また次に、帰属意識の問題と深く関わることになる、生瀬地区の宗教施設、浄橋寺と生瀬皇太子神社についての話題を取り上げる。また生瀬にとって大きな意味を持つ秋祭りの



「だんじり」と青年団の復活についても取り上げる。

また生瀬地域内の惣川北の町の在日朝鮮人集落と自治会組織、樽井氏との関係についても本章で取り扱っている。

## 5.2 生瀬自治会の発足と各種の行事

### 地区体育祭の開催

ムラの政治を支える制度的構造として生瀬区会が上手く機能しないと感じられ始め、新たな枠組みが模索されていた時期は、同時に住民に生瀬区民としての一体感をどのようにして持ってもらえば良いのかが模索された時期でもある。

2章で述べたとおり、当時の地域の課題について話し合うために、各種住民団体が寄り合う形で生瀬自治連合会が結成された。そして、その自治連合会の中で「地区体育祭」を開催しようという話が出てくる。樽井氏によると1957（昭和32）年の自治連合会において、生瀬区内の各町（先述した区会議員選出の基準となる町）がそれぞれ代表を出して競い合う体育祭の開催の話が出てもりあがったとのことである。その後、生瀬自治会が発足した後に実施されるようになる。

1959（昭和34）年の生瀬自治会の経過報告資料によれば、2月27日の例会で生瀬自治会主催で体育祭を実施することが決められ、3月10日の例会で、当時の自治会長・藤岡健三氏を大会委員長として委員長以下の役員も決められた。実施の日取りがはっきりしないが、3月中に実施されたようである。

樽井氏によれば、この地区体育祭は、生瀬地区民の体位向上と親睦を図るための行事とされ、当時は参加者も多く大いに盛り上がったとのことである。生瀬地域を町別の5グループに分け、競い合うもので、会場は生瀬小学校のグラウンドであった。また当時、ボロボロになっていた消防団旗を修繕して、体育祭の優勝旗も作成された。それが優勝した地区に渡されることになった。1959（昭和34）年以降も、毎年継続して開催され、参加者には10円程度の参加賞も配られた。

### 優勝旗紛失事件

1960（昭和35）年、4月3日の体育祭開催のときに、前年度に優勝した三・四丁目から優勝旗が無くなったとの騒ぎになったことがある<sup>39</sup>。樽井氏によると、これはただ紛失したのではなく、地区内の何者かによる嫌がらせで優勝旗が隠されたようだとのことである。その後、紛失から5ヶ月ほどたって優勝旗は発見されたが、その経緯に不審な点が見られたと樽井氏は述べている。当時の自治会の記録を見ると、紛失の経緯を調査する委員まで決められている。結局は詳細は分からなかったようだ。こうした地区ぐるみの行事や自治会に反感をもつ住民のしたことではないかと樽井氏は述べていた。

そうした住民が実際に優勝旗を隠したのかどうかは分からないが、生瀬自治会側がその

<sup>39</sup> 樽井正雄所蔵『生瀬自治会 昭和35年度事業報告 決算報告』1961年1月

ように推測して動いた背景には、当時、生瀬自治会の結成や体育祭の実施による「ムラの政治」の再編成に対して、違和感や反感を持つ住民が実際に存在していたのだろう。

その後も体育祭は生瀬自治会主催で毎年開催されていた。ところが昭和40年代に入ると、3章で見てきたように宅地造成が盛んとなり、新たな入居者が増えたのにもない、小学生も増えて、生瀬小学校の教室が足りなくなった。そのため運動場にプレハブの仮設教室が建設された。1970（昭和45）年にはこの影響で、体育祭が一時中止されることとなった。

1973（昭和48）年3月に生瀬小学校に新しい鉄筋3階建ての校舎が完成し、仮設教室も撤去されることになった。この年から、生瀬自治会ではなく、西宮市教育委員会が育成する体育振興会が主催するようになり、実施月も10月になった。

再開1回目の体育祭では、生瀬地域内の各自治会が対抗競技で優勝を争い、当日の参加者は1,000人を越えていたという。

### 盆踊りの実施と生瀬地区自治会連絡協議会

生瀬区会のころには、盆踊りは青年団が実施するものだった。1950（昭和25）年8月8日の区会決議録には、次のような記事がある。

従来当区としては八月盆踊は青年等の主催にて区民と俱に娯楽として行事となって来た習慣を今回は青年団としても経済上の苦痛で之が主催を区の負担運営を希望する旨を団長外幹部より要請あり。

経済的に苦しくなってきたので、盆踊りの運営を区会の主催にできないかという要請が青年団より成されている。このときは、区会としては引き受けることができないという結論になっている。その後の盆踊りについての経過を明らかにできる資料が存在しないが、青年団あるいは青年会が主催で、それに区会や生瀬自治会が協力する形で続いていたようだ。

その後、1969（昭和44）年に生瀬地区自治会連絡協議会が発足するにあたって、盆踊りについての話題が再びあられる。『記録』によると1969（昭和44）年5月6日に自治会連絡協議会の最初の会合が開かれていて、そこで「会費検討、具体案その他決定」とされているが、樽井氏によると、このときに決まった具体案というのは、地区全体での盆踊りの開催への協力のことであるという。できたばかりの自治会連絡協議会において、各自治会が協力して実施する行事として、まず盆踊りが検討されたのである。

この年の7月16日の『記録』には次のような記事がある。

青年会と盆踊り運営につき協議した

自治会決定通り 各丁より 1軒当り 50円＋惣川自治会 3,000円＋生瀬自治会より＝4,000円とする

恐らく、自治会連絡協議会で検討された通りに、惣川自治会が 3,000 円を負担することになっている。この年の盆踊り自体の記事は『記録』には見当たらないが、惣川自治会・生瀬自治会の双方の住民が参加して行われたと推測される。

その後、1970（昭和 45）年に青葉台自治会が、1971（昭和 46）年に生瀬高台自治会が、それぞれ結成され生瀬地区自治会連絡協議会に加入し、やはり盆踊りを合同で実施していた。樽井氏としては、盆踊りによって単位自治会の範囲を超えた地域内の親睦を図ろうと意図していたという。

ところが 1972（昭和 47）年に、生瀬高台自治会では単独で盆踊りを行うことになった。『記録』によると 7 月 7 日の盆踊りの打ち合わせでこのことが明らかになり、予算配分などについて、このときの打ち合わせでは保留されている。7 月 8 日にこの件が生瀬自治会の例会で報告され「了解、但し高台に対する批判」という記事が残っている。

その後、青葉台自治会などでも独立して盆踊りが行われるようになり、盆踊りについての取り組みは各単位自治会の役割となっていく（惣川自治会と生瀬自治会はその後も合同で実施を続ける）。その後には後述するように、盆踊りを（名目上）主催していた青年会の解散もあり、地域全体で取り組む行事としての位置付けは失われる（ただ、財政的には、連絡協議会が費用を補助し続けることにはなる）。

各単位自治会でも世帯数が増えるにともない、それぞれで取り組む行事が必要となってきた。盆踊りは丁度それに適当な規模の行事であった。生瀬地域全体で取り組むには、もう少し大掛かりな行事が必要である。その役目を担うようになるのが、後述する生瀬皇太神社の秋祭りと、その際に登場する「だんじり」である。

その秋祭りと「だんじり」を含め、次に生瀬地域の中の宗教団体とその行事について、地域への帰属意識という側面から見ていくこととする。

### 5.3 ムラの宗教行事

地域における文化的な蓄積は、帰属意識を安定させる効果を持つ。もちろん、地域や地方によって差はあるものの、特に寺と神社が地域において果たす役割は大きい。生瀬地域では、生瀬村の発祥にも縁の深い浄橋寺とその檀家組織がムラの政治において無視できない力となっている。

また一方で、生瀬皇太神社については、より直接、生瀬区会、その後は生瀬自治会や生瀬自治区自治会連絡協議会がその維持運営に関わっており、神社の行事と自治会の行事の境目はそもそもあいまいである。そして生瀬皇太神社で開催される秋祭りとそのときに巡行する「だんじり」は、生瀬地域の象徴的な行事となっている。

このだんじりの担い手は青年会であったが、これが 1978（昭和 53）年 4 月には休会・解散してしまう。その後、担い手は氏子会となったがその後は氏子会理事長の成り手を探すのにも苦勞するようになる。ところが、1990（平成 2）年には青年会が復活、1998（平成

10) 年には青年団と改称し、地域の中で活発に活動を展開するようになった。以下、その経緯を見て行く。

### 浄橋寺とムラの政治

生瀬地区の中心には浄橋寺がある。1章でふれた通り、1241（仁治2）年に浄土宗西山派の祖證空善恵国師（西山国師）が開いたとされる古刹である。この浄橋寺に隣接して、地域の神社である生瀬皇太神社がある。こちらは元々は浄橋寺の境内にあったものが、明治初年に神仏混交を禁じられたために分けられたものである。

浄橋寺については、生瀬区や自治会とは別個の組織として運営されている。例えば昭和35年の生瀬自治会の資料には、自治会例会で同寺の檀家総代の決定について話題にあがっているが「自治会としては檀家総代を決定することは出来ないので、三浦氏個人が推せん委員を依頼してもらうこと」となっている<sup>40</sup>（これに対して、皇太神社の宮総代は自治会で決定している）。

しかし、浄橋寺とムラの政治の関係は深い。そもそも生瀬区会時代には、会合などは頻繁に浄橋寺書院で開催されていた。生瀬自治会が発足する際にも、当時の住職の三浦一道が樽井氏とともに規約の制定にあたり、さらには自ら役員として自治会に関わった。このように三浦一道住職は地域のことに助言を行い、自らも行動する立場であった。

1970（昭和45）年2月23日、この三浦一道住職が亡くなった。その後『記録』によると、3月30日に浄橋寺書院に三浦氏の息子の行雄氏と、樽井氏も含む寺の檀家総代（多くが生瀬自治会の役員と重なる）が集まり、三浦一道住職亡き後の寺の運営について話し合っている。そして寺と地域とのつながりを維持するため、既存の檀家組織よりも広がりのある組織を目指し、従来の檀家総代を中心として、地域の檀家の組織である「浄橋寺会」を発足させることとなった。

5月10日にはこの「浄橋寺会」の総会が開催され、次期住職として三浦行雄氏を檀家総意として本山に推薦すること、浄橋寺会の役員などを決定している。

この浄橋寺会が手がけた行事で大きなものは「西山国師ご誕生八百年記念事業」である。1970（昭和50）年が西山国師の生誕800年とされていたので、準備はその前年から行なわれていた。しかし樽井氏によると、7章で述べる青葉台闘争などで地域が対立し、また他に処理すべき問題も多く、さらには1975（昭和50）年には樽井氏の西宮市議選出馬などもあって、具体的に地域で事業に取り掛かり始めるのはやや遅れて1971（昭和51）年からとなる。記念行事の中身は、宝物収蔵庫や寺務所の建設、開山堂の改築、墓地の新設、本堂などの大修理、梵鐘の新鑄造などである<sup>41</sup>。この事業を遂行するための資金を、浄橋寺会を中心として集めて行った。1977（昭和52）年4月には地域内の9ヶ所で浄橋寺全集会を開き趣旨を徹底した上に、浄橋寺会の役員を中心に戸別に訪問して寄付を募ったのである。

---

<sup>40</sup> 同前

<sup>41</sup> 浄橋寺「西山国師ご誕生八百年記念事業趣意書」1977（昭和52）年9月より

これらの記念事業は1978（昭和53）年4月末には完遂する目処がついた。そこで西山国師生誕800年の祝いと、記念行事の落慶を祝う慶讃法要が、総本山光明寺より宗務総長を迎え、他の浄土宗西山派寺院20ヶ寺の参列を得て5月21日に行われた。

地域の中では、装飾した衣装と冠をつけた地域の児童250名が参加しての稚児行列が行われ、地区内を練り歩いている。

この記念行事は、旧生瀬村の地区だけではなく、生瀬地域内の新興住宅地の自治会などの役員も名を連ね、地域をあげて行われている様子がうかがえる。

### 生瀬皇太神社

皇太神社については、近世には独自の講組織が存在していたようだが、1897（明治30）年の生瀬区会成立後は、生瀬区会がその維持管理を行うようになった。なお『生瀬の歴史』によると、元々は単に「皇太神社」と称していたのだが、近くの別の集落到同名の神社があるため、それと区別するために1927（昭和2）年に「生瀬皇太神社」と称するようになったという。

生瀬自治会になった後は、区会から引き続き自治会が神社の維持管理を行っていた。1959（昭和34）年の自治会会計の決算額194,368円の1割ほどの19,223円は神社の運営関係に費やされている。同社では神主は必要に応じて呼ぶのであるが、その謝金などがここから支出された。また同年には運営費と別に10,000円が神社の参道を整備するために支出されている。このように設立当初の生瀬自治会にとって、神社関係の支出は大きな割合を占めるものだった。その後、1969（昭和44）年に生瀬地区自治会連絡協議会が発足してからしばらくして、今度は連絡協議会が神社の維持管理費を負担するようになった。

後に、1976（昭和51）年になると、神社運営のための組織は「氏子会」として自治会組織から独立することになる。その氏子会設立の趣意書を以下に引用しよう。

---

#### 趣意書

生瀬皇太神社（祭神天照大神）は、我が郷土の氏神であり、村の創設期より今日に至る迄、数百年の永きにわたり生瀬地区の一木一草にいたる迄、この神の加護を受けて来ました。また喜びにつけ悲しみにつけ鎮守の神様として村人もまた生活のささえとしてのおかげを受けてまいりました。氏子の私達は、毎年、新年式（1月）、春祭（3月）、夏祭（7月）、秋祭（10月）、大祓式（6月）（12月）の祭典をとりおこない、神恩に感謝し、神慮をなぐさめもろもろの願いごとを奏上して我が郷土生瀬地区の安穩を祈っているのです。

ところで神社の維持運営については、今日迄生瀬地区連絡協議会によってなされて来たのですが、新憲法による信仰の自由という点からすれば、生瀬地区連絡協議会に依存することの疑義を感じられることも否定出来ない事実であります。

ここに於て、氏子の会を結成し、この会によって生瀬皇太神社を維持運営することが

信仰の自由に通じることになるのではないかということになりました。

思えば、昔から氏神と氏子の関係は切っても切れない密接な関係になっています。昔は水ききんが来れば、全村こぞって神前に雨ごひをし、病虫害の発生あれば駆除を祈り、疫病流行すればその病魔退散を祈りました。今日でも誕生、入学、七五三、卒業、結婚等氏子の一生の大事に際しては、常に氏神に詣でて感謝の誠をささげてまいりました。特に氏神と氏子がびったりと1つになる行事、子供心に忘れることの出来ないものに夏秋の祭りです。大人も子供も日頃の神への感謝と豊年萬作を喜びつつ、だんじりをひきあったり、鎮守の森の出店にむらがったものであります。そして今も、それが子供たちの喜びであることに間違いありません。

この様にして氏神と氏子の関係は昔から今日迄、さらに未来へと郷土の続くかぎり永遠につきることのないものであります。

どうか趣意書の内容をご賢察いただき、氏子会には是非ともご入会下さいますようお願い申し上げます。

(会費は月額 50 円を予定しております)

昭和 51 年 5 月

発起人	生瀬	自治会長	樽井正雄
	青葉台	〃	戸田唯己
	生瀬高台	〃	戎末太郎
	惣川	〃代	川田 寛
	花乃峰台	〃	三好康仁
	宮総代		藤岡政夫
	〃		中西 勇
	〃		木村正太郎
	〃		堀内 九
	〃		小西寛一
	〃		徳田 博

---

発足の経緯は、この趣意書の中でも述べられている通り、地区内に新住民が増え、その中から自治会の活動の中に神社に関わる事柄が含まれていることは、憲法に定められた「信教の自由」の観点から問題であるという意見が出るようになったことによる。

とはいえ、新住民全体の雰囲気として、神社にまつわることに反感を持っていた訳ではないと思われる。氏子会の「発起人」に、生瀬地区自治会連絡協議会に参加している新興住宅地の単位自治会すべての自治会長（惣川のみ代理）が名前を連ねていることから、新住民の多くも氏子会という形式でなら（全世帯加入でなければ）、神社に関わることに反対はなかったのである。

この趣意書で触れられているように、生瀬皇太神社では7月の夏祭りと10月の秋祭りが

大きな行事である。特にだんじりが巡行する秋祭りが大きな祭事であった。この後、氏子会がこうした祭を実行するにあたり、重要な役割を果たしていくようになる。

#### 5.4 青年団と「だんじり」

「だんじり」は、1880（明治13）年にはじめて生瀬地区を巡行したとされている。これは川面地区から借り受けたものとのことである。その後、1887（明治20）年に生瀬村で独自のだんじりを購入している。大阪市天王寺区で作成されたものである。このときに購入しただんじりが2003（平成15）年まで使用された。

戦前のだんじりの運用については明らかではないが、戦後は青年団が主役となって秋祭りに地区内をひきまわしていたようだ。しかし、樽井氏によると（丁度、樽井氏が生瀬自治会長就任した1969年頃から）徐々に青年団（その後、青年会と改称）からも、だんじりの担い手が少なくなっていくとのことである。そしてついに、1978（昭和53）年4月には青年会そのものが、その活動を休止することになった。

#### 青年会の休止と「だんじり」の担い手減少

休止にいたる経緯は明らかではないが、『記録』をたどれば、例えば1969（昭和44）年には、青年会主催の盆踊りについて自治会や樽井氏は、生瀬自治会や連絡協議会からいくらかのお金を出すかを協議していた程度だったのだ、1975（昭和50）年になると、司会の人選や練習の集まり、その後の反省会なども含めて、自治会例会などで段取りを決めている。盆踊りについての青年会の関与が少なくなり、自治会が担っている行事のようになってきた。恐らく、青年会として主体的に動ける人間がいなくなって来ていたのだろう。そうして1978（昭和53）年4月には休会に至ったのだと思われる。

その後、生瀬自治会としては青年会を何とか復活できないかと動いていたようだ。『記録』によると11月7日に自治会の役員7人と休会中の青年会メンバー5人とで話し合いが行われ「青年会の休会と行事について 復活できるか サークル活動など」との記事がある。しかし結局、このときは復活することはできず、12月11日には青年会長が樽井氏の自宅を訪れ相談し、解散することになった。

その後、だんじりについては氏子会の役員がひきまわす役になり続けられた。ただ青年会が解散したのと同じ1978（昭和53）年には、『記録』によると氏子会の参加者が減っていることについて樽井氏と生瀬高台自治会長のあいだで懇談が行われている。この頃、氏子会の勢力も強いものではなかったようだ。

だんじりと秋祭りの運営については、苦労が続いたが、その後も継続された。1982（昭和57）年の『記録』からは、氏子会理事長の成り手を探すのに樽井氏が苦労している様子がうかがえる。樽井氏によると、この当時の氏子会理事長には秋祭りなどで青年たちを仕切る力量が要求され、なかなか大変な役割であったとのことである。1983（昭和58）年の秋祭りではだんじりをひいていた若者同士のケンカが起こり、その仲裁などに関係者が苦

労している様子も『記録』に残っている。

こうした事情もあって、その後もなんとか青年会を復活させようという努力が続いた。1985(昭和60)年には青年会の正式復活について地域内で話し合われている。また翌年1986(昭和61)年には、独立した団体ではなく、生瀬自治会の青年部という位置づけで地域の若者に加入を呼びかけているが、効果はなかったという。

### 青年団の復活

だがその後、だんじりを中心に青年たちの活動が活発になっていくようだ。具体的な資料がないため、青年会(青年団)の再組織の詳細は分からないが、平成になってから各地で「だんじりブーム」が起こり、それにともない青年たちの活動が生瀬地区でも活発になっていったと樽井氏は述べている。

1990(平成2)年に青年会が再組織された。その後1992(平成4)年5月19日、『記録』に青年会メンバーと樽井氏の会合の様子が残されている。そこでは次の3つの話題が話されている(『記録』よりそのまま引用)。

- 1、助成金の意義
- 2、青年会活動の活発化(勝手なことでは不可・住民に認められる会にする)
- 3、祭のあり方について(秋祭りを神社と切り離して市民祭とするか?)

1は自治会連絡協議会から青年会への助成金についての話題である。2は、このころの青年会は再組織されたばかりで、規約などもまだ整備されていなかった。事業内容も明確ではない。そのため、組織を整備する方向にすすむようにという話を樽井氏からしたとのことである。そこで、同じ西宮市内で、だんじりの活動が活発な越木岩地区(夙川の北に位置する)の青年会の会則などを参考に組織を整備していった。越木岩青年会と生瀬青年会はだんじりを通して交流などが進んでいたため、その他にも越木岩青年会から学ぶところは多かったという。

3については、当時の自治会連絡協議会などの中でだんじりの宗教性について問題になっていたとのことである。祭は良いが、神社の祭事という位置づけでは自治会連絡協議会などが助成金などを出すのには問題があるとの意見があった。これについては、7月9日に地域内の各団体が集まって「祭のあり方について」検討する会議が開かれたが、結局は従来どおりに開催するという事になっている。

なお、1992(平成4)年中の別の資料によると、この頃の青年会のメンバーは25名程度である。

### だんじりの新調

その後、1998(平成10)年になると、青年会は名称を改め青年団と名乗るようになった。



このころになるとメンバーも 40～50 名に増えていた。

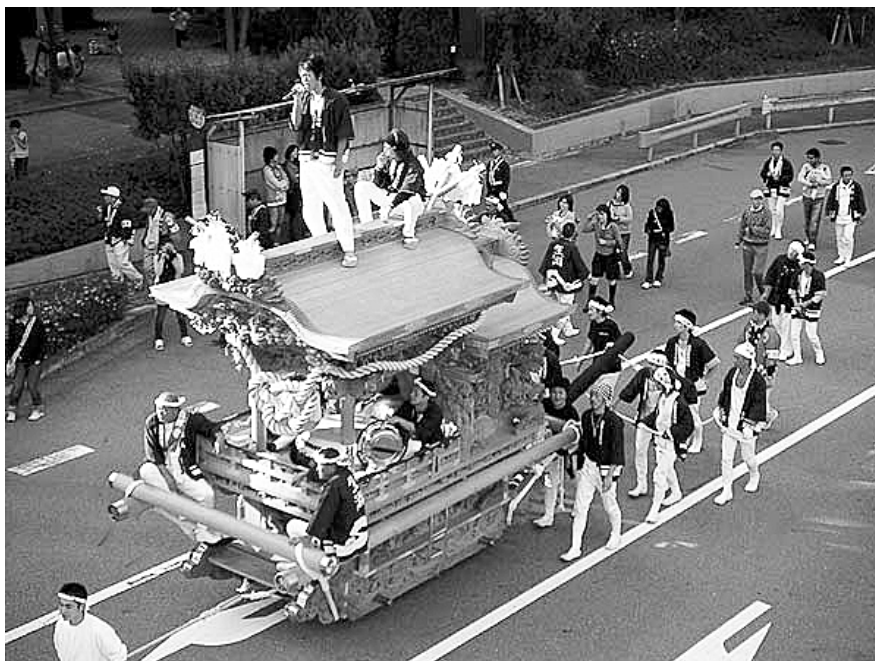
当時、問題になっていたのはだんじりの老朽化であった。明治に購入したものを補修しながら使っていたが、痛みが激しくなっていたのだ。だが氏子会では買い替えの寄付集めなどに動けなかったようで、2000（平成 12）年の生瀬皇太神社氏子会では、だんじり新調のための寄付集めはしないということが決議されている。

そこで氏子会とは別に「だんじり改修特別委員会」が 2001（平成 13）年 10 月 21 日に組織され、5 千万円を目標に地域内から寄付を集めることとなった。これに前後して、樽井氏は生瀬財産区有の土地を処分して、だんじり改修費用にあてようともしていたが、はじめは西宮市管財課は宗教目的に支出は認められないと難色をしめしていた。

寄付集めについては、はじめ氏子会も非協力的で、さらには生瀬自治会も寄付集めには全然タッチしない姿勢であったという（このころは、樽井氏が生瀬自治会会長をしりぞいてからもう大分経っていた）。その為、寄付が集まるかどうか危ぶまれたが、花の峰自治会・惣川東の町自治会（後述するが惣川自治会の北に新しく出来た自治会）で、発起人が率先して集金し、地区の大半から 1 口 1 万円の寄付が集まった。さらに青年団が活発に各地区から集金し、寄付が集まっていった。

また財産区からの支出についても西宮市管財課がこれを認めるようになり、2002（平成 14）年に 3 千 6 百万円が財産区からだんじり新調のために支出されることとなった。こうして 2004（平成 16）年には新しいだんじりが生瀬地域に納品され、この年の秋祭りから使用されるようになった。

【写真】2007（平成 19）年の秋祭りで巡行する生瀬だんじりと青年団



## だんじりの巡行と地域への帰属意識

以上、秋祭りで巡行するだんじりと、その担い手となる青年会（団）の経緯を見てきた。ここで、このだんじりが、生瀬地域の住民に対して持った意味を、地域への帰属意識という観点から述べておく。

だんじりの巡行にあたって重要なことは、地域内に新たな自治会が誕生すると、その地域を必ず巡行するルートに含めるということである。非常に単純なことであるが、そうすることによって、秋祭りは新たに造成された住宅地も含めた、生瀬地域全体の祭という位置づけを得ることになった。また「だんじり」という見えやすい象徴が存在することによって、地域内の新興住宅地からも青年会・青年団への参加者が集まるようになる。

複数の新興住宅地から構成されるようになった生瀬地域を、制度的構造としてつなぎ合わせるものは生瀬地区自治会連絡協議会になるが、いち住民まで含めたレベルで生瀬地域への帰属意識を感じさせる上で、秋祭りにおけるだんじりの各地区への巡行は大きな役割を持っているといえる。

## 5.5 在日朝鮮人部落との関係

生瀬地域の中で、地域への帰属意識というテーマから取り上げなければならない話題のひとつに、惣川地区の北にある在日朝鮮人部落がある。

惣川北の朝鮮人部落は、武庫川に架かる生瀬大橋のたもとから上流の川岸と国鉄福知山線の線路敷にはさまれた狭い三角形の土地にあった。この地にはじめて朝鮮人が住むようになったのは1924（大正13）年頃だという。当時行われた国鉄福知山線のトンネル改良工事に従事した朝鮮人たちが、後に惣川北に住むようになったとされる<sup>42</sup>。時代によって多少の変動はあるが、40世帯近くが集住しており、「惣川北の町」と呼ばれる。

樽井氏が自治会長に就任した時点である1969（昭和44）年頃には、その住民のうち多くが、大阪砕石やウィルキンソンの工場から出荷される製品を運ぶダンプトラックの運転手として生計を立てていたとのことである。そのため、この頃に生瀬自治会や自治会連絡協議会で取り組んだダンプカー公害反対運動については、惣川北の町は微妙な立場をとることになった。

## 区会・自治会からの排除

この惣川北の町と生瀬区の間には、ほとんど交渉がなかった。古くから同じ地区にありながらも、生瀬区を構成する「町」とは見なされず、ここからは区会議員も選出されていない。生瀬区会時代には、区会の構成員として認められていなかったのである。こうした事情は生瀬自治会発足後もしばらくは同様であった。1959（昭和34）年の生瀬自治会の記録を見ると、差別用語にわたるが「三国人よりの会費の徴収について」という話題があり、

---

<sup>42</sup> 鄭鴻永「一朝鮮人部落のルーツをたずねて」（在日本朝鮮社会科学研究者協会発行『同胞と社会科学』創刊号、1986年10月10日）による。

「三国人よりは、水路使用料は徴収し、自治会費は自発的に支払うものよりは受け取り、必ずしも強制はしないこと」との記述がある。資料的な裏づけはないが、樽井氏によると1969（昭和40）年になって惣川北の町住民が生瀬自治会への加入を求めたことがあったそうだが「時期尚早」であると保留になったとのことである。

#### 地区自治会連絡協議会体制下での惣川北の町

樽井氏は1969（昭和44）年度に自治会長になった際、この惣川北の町と話をし、生瀬自治会の一員として惣川北の町を自治会に組み入れようと試みた。当時の惣川北の町は、朝鮮総連宝塚支部の生瀬分会として組織されており、その分会長との交渉になった。結果的には、分会長自身が、自治会との窓口を開設することには同意したものの、自治会へ代表者を送るには及ばないと判断することになったそうである。

『記録』の1969（昭和44）年12月21日に以下のような記事がある。

惣川自治会長小西宅で惣川北の町の連絡事項について協議した。

自治会側 樽井、小西、檜田

惣川北の町 松原、花山（※引用者注正しくは「華山」）

話し合った事 1年に1、2回代表者で話し合う

惣川北の窓口 松原福子（電話番号）

防犯灯(1)、川の石垣の改修をしてもらいたい

会費値上げについては了承

「自治会側」として樽井氏の他に出席している2名は惣川自治会の役員である。惣川北の町から出ている2人のうち、松原氏が、朝鮮総連宝塚支部生瀬分会長である。「窓口」として名前があがっているのは、その松原氏の妻である。

この日の会合によって、それまでは基本的には没交渉であった惣川北の町と各自治会との間での連絡が意識的に取られるようになっていった。その後は生瀬地区自治会連絡協議会に惣川北の町も代表を送って参加するようになった。自治会連絡協議会体制ができたことによって、生瀬自治会や惣川自治会にも加入していなかった（できなかった）、惣川北の町住民が1自治会として地域のことに関わる立場を得たのである。

ただ、その後の『記録』などを見ると、自治会連絡協議会の中で惣川北の町が目だった発言をしていることはない。樽井氏によると、惣川北の町は樽井氏を主な交渉相手と見なし、直接に話をするが多かったという。樽井氏の方も、地区内に公園を整備するなどし、惣川北との関係を良好に保つように努力したとのことである。

1980（昭和55）年には、国鉄が福知山線を複線電化するのに伴い、惣川北の町から電波障害でテレビが見られないという苦情があった。これに対して、国鉄OBでもあった樽井氏が動いて、国鉄からの費用で強調アンテナを設置して対応している様子が『記録』から

分かる。

### 惣川北の町の移転問題

その後、176号線拡幅に伴って、北の町住民の移転の話が出てくる。この話が出てくるのは『記録』によると1993（平成3）年頃からである。国道176号線のバイパス建設のために惣川北の町全体を、生瀬地域の西の端にあたる当田地区に移転させる計画が出てきたのである。その後、1995（平成7）年に結局は8世帯が移転することになった。

樽井氏によると、この時に大きな混乱もなく移転が出来たのは、これまで惣川北の町と築いてきた信頼関係があるからだと述べていた。

## 5.6 小括

これまで見てきたように、生瀬区会を解散し、生瀬自治会を結成した直後は、体育祭の開催などで地域への帰属意識を涵養しようとしていた。またその後、地域内で宅地開発が進展し、新たな自治会が結成されるようになると、地区自治会連絡協議会で盆踊りを開催することが、親睦の仕掛けとして模索されるが、これは結局、各地区毎に別に盆踊りを開催することになり、上手くいかなかった。

むしろ、地区自治会連絡協議会に参加する各自治会全体が参加する行事としては生瀬皇太神社の秋祭りやだんじりが果たした役割が大きかった。だが、このだんじりの担い手である青年会も1978（昭和53）年4月には休会・解散してしまう。その後、担い手は氏子会となったがその後は氏子会理事長の成り手を探すのにも苦勞するようになる。ところが、1990（平成2）年には青年会が復活、1998（平成10）年には青年団と改称し、地域の中で活発に活動を展開するようになった。

この新たな青年団は「だんじりブーム」によって結成されたものだが、だんじりの新調などにあたっては、氏子会や生瀬自治会を凌ぐ勢いで地域内で活動している。この若手の力と財産区有財産の使途に大きな影響力をもつムラの長老たる樽井氏が組むことによって、だんじりの新調という地域にとっては大きな事業を成し遂げることができたわけだ。

新たな地域への帰属意識を持つようになった青年団の若者たちが、生瀬地域のムラの政治の主役として活動するようになるかどうか、それは制度的構造としての自治会・自治会連絡協議会の中に、若者たちがどのように参加していくか次第といえる。

次章では、生瀬地域のムラの政治の制度的構造である、自治会・自治会連絡協議会と、各種住民団体、また行政当局と自治会の関係について取り扱うこととする。

## 6. 自治会と住民団体

### 6.1 地域自治会とは何か

#### 名称と起源

日本の各地には、様々な呼び名の地域自治会が存在する。その具体的名称は、地域の歴史的事情によって様々である。その名称を分類すれば次のようになるだろうか。

- (1) 惣代・区会などの 1889（明治 22）年の町村制施行時の自治組織の呼び名がそのまま続いているもの
- (2) 町内会・部落会などの呼び方が続いているもの。1940（昭和 15）年の内務省訓令第 17 号で全国的に整備されることとなった。戦後、1947（昭和 22）年にはポツダム政令第 15 号で解散させられることになるが、そのままの名称で今にいたる組織も多い。
- (3) 自治会・福祉会・地域振興会などの呼び方。ポツダム政令第 15 号などを意識し、名称を変更して、その後もそのまま続いているもの。あるいは他の理由によって(1)(2)から名称を変更したもの。

名称のバリエーションは、上に挙げたもの以外にも様々なものがあるが、歴史的には上に挙げた 3 つの時期のどこかに起源を持つ名称となっている。ただ(3)の名称変更の理由については、実際にはポツダム政令だけに求めることはできず、地域によって具体的に様々な事情があると思われる。

例えば、いままで見てきた生瀬自治会は(3)のパターンとなるが、2 章で見たように、一時はポツダム政令を意識して生瀬自治会と名称を変更したものの、その後、生瀬区会という名称に戻り、その後、1959（昭和 34）年に再び生瀬自治会となっている。

さて、自治会や町内会の起源として、(2)の時期に注目して、「戦時協力組織として組織されたものが今日でも地域に残っている」と説明されるようなことも多い。これは完全な間違いという訳ではないが、よりさかのぼって、地域自治会の起源は明治期の地方制度整備の過程に求めるのが妥当だと鳥越皓之は述べている<sup>43</sup>。本稿の 1 章および 2 章で見てきた生瀬地域の歴史に沿っても、その通りであると言える。

より一般的に考えると、次のように説明することができる。近代化と国民国家建設の過程で地方行政制度が整備される際、地域に先行して存在する「ミクロな場所の政治」の枠組み（制度）をどのように扱うかということが、当然に問題になる。ある部分はフォーマルな国家制度・地方的制度に統合されて公式な制度的構造となる。統合されなかった部分は廃止されるか、半ば公式な制度としておかれることになる。こうして日本の近代化の過程において「グレーゾーン」として残された部分が地域自治会の起源となるのである。本稿で何度か「半ば公的な制度的構造」と地域自治会のことを規定してきたのはこの為であ

---

<sup>43</sup> 鳥越皓之『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程—』（ミネルヴァ書房、1994 年 2 月）、11～12 頁。

る。

### 「フリコの関係」と「オヤコの関係」

また鳥越皓之は地域自治会と行政機関の役割分担に「フリコの関係」が存在すると指摘している<sup>44</sup>。時代によって、地域自治会と行政機関の担う範囲が変化していくということである。生瀬地域についていままで見てきたことから例を上げれば、西宮市への編入後、生瀬区会が維持運営していた水道事業が西宮市水道局に移管されたことなどが分かりやすい例になるだろう。

一方で、行政機関から地域に委託される事業もある。この章の後半部で見る、地域の中への防犯灯の維持管理の業務は西宮市への合併後に、地域の役割として西宮市から「ふられた」業務となる。また 3 章で述べが、生瀬自治会では地域内の浄化槽の設置（市が許認可する事項）に関して、まず自治会でその可否を判断するという「権限」を西宮市の了解のもとで得ている。これは地域の方から望んで特定の役割を「もらった」事例と言えよう。

また鳥越は、地域の中の各種の住民団体と地域自治会との関係について「オヤコの関係」というものについても指摘している。現象面而言えば、これはオヤである自治会の中で行っていた事業が自治会を飛び出して、コとして単独の団体を構成すること、またあるいは単独では立ち行かなくなったコが、オヤとしての自治会に引き取られること等を指している。これについては本章で後に生瀬地域内の各種の住民団体を見ていく際に、具体的にどのような「オヤコ関係」が展開されるのかを見ていく。

### 「ムラの政治」の制度的構造

本稿においては、地域自治会というものをムラの政治を支える「制度的構造」として規定している。4 章で見た「ドブ板をめぐるたたかい」と 5 章で見た「地域への帰属意識」を統治するためには、そのための装置として、具体的な組織・団体などの制度的構造が必要である。それが、日本においては近代化の過程で地域に形成された、半ば公的な制度的構造である地域自治会となる。

ここで、ムラの政治と、鳥越による「フリコの関係」「オヤコの関係」の相互の関係を整理してみる。まず「フリコの関係」について言えば、その時の国全体の地方制度によってほとんど大枠が決められるのだが、その中で曖昧になっている部分について、どのような役割分担を行うのか、実際の執行をどのようにするのかについて、地域と行政当局の間で調整を行うのがムラの政治の役割となる。

また「オヤコの関係」について言えば、各住民団体の役職者を選んだり、また団体間の調整を行うのが、ムラの政治の役割である。さらに実は、戦後に地域内で新たに整備された住民団体の多くが、西宮市などの行政の「タテ割り」に応じた団体であって、オヤコの関係を巡る問題の多くは、フリコの関係とも密接に関連することになる。

---

<sup>44</sup> 鳥越皓之、前掲書 62-65 頁

さて、以下で具体的に生瀬地域の自治会と各住民団体の関係について見ていこう。

## 6.2 生瀬自治会と生瀬地区自治会連絡協議会

本稿では、2章で生瀬区会から生瀬自治会への再編成を取り扱い、その後に3章で新たな宅地造成に伴って、地域内に単位自治会が形成されるに伴い、生瀬地区自治会連絡協議会が結成された様子を見てきた。ここではこの2つの組織の関係についてより詳しく述べてい

### 生瀬自治会への再編成により可能となった連絡協議会

3章で述べた通り、樽井氏は生瀬自治会の会合に、新興住宅地の住民を参加させ、各住宅地で単位自治会が結成されるように働きかけている。この点に、古い区会を自治会に再編成したことが効果を発揮している。

古い区会組織の形のままで、恐らくは他の新興住宅地団地にその形式を「輸出」することはできなかった。もとより、地域の中に所有する田畑・山林の面積に応じて徴収される協議費という仕組みが時代に合わなくなっていたことや、区会事業の中心となっていた水道事業の西宮市移管などがあって、生瀬区会は1959（昭和34）年に生瀬自治会に再編成されることになったのだが、このことによって、他の新しい住宅地にも適用可能な自治会という形態が生まれたのである。

その後、各地区の単位自治会の連合体として、1969（昭和44）年に生瀬地区自治会連絡協議会が結成される。この連合体が、生瀬地域全体のムラの政治を支える制度的構造となるのだが、まずその前提として古い区会組織の解体が必要であった。

### 連絡協議会の事業

連絡協議会が結成された後、まずは元々、生瀬自治会が担っていた神社関係の事業が連絡協議会に移された。樽井氏によると、神社やその祭事については地域全体に関わることなので、連絡協議会がそれを担うのが適当と考えてのことという。ただ神社関係の事業は、その後に5章で述べたのように、1976（昭和51）年に憲法上の問題により氏子会として連絡協議会から分かれて別の組織となる。

また生瀬地域全体で交渉する必要があることについては、当然に連絡協議会がその主体となった。3章ではダンプカー公害についての取り組みについて見たが、その後も福知山線複線電化に伴う変電所建設や、176号線の拡幅要求についても、連絡協議会が主体となって対応している。

その他、連絡協議会をその事業面で見ると、昭和59年度の連絡協議会会計報告<sup>45</sup>を

---

<sup>45</sup> 連絡協議会の会計報告などは、毎年度のものが残されておらず、時代毎の変化を追うことができない。これはたまたま樽井氏の手元に残っていた資料『生瀬自治会報』No.18（1985年5月、生瀬地区自治会連絡協議会作成）から引用した。

以下に引用しよう。

【表 1】 1984 年度 生瀬地区自治会連絡協議会会計報告

昭和59年度会計報告

(昭和59年4月1日～昭和60年3月31日)

(1) 収入の部		(円)
前年度繰越金	¥357,549	
会費	¥1,339,560	会員数の95% (会費1ヶ月60円)
助成金	¥1,870,944	防犯協会及び環境衛生協議会より
雑収入	¥82,411	預金利息、県民アンケート手数料
合計	¥3,650,464	
(2) 支出の部		(円)
庶務費	¥59,040	事務用品、役職手当
環境衛生部費	¥13,150	精霊流し、相談日接待他
社会教育部費	¥530,000	盆おどり、敬老会、文化祭補助
防犯部費	¥2,352,963	防犯電灯料、防犯灯新設及び改修
旅費	¥90,500	環境衛生、防犯協会諸会議出席
通信費	¥15,000	通信費
助成金	¥250,000	体振、「宮っ子」編集、子供会、花いっぱい運動
雑費	¥310,400	自治会報、臨時管理人手当
繰越金	¥29,411	次年度繰越金
合計	¥3,650,464	

この会計報告を見て分かるのは「防犯協会及び環境衛生協議会より」の助成金収入が占める割合が大ききことである。この助成金はともに西宮市からのものであり、支出項目での「防犯部費」の大きさを見ても分かるように、割合としては防犯協会からの助成金が大きいと推測できる。これは後述するが、地域の防犯灯などの維持管理費に対する、西宮市からの補助金である。

支出の面で見ると、やはり防犯部費が非常に大きい。盆おどりや敬老会、文化祭などの行事への支出がそれに次ぐ。また体振（後述する体育振興会のこと）や子供会などの地域の中の団体への助成金の割合も大きくなっている。

さて、この会計報告にも出てくる地域の中の個々の住民団体について次に見てみよう。

### 6.3 生瀬地区の住民団体

「住民団体」といっても、その種類はいくつかに分けられる。まず歴史的な経緯で見ると、消防団・青年会（団）の2つの団体が、戦前にまでその起源をさかのぼることのできる団体である。それよりは新しいが婦人会も戦時中に組織された団体である。

戦後に結成された団体としてはPTAがあげられる。第2章で触れた、1957（昭和32）年に結成された生瀬地区自治連合会の構成団体は、以上に挙げた消防団・青年団・婦人会・PTAに生瀬区会と農業会を加えた6団体から成っていた。



また 5 章で述べた浄橋寺の檀家組織である「浄橋寺会」と、生瀬皇太神社の「氏子会」も住民団体として挙げられる。これはもともと生瀬区会、後には生瀬自治会が寺社の事柄にも関係していたのが、憲法上の問題でその後に別個に組織されるようになった宗教関係の団体である。鳥越の「オヤコの関係」で言えば、オヤの自治会から、宗教関係の 2 団体がコとして独立したと表現できる。

### タテ割りに応じた新住民団体

以上に挙げた団体の他に、西宮市に合併された後、市や県の行政当局の様々な「タテ割り」に応じた各種住民団体の整備が求められるようになってくる。「タテ割に応じた新住民団体」とでも言えようか。

こうした住民団体が、建前の上で地域自治会とは別に組織されるのには、やはり戦後しばらくは、町内会・自治会というものが戦時中の戦争協力のイメージから語られ、地域自治会に公然と補助金を出すわけにはいかない事情があった。

西宮市では、1960（昭和 35）年に当時の田島淳太郎市長が、西宮市内全域での連合自治会構想を打ち出し、地域の婦人会・環境衛生協議会などから強い反発を受けた<sup>46</sup>。神戸新聞<sup>47</sup>では「隣組、復活を計画 田島市長が発案 「自由の束縛」と強い反対」という見出しでこの構想が報じられている。結局、西宮市による連合自治会構想は頓挫することになった。

この経験からか、西宮市では直接に各自治会などへ補助を出すのではなく、行政分野毎に別々の住民団体を受け皿として整備し、それに対して補助金を交付するようになる。そして、その受け皿整備を誰が担うのかというと、結局それは、その地域のムラの政治の役割となる。以下、各団体毎に見ていこう。

### 西宮防犯協会生瀬支部

1959（昭和 34）年に生瀬地域に西宮防犯協会生瀬支部が設立されている。実態としては、1957（昭和 32）年に西宮市に合併されたのに伴い、西宮市に既に存在していた防犯協会の事務を生瀬自治会が行うようになったということである。

街灯には、道路交通の安全を図るための道路照明灯と、防犯の観点から設置される防犯灯の 2 種類があるが、このうちの防犯灯を維持管理するのが、西宮市では防犯協会の役割となる。防犯灯の設置や球の交換等が各支部の業務となる。そして西宮市は、この防犯協会に対して防犯灯の電気料金や設置経費の補助を行うという仕組みである。

生瀬地域では、長い間これは生瀬自治会の仕事であったが、1969（昭和 44）年に生瀬地区自治会連絡協議会が発足すると、その連絡協議会防犯部の業務となった。また防犯協会

<sup>46</sup> 拙著「西宮市のコミュニティ行政——西宮コミュニティ協会の設立と『宮っ子』の創刊」西宮市史現代編編集委員会編『市史研究にしのみや』（西宮市、2001年3月）103頁参照

<sup>47</sup> 「神戸新聞」1960年5月27日

生瀬支部長は防犯部長が兼ね、中西勇氏が就任している。

### 生瀬地区環境衛生協議会

西宮市では1957（昭和32）年に西宮市環境衛生協議会が発足している。西宮市の本庁地区などでは存在感の大きな組織であり、一部地域では地域自治会そのものと同じように機能していた。しかし、生瀬地域にその意義が浸透してくるのには時間がかかり、1969（昭和44）年になって藤岡政夫氏がはじめて生瀬地区環境衛生協議会長に就任している。

地域内では、主に公園の清掃や除草、ネズミや害虫を駆除するための薬剤を、西宮市から各戸に手配する事業を行う組織である。これらの事業に対して西宮市から補助金が交付される。こうした事業は、生瀬地域では連絡協議会で処理されており、独立した団体としての存在感には乏しい。

### 体育振興会

1961（昭和36）年、西宮市教育委員会が市民の体育向上を目指し、全市的に普及・組織化を図ることになったのが体育振興会である。生瀬地域では、生瀬自治会の他に消防団・PTA・青年団などで相談し、当時の川島亀吉自治会長を会長として、各団体の役員が参加する形で1962（昭和37）年に発足した。5章でふれたように、1973（昭和48）年以降は生瀬地域の中で10月の体育の日に地域体育祭を主催するのが大きな役割である。

なお2001（平成13）年には、西宮市教育委員会が全市的に体育振興会を「スポーツクラブ21」に移行するように指導し、それに伴い、2003（平成15）年に生瀬地域でも体育振興会が「スポーツクラブ21なまぜ」と称するようになった。

### 青少年愛護協議会

こちらも教育委員会系統の組織である。西宮市では1966（昭和41）年に青少年の健全育成に関係する団体（PTA・地域自治会・婦人会・防犯・民生委員・体育振興会・小中学校）等が集まり、小学校区毎に青少年愛護協議会が結成された。1969（昭和44）年になると、各単位青少年愛護協議会の連絡調整を図るために、西宮市青少年愛護協議会が発足し、助成金として各単位に3万円が支給されることとなった。

生瀬地域では、この青少年愛護協議会の話し合いの中から、子ども会結成の必要性が話し合われ、1970（昭和45）年から動きだされている。子ども会については後に別に述べる。その他、青少年愛護協議会では青少年の健全育成のための講演会などを主催している。

### コミュニティ協議会

西宮市全域での「コミュニティ協会」の設立については、別に拙著の論文<sup>48</sup>があるので、そちらを参照していただきたいが、簡単に述べると、当時の西宮市企画局が中心となって

---

<sup>48</sup> 拙著前掲論文

地域コミュニティ育成のために1979（昭和54）年に発足したのが西宮コミュニティ協会である。主な事業は『宮っ子』という地域交流のための雑誌を、各単位コミュニティ毎の頁（地域版）も加えて、西宮市全域で発行することである。生瀬地域では1980（昭和55）年9月からこの『宮っ子』地域版の作成を行うようになり、そのために生瀬コミュニティ協議会が組織される。なお樽井正雄氏は1994（平成6）年から、西宮市全体の西宮コミュニティ協会の会長に就任する。

以上で、いくつか行政の「タテ割り」に応じた住民団体が、生瀬地域の中でどのように整備されてきたかを見た。そうした団体の事業は、事実上は地区自治会連絡協議会の中で処理されていたり（防犯協会・環境衛生協議会の場合）、あるいはその団体自体が、PTAや青年会などの既存の団体の連合体として結成されたり（体育振興会・青少年愛護協議会）している様子が分かる。

最後のコミュニティ協議会などは、地域の実情をタテ割りでしか把握できていないという問題意識のもとに、西宮市企画局が地域の中で「包括的に」機能する単位として設定した団体になる。樽井氏によると、この「コミュニティ」について、生瀬地域の中で各団体を呼んで説明をしたところ、当時のPTAと体育振興会が「こんなに入ったらまた仕事、役が増えるやないか」「そんなコミュニティなんて何すんねや」と反対したとのことである。地域の中で包括的に機能する単位として、各自治会、自治会連絡協議会も存在するのであるから、こうした反論が出てくるのはもつともである。

このコミュニティ協議会については、樽井氏などは「地域の各団体の横の連携が取れることと、各単位自治会への参加率向上に寄与している」と評価している。「各単位自治会への参加率向上に寄与」というのは、『宮っ子』が毎月自治会加入者に配布されるので、自治会の存在が目に見えやすくなり、加入者も増えるということである。

こうした評価からは、西宮コミュニティ協会もある程度は当初の企画局の意図どおりに機能した部分もあるとはいえる。一方で、タテ割りを打破しようとして、結局はタテ割り組織をひとつ増やしたに過ぎないという評価も地域の中には存在している。

### 世代・性別に応じた組織

「タテ割り団体」とはやや違う位置づけになるのが、地域の世代や性別毎に組織される団体である。婦人会・青年会のほかに、老人会・子ども会がこれに当たる。

### 子ども会

宅地開発の進展とともに、地域の中に子どもが増えてきたこともあり、1970（昭和45）年から樽井氏自身が先頭に立って、子ども会の組織化が図られた。『記録』によると、当時西宮市の中で子ども会について進んだ取り組みをしていたと評価されていた鳴尾地区から秋山さんというリーダーを生瀬地域に招いて、実際に指導を受けている。

その後、1971（昭和 46）年 7 月には生瀬地域の子ども会が正式に発足することとなった。発足当初は、生瀬子ども会が 121 名、青葉台子ども会が 25 名であったが、その後は各単位自治会毎に子ども会が次々と組織されていったという。

現在も子ども会の活動は活発であるが、惣川地区などでは子どもが少なくなり、会の維持に苦勞しているという。

子ども会ではキャンプなどを独自に行うが、5 章でふれた秋祭りの際には、各自治会毎に独自の「子どもみこし」を担ぎ地域内を練り歩く。この子どもみこしは、1973（昭和 48）年に樽に足をつけただけの「樽みこし」として始まり、その後に地域に住んでいる宮大工の尾崎仁氏が、手作業で 1980（昭和 55）年に最初の 1 台を作成、その後も作成を続け、1983（昭和 58）年に 6 自治会 6 台分が完成した。これが現在まで使用されている。

## 老人会

1958（昭和 33）年に、地域内で有志によって老人の組織を結成する話が持ち上がり、同年 11 月 15 日に「不老会」という名称で発足した。事務所は浄橋寺内に置かれた。当時の会員数は 61 名である。

その後、1963（昭和 38）年に老人福祉法の公布に伴い、県・市から老人会に補助金が出るようになる。このとき名称も「生瀬老人クラブ」と変更された。名塩公民館と連携して各種の教養や保健についての講座を開催していた。その後、時期ははっきりとしないが、名塩小学校で年に 1 度、塩瀬地区敬老会が開かれるようになり、生瀬婦人会メンバーの介助を受けながら阪急バスで参加していたが、やや遠方であることもあって参加者は少なかった。そのため、1971（昭和 46）年からは生瀬地域単独で敬老会が開催されるようになった。

その後、樽井氏によれば、昭和 50 年代の間には、地域の人口増加に合わせて、青葉台・生瀬高台・惣川などの各単位自治会毎に老人クラブが結成されるようになったという。これらの単位老人会を取りまとめるために 1985（昭和 60）年に生瀬校区老人クラブ連合会が組織された。

1999（平成 11）年の時点で、生瀬地域における 70 歳以上（この時点で敬老会などの対象になる年齢が 70 歳以上）の老人数は 950 人余りで、その内、老人会に参加している者は半数に満たない 382 名という。

この 2 つの組織は地域の中で重要な役割を果たしている。子ども会は、上で述べた秋祭りの他に、浄橋寺の行事などにも参加し、地域の行事の中で大きな存在感を持っている。また子どもたちや両親が、生瀬地域への帰属意識を持つ大きなきっかけとなる。

また地域の中で、神社の境内や公園の清掃活動を行っているのが老人会である。また兵庫県などが進める「花いっぱい運動」に従事し、地域の小さなスペースにプランターを置いて花を植える活動も老人会が行っている。また生瀬地域内の愛宕山にあるお稲荷さんを

祀る「稻荷奉賛会」の活動も老人会が行っている。

## 婦人会

西宮市の中では戦後にその存在感を増した住民団体に婦人会がある。ただ生瀬地域ではそれほどの存在感はない。資料にもあまり登場しないが、2章で見たように1957（昭和32）年10月1日の生瀬自治連合会には構成団体として名を連ねている。

その後、『記録』によると1975（昭和50）年5月26日に生瀬婦人会が解散している。それ以降は自治会の中の婦人部として活動するようになる。樽井氏によると、解散以前も、生瀬地域では婦人会の存在感はそれほど大きなものではなかったという。

## 6.4 小学校・駐在所・民生委員との関係

地域自治会と行政当局との関係は、各種の住民団体を通したものの他にも、4章でふれた地域内の土地についてのムラの政治との関係から生じるものがある。特に小学校と駐在所の施設に関しては、戦前の生瀬区会時代から、ムラの政治にとって重要な話題である。また西宮市への合併以降は、民生委員などを市に対して推薦する（実際には、成り手を地域の中から探すことも含めて）のもムラの政治の役割となる。

### 生瀬小学校との関係

地域の中にある小学校については、1956（昭和31）年にその運動場が新設される際、区民が総出で労働奉仕したとの記述が『生瀬の歴史』に残っている。その後も、校舎の増築などに際しては、周囲の地権者の理解を得るなどの作業を自治会役員などが中心になって行っている。ただ生瀬区会と生瀬自治会時代の違いは、校舎に使用する寄付金の募集や直接の労力提供は行われなくなったことである。

1970（昭和45）年には、宅地造成などで児童数が増えることが見込まれたため、生瀬自治会から西宮市教育長宛に要望書を提出し、校舎拡張計画を積極的に提案している。西宮市としては大幅に予算が増えるために難色をしめしたが、生瀬自治会の協力によって用地買収が上手く進み、大体において要望通りの拡張が実現していった。1973（昭和48）年3月には鉄筋3階建ての校舎が完成し、学校設立100周年記念とあわせて、完成祝賀会が開催されている。

その後も、何度か拡張が行われるが、用地買収に生瀬自治会が協力し、教育委員会とも自治会役員などが交渉している構図は同じである。

### 駐在所との関係

生瀬区会の時代には、駐在所の建物の修理などは区会の負担で行われていた。1952（昭和37）年ごろになると、戦前からの古い駐在所（1934〔昭和9〕年建築）を建て替えて、新しい駐在所を建設しようという話が出てくる。敷地についてはウィルキンソン鉱泉株式

会社から無償で提供を受けたのだが、建物やその他必要な経費については生瀬自治会が苦労したようだ。1952（昭和 37）年 11 月 11 日の生瀬自治会の経過報告には「駐在所建設について警察署より整地・水道・電気・塀・備品類を地元でしてほしい申入れがあった。自治会としては全条件を受入れることはできない。水道・電気・整地だけすると返事することにする」という記事が残っている。

『生瀬自治会文書』には、その後 1965（昭和 40）年 12 月 20 日付けで地域住民に駐在所建設のための寄付を募る文書が残されている。それによると、工費 180 万円の内、県警が持つのが 70 万円、残り 110 万円を地元の協力によってということになっている。この 110 万円を、当時の生瀬自治会では負担しきれないため、住民から寄付を募ることになったのである。別の資料によれば、最終的には 167 万 6 千円で駐在所は完成している。1966（昭和 41）年 6 月のことである。このときには、さらに電話を自治会負担でつけている。

その後、『記録』には、駐在所の警官と樽井氏とのやり取りが何度か出てきている。主な話題は交通の混雑や混乱についてのものであるが、中には後述する青葉台闘争などの住民運動の様子や、地域内の公明党関係者や共産党関係者の動向を樽井氏に報告している記事も残っている。

このように、駐在所の警官とムラの政治には密接な関係があったことがうかがえるのだが、1980（昭和 55）年に、この駐在所が派出所に昇格し、駐在が廃止され、3 人の警官による 3 交代制が行われるようになると、こうした密接な関係は途切れることになる。交代が生瀬から遠い西宮警察署で行われるため、地域に警察官がいる時間が短くなってしまったのだという。『記録』の中からも樽井氏と警官が話し込むような記述が無くなる。派出所への昇格は地域でも要望していたことが実現したもののだけに、皮肉な結果といえる。

## 民生委員

民生委員（児童委員も兼ねる）の選出については、1976（昭和 51）年度まで塩瀬地区全体として、つまり名塩・生瀬の両地域で委員を西宮市に推薦していたのだが、生瀬地域の人口増加に伴い、両地域で別々に推薦する方法に切り替えて欲しいという要望を、この年度の 5 月 10 日に自治会連絡協議会名で西宮市に対して行っている。

その後、この要望が実現して翌年度からは生瀬地域は独自に民生委員を選出するようになった。なお樽井氏によれば、民生委員が把握していた情報は、ある時期まで自治会長も同時に把握していたのだが、この昭和 50 年代頃からプライバシーの問題が出てきて民生委員から直接に聞くわけにはいなくなり、地域の実情把握の面で困難を感じるようになったという。

## 6.5 小括

西宮市などの行政当局が、地域に対して何かしらの施策をする際には、その受け皿になる住民団体が必要となってくる。「施策」といってもごくミクロなもの、防犯協会が担って

いる防犯灯の電球交換などの維持管理や、老人会の行事に補助金を出すといったものを含めてなのだが、生瀬地域を見るとこうした受け皿となる住民団体を、ムラの政治の中心になる地域自治会がその担い手も含めて調整している様子がよく分かる。生瀬地域においては各単位自治会とその連絡協議会が、ムラの政治を支える制度的構造なのであり、恐らく、他の地域でも同様のことが多いだろう。

同時に、こうした行政の受け皿を引き受けていくことで、ムラの政治の立場も内外に対して強化されていく。とはいえ「タテ割り」で組織される団体や会議が増えると、それはムラの政治で活動する住民にとって、負担に感じられるのも確かである。

1975(昭和50)年に解散した婦人会活動はそうした活動のひとつで、解散後に樽井氏は、全市の連合婦人会長から生瀬地域は婦人会活動に力を入れていないと叱責されたことがあるが、その後も婦人会が自治会から独立した団体にはならなかった。ただ、無くなってしまった婦人会活動も、「オヤコの関係」によって自治会婦人部として形式上は存在を続けることになる。

さて、戦後の生瀬地域には、以上に見てきた生瀬区会以来の伝統によってムラの政治を構成する団体や、西宮市への合併以降にタテ割りに応じて組織された住民団体とは根本的に性格を異にする、住民運動団体が登場する。またムラの政治の側も、行政に対してより实际的に働きかけることのできる代表、市会議員を西宮市に送り出そうとする。

次章では、ムラの政治に対する住民運動の挑戦と、樽井氏の出馬、ムラの政治と市会議員の関係について取り扱うこととする。

## 7. 住民運動・地方政治・自然災害

### 7.1 住民運動の挑戦

#### 1970年以前の住民の運動

生瀬地区内の開発にともなって生じる汚染や生活上の問題について、住民が開発業者や行政当局——戦前ならば有馬郡、戦後の合併以降なら西宮市、あるいは兵庫県や国の地方事務所など——に異議申立を行うということは、戦前から行われていて、生瀬区議会がそうした動きの中心となっていた。

戦後は、砕石工場の建設や武庫川上流の開発により、地区内を流れる武庫川の水質が悪化していった時期である。それまで、阪神間の都市住民が訪れて、キャンプを行ったり、鮎を釣ったり、松茸を取ったりするなど、手軽なレジャースポットとしての性格を生瀬地区は持っていたが、この時期の環境破壊によってその側面を失った。

この時期、生瀬区会では水道事業を営んでいたこともあり、水質汚染に対する住民の不満は高かった。2章で見たとおり、汚染を行う業者との交渉なども行われている。生瀬自治会でも3章で見た「蓬莱峡問題」などに対しては、自治会が業者との交渉や関係当局への陳情を行っている。こうした動きも住民運動と呼んでも良いが、基本的にはムラの政治の延長で行われたものである。

#### 住宅地としての成長と新住民層の増加

3章で見てきたように1960（昭和35）年から1970（昭和45）年間の10年間で、地区内の宅地開発が進展し、生瀬地区の人口は倍増する。この間、ムラの政治の側も、生瀬地区自治会連絡協議会を発足させ、ムラのまとまりを保つべく努力し、一定の成功を収めた。しかしムラの外からやってきた若い新住民層のすべてを、ムラの政治に包括できるわけではない。

こうして生瀬地区が住宅地としての成長を遂げると同時に、ムラの政治に挑戦することもいとわれない、現代的な「住民運動」の担い手が準備されることになる。そしてムラの政治に挑戦する最初の大きな住民運動が、地区内を横断する中国縦貫自動車道の建設をめぐる行われることとなった。これが「青葉台闘争」である。

#### 青葉台闘争

生瀬自治会発足後の生瀬地区において、ムラの政治に対して挑戦するような住民運動はいくつがあるが、もっとも激しかったのが地区内を通過する形で計画された中国縦貫自動車道建設への反対運動（「青葉台闘争」）である。

現在の生瀬の地図を見ると、地区の北を中国縦貫自動車道が東西に走り、ちょうど青葉台地区を二分している（3章【図2】を参照されたい）。この青葉台地区で1971（昭和46）年2月から1975（昭和50）年4月までの約4年間、中国縦貫自動車道の建設に反対する



住民運動が起き、これが「青葉台闘争」と呼ばれる。中国縦貫自動車道沿線での反対運動の中ではもっとも長期かつ大規模な反対闘争となったものである。【表 1】では『日本道路公団 20 年史』の年表より、中国縦貫自動車道整備の動きを抜き出して整理してあるが、1971 年 5 月 2 日にある記事が青葉台闘争の開始を意味する。

【表 1】中国縦貫自動車道整備の動き

日付	道路公団の動き
1970/7/23	中国自動車道中国豊中—宝塚間8.3kmの供用開始。
1971/2/18	中国自動車道西宮東工事（青葉台地区）発注。
1971/5/2	工事中の試験ハッパ事故を契機に公害問題についての住民運動が発生。
1973/11/17	中国自動車道青葉台地区工事に対する住民、支援団体の阻止運動に備え、公団職員の全国動員を行う。
1974/4/7	中国自動車道青葉台地区紛争の早期、平和的解決のため、環境対策の具体的施策を提示。
1974/6/4	中国自動車道西宮北—福崎間49.4kmの供用開始。
1974/7/31	中国自動車道小郡—小月間44.5kmの供用開始。
1974/12/21	中国自動車道津山インターチェンジに自主救急隊を設置。
1974/12/21	中国自動車道美作—落合間42.2kmの供用開始。
1975/4/6	中国自動車道青葉台地区紛争解決「環境保全に関する協定書」を締結、ただちに未着工部分の工事再開。
1975/10/16	中国自動車道宝塚—西宮北間13.2km、福崎—美作間60.2kmの供用開始。

※日本道路公団『日本道路公団20年史』1976年4月16日、608～623頁の年表を元に作成。記事は原文のまま。

中国縦貫自動車道に関連しない記述については省略している

そもそも、青葉台地区の住民にこの高速道路の計画が知らされたのは1969（昭和44）年の正月、西宮市のニュースによってであった。そのときから、計画について心配する住民は多かったが、それほど意識が先鋭化していたわけではなかった。1970（昭和45）年から、道路公団や施工業者の前田建設による説明会が開かれていたが、大きな混乱はなかった。

しかし、そんな雰囲気ガラリと変え、反対運動が大きく盛り上がる契機となる事件が起きる。1971（昭和46）年5月2日、発破の事故が起きたのだ。この一件で青葉台住宅住民の間では高速道路反対闘争が大きく盛り上がることになった。この発破事件について神戸新聞の記事から引用すると次のような様子であったらしい。

「ハッパ事件」の日、朝早く公団の請け負業者が各戸に「ハッパ実験をやる。花火を見るつもりで集まってくれ」とふれて来た。住宅地から道一つへだてた北二十メートル地点の山の斜面。ここにハッパをかけ岩盤を砕く実験で公団は安全性、を確認させて一気に着工するつもりだった。住民十数人の立ち会いの前で、スイッチを入れ

た途端「ドカーン」。岩盤の破片が四方八方へ飛び散った。立ち会った人たちは、命からがら逃げ帰った。実験を知らない人たちはガス爆発と間違える始末。窓に「直撃弾、を食らった家もあった。

ハッパ実験は見事に失敗、逆に反対運動の火ダネに油をそそいだ形になった。<sup>49</sup>

同じ日、『記録』の中には直接に関係する記事はない。生瀬自治会の樽井氏は現場にはいなかったのである。関連するものとしては2日後の5月4日に、次のような記述が出てくる。

青葉台地区の試験発破に対する事故について。中川副会長、阪中書記と意見交換をし、水野会長にTEL。連絡不十分を詰問。

事件についての記述が2日経つまで出てこないこと、また青葉台自治会の会長である水野に、「連絡不十分を詰問」していることから、発破事件については当初、青葉台自治会と生瀬自治会の間で情報の交換がスムーズにしていなかったことがうかがえる。その後、5月5日には発破事件の直接の当事者である請負業者の前田建設と水野会長がそれぞれ樽井氏の自宅を訪問して事件について説明している。そして同日に「前田建設田原所長、福原氏と水野会長と懇談（9日の説明会）」という記述があり（場所は樽井氏の自宅）、事態の收拾のために5月9日に青葉台住民を対象とした説明会を開くための相談を行っている様子が見てとれる。

そして、その5月9日の説明会については次のように記述されている。

前田建設説明会 主体青葉台自治会 約60名 会社側15名

その他 支所長 道路公団

試験発破の不成功に伴う会社側の陳謝と工事概要説明及び質疑に伴う追及 結論出ず自治会側も折渉(マ)人員を絞ってやるべきである。

樽井氏の回想によると、興奮した青葉台住民によってこの説明会は紛糾し、冷静に話し合えるような場ではなかったとのことである。記述の最後にある「人員を絞ってやるべきである」というのは、紛糾を避けるために、そのようにすべきであるという樽井氏の所感であろう。

#### 中国道関係公害対策実行委員会が発足し、ムラの政治と対立

さてその後、6月2日に青葉台自治会臨時総会が開かれ、そこで中国縦貫自動車道の青葉台地区通過について基本的に反対することが確認された。さらに7月6日には青葉台自治

---

<sup>49</sup> 「神戸新聞」1972（昭和47）年8月2日

会内に中国道関係公害対策実行委員会（委員長・伊勢久守男）が組織され、以降活発な反対運動を展開することになった。この対策実行委員会に対しては『記録』では次のように触れられている（7月7日の記事）。

青葉台水野氏 建設公団 前田建設来宅

青葉台地区に対策実行委員会が出来た事について意見交換した。結論として自治会役員で協議し態度を明確にすべきである。又その委員会は認めない。

当時、この対策実行委員会は青葉台自治会の中でも、もっとも反対運動に「熱心な」人々が集まる場所になっており、青葉台自治会の水野会長をつきあげるような動きを行っていた。いわば、対策実行委員会委員長の伊勢と、青葉台自治会会長の水野の間で分裂するような形になっていたのだ。ここから、自治会を中心としたムラの政治と青葉台闘争の間のズレが始まる。

樽井氏としては青葉台自治会がその役員を中心に事態を收拾すべきであると考え、「委員会は認めない」という立場をとった。その一月後、『記録』の中には樽井氏が伊勢と電話で話している様子もある（8月8日の記事）。

TEL 青葉台伊勢さんより。実行委員会は分裂をした（A,B,C）回覧が廻っている現状において、総会の席上で決定された委員会は浮き上がっている事を確認し、早急に態度を決定し、自治会と話し合うべく努力をされる様に連絡した。

「分裂をした（A,B,C）回覧」というのがどのようなものであるかは、資料がないために分からないが、樽井氏によると青葉台の水野会長に対する対策実行委員会側からの誹謗中傷や、それに対する水野会長の反論などの回覧が、当時の青葉台自治会の中では盛んに回っていたということである。そうした分裂した状態を收拾するように、樽井氏は伊勢に電話で話をしたのであろう。

しかし、その後も水野会長と伊勢委員長の対立は続き、1972（昭和47）年4月には水野会長が辞任し、その後任に対策実行委員会側の会長が就任することとなる。それ以降、生瀬地区自治会連絡協議会と青葉台自治会が対立する構図ができあがる。「青葉台闘争」は、ムラの政治と対立し、その権威に挑戦する存在となったのである。

### 部分開通とムラの政治

この後『記録』の1972（昭和47）年6月から1975（昭和50）年4月までの間は、青葉台闘争と中国縦貫自動車道の部分開通への対応についての記述が続くことになる。

「部分開通」とは、青葉台工区の工事が住民闘争によって進まないため、とりあえず、名塩にある西宮北の入口を利用可能にするということであり、既に供用が開始されている

宝塚との間は 176 号線を車が通ることとなった。1974（昭和 49）年 6 月 4 日に実施されている。

青葉台闘争そのものについては、もはや樽井氏が関与できるような形ではなかった。しかし、この部分開通の問題については、樽井氏としては「条件付反対」の立場をとりながら、積極的に動いていく。ムラの政治の立場からする住民運動を展開したのである。

生瀬地区自治会連絡協議会では 1973（昭和 48）年 11 月末から、反対の署名運動に取り組み、関係各所への陳情を行っている。交通公害・ダンプ公害について自治会長に就任して以来取り組んでいた樽井氏としては、部分開通に伴い予想される交通公害への安全を確保することを重要な課題と感じ、そうした問題への対応を行っていったのであった。

『記録』によると、具体的に樽井氏などが生瀬地区住民と協議しながら道路公団に対して打ち出した条件は次の 4 点であった。①「交通信号機の設置と改良」、②「歩道橋の新設と歩道」、③「バス停附近の安全対策」、④「下水溝の整備」。

④だけが道路と関係のないように見えるが、これは 176 号線を横断して武庫川に生活廃水・農業用水などを放出する下水溝のことである。

結果的に、部分開通後にこれらの 4 つの条件は総て受け入れられ、兵庫県と公団によって、整備されることとなった。また、ガードレールやカーブミラーの設置も進み、県道・国道の安全対策については、中国縦貫自動車道の部分開通（1974〔昭和 49〕年 6 月）によって飛躍的に進むことになったのだった。

ただ、青葉台自治会や、青葉台以外でも「一部」（というのはあくまで樽井氏の表現であるが）の住民は部分開通について「絶対反対」の立場をとっていた。生瀬小学校の PTA にも「絶対反対派」の影響力が強く及んだ。樽井氏は、こうした絶対反対派との話し合いや調整に多大な時間を割くこととなる。

後述する樽井氏の出馬の話が出ていたためか、粘り強く地域の中で意見をまとめるべく奔走する様子が『記録』からはうかがえる。しかしながら、青葉台自治会の絶対反対派とは最後まで合意するにいたらなかったようである。『記録』には樽井氏が初出馬する市会議員選挙を控えて、「公示の直前に、（生瀬地区自治会）連絡協議会の本質及び理事長個人（樽井氏のこと）に対する中傷の文書が、青葉台自治会より流布された」という記述がある。

### 青葉台闘争の終焉

1975（昭和 50）年 3 月に至り、青葉台自治会住民はトンネル方式の採用など、公団側の大幅な譲歩を勝ち取り、4 月 6 日には両者の合意のもとに西宮市が立会人となって、青葉台地区における環境保全に関する協定書を締結するに至った。このトンネルは現在の中国縦貫道にも「青葉台シェルター」として残っている。ここにおいて、基本的に青葉台闘争は終了することとなる。

『記録』やその他の生瀬自治会の文書を読む限り、この協定については生瀬地区自治会連絡協議会としては関係していない。従来のムラの政治とは関係のない部分で、青葉台闘

争は終結したといえる。道路公団も、立会人となった西宮市も、最終的には直接に工事現場を占拠して、激しい反対闘争を行っていた青葉台自治会住民を交渉相手としたことになる。

このことから、いついかなる場合でも生瀬地区自治会連絡協議会が地区の最終的な代表として扱われる訳ではないことが分かる。青葉台闘争では、青葉台地区住民は工事現場に廃バスを置き、実力で工事を阻止していた。このように現場で激しい闘争を展開しており、また当事者性も強い青葉台自治会とその公害対策委員会が最終的には代表者として扱われたのである。とはいえ、ムラの政治に基づいた運動も、部分開通との取引として安全対策について一定の成果はあげている。

### 青葉台闘争とその後

青葉台闘争をたたき抜いた青葉台自治会は、その後、生瀬地区自治会連絡協議会の中で、樽井氏によるとやはり他の自治会とギクシャクした関係になったそうである。しかし闘争が終わった後には、表面上の関係はまたたく間に修復された。『記録』によると、1975（昭和50）年7月には生瀬地区自治会連絡協議会の会合に、かつての「部分開通絶対反対派」も含めた青葉台自治会役員が出席し、地域の盆踊りなどについて例年通り打ち合わせを行っている。

その後、青葉台闘争に参加したメンバーなどによって、生瀬地区自治会連絡協議会の規約について部分的な改正案などが7月の集まりで提起されている。『記録』を見る限り、提起された重要な部分としては、参加している単位自治会が連絡協議会の決議に対して「拒否権」を発揮できるようにするという修正案であるが、これは結局は採用されなかったようである。

その後、中国縦貫自動車道が10月16日から全通することになったが、地域の中で混乱は無かった。全通後の騒音測定などについても生瀬地区自治会連絡協議会を通して日本道路公団に要望している。闘争終結後、ムラの政治の体制は通常に戻ったようである。

青葉台闘争の中心メンバーには、闘争中は生瀬地区自治会連絡協議会の体制を「保守的」とであると激しく攻撃していた。当時、地区内にばら撒かれたという「中傷ビラ」などはそういう内容であったと樽井氏はいう。ビラそのものは残っていないので、資料的に裏付けることはできないが、「神戸新聞」の1973（昭和47）年8月2日の連載記事「中国縦貫の波紋<1>」では、反対運動側から見た生瀬自治会について次のように書かれている。

自治会役員に運動を起すようかけ合ったが「暴力学生じゃあるまいし…」と一しゅうされた。当時、青葉台の人たちは川向こうの生瀬自治会に属していた。西宮市との合併（昭和26年）前から典型的な農村地域で、保守的な土地柄だけに「お上にさからうとためにはならない」式の声が新参ものの意見を押しつぶした。

1章や3章で指摘したように、宿駅から住宅地化していった生瀬は「典型的な農村地域」ではなく、樽井氏によると反対運動について「暴力学生じゃあるまいし…」と誰かが一蹴したような事実もないとのことであるが、青葉台闘争に参加した新住民たちが、記事に書かれているような感覚を、生瀬のムラの政治に対して持っていたのだろうとは推測できる。しかし闘争終結後、ムラの政治そのものを変えていくような動きが、こうした新住民から継続的に行われることはなかったようである。

## 7.2 自治会と地方政治

「ドブ板をめぐるたたかい」で描いたような、土地の境界や道路、水路にまつわる調整を行うのが「ムラの政治」の機能であり、地域自治会（地域によっては部落会・区会）に接続される住民組織の編成がその舞台となる。

そうした調整の過程で、樽井氏を始めとするムラの政治の担い手が市や県の行政当局と話をしなければならない場面は多い。地域代表性を持ち、半ば公式の存在と見なされる地域自治会からの声は、当局からも重視される場合が多い。

しかし単なる調整ではなく、新たに予算を獲得しなければならないような「踏み込んだ施策」を地域に持ってくるためには、当局の担当職員との話だけでは不足である。そのためには地方議会の議員と調整し、議会に働きかける必要がある。ここで「ムラの政治」と地方政治との接点が必要となる。

「ムラの政治」の要求を議会に届けるのにもっとも都合が良いのは、自分たちのムラから議員を出して議会に送り込むことである。ただこれは簡単にはいかない。適切な候補者がいるかどうか、他の議員や議会の会派との調整——特に、日頃から世話になっている議員個人や会派との調整——、「ムラの政治」内部の状況——選挙運動にムラのメンバーをどこまで動員できるか、分裂することはないか——などの問題を解決しなければならない。

また議会では「ムラの政治」の面倒を見る以外に、様々な仕事をこなさなければならなくなる。影響力を持たなくては大きな仕事はできないが、議会で影響力を持つべく忙しく動いていると、肝心の足元である自分の「ムラ」との接点が薄くなってしまう場合もある。以下、生瀬地域のムラの政治と西宮市会との関係について見ていくこととする。

### 自治会発足当時の西宮市議会議員との関係

1951（昭和26）年の西宮市への合併後、生瀬簡易水道の件をはじめ、その他の上述したような課題の解決のためには、西宮市との折衝が不可欠であった。塩瀬村の時代には、村議会に地区の代表を送っていたが、合併後は市議会へ働きかけるための代表が必要になる。自治会役員も、水道に関する件では市の塩瀬支所や本庁に度々陳情に行っていたようだが、生瀬地区と縁の深い市会議員に間に入ってもらったこともあった。

1959（昭和34）年、生瀬自治会が発足した当時、生瀬地区内に居住している市会議員はいなかったが、自治会の例会などに出席していることが資料から確認でき、また名前が話

題に出てくる市会議員が2名いる。

1人は名塩を地盤としている八木米次<sup>50</sup>市議であり、もう1人は生家が生瀬にあり区内で応援する住民も多かった田中治市議である。どちらも保守系無所属の市会議員である。自治会の資料の中では、3章で述べた「蓬莱峡問題」、すなわち日本シャフトKKによる太多田川の汚染問題に関連して、自治会の例会にこの2名の議員が出席している<sup>51</sup>。

この2名のうち、田中市議は西宮市の本庁地区で弁護士を営んでいたのが、1959（昭和34）年4月に市会議員に当選したものである。生まれは生瀬であり、また親戚も多く生瀬に住んでいたため、生瀬の住民の多くが応援して当選した（田中の1959年の選挙での総得票数1905票の内、生瀬が含まれる第4選挙区での得票は504票であり、この票の大半は生瀬地区のものであると推測できる）。当選当時は34歳の若手で、生瀬地区住民は地区と市会とのパイプ役を田中市議に期待していた。

しかしながら、1960（昭和35）年頃から西宮市議会を大きく揺るがせ、保守系も2分した「日本石油コンビナート誘致問題」に、田中市議は誘致反対派として誘致促進派の田島淳太郎市長と真っ向から対立した。その後、結局はコンビナートの誘致は断念され（1962年9月）、翌年4月の市長選では、田島市長は誘致反対派の押す辰馬龍雄候補に敗れ、誘致反対派が勝利する。それにもかかわらず、田中市議は激しい政争に疲れたのか、2期目には出馬自体を断念して、市議を辞め弁護士業に再び専念することとなった。

こうした事情で田中市議がいなくなった後、生瀬地域のムラの政治にとって、最も親しい市会議員は八木市議であった。八木市議は1959（昭和34）年当時は市会議長を務めていた。議会では塩瀬村出身として北部の利益を代弁者していた。そのため、生瀬地区も八木市議を頼りにするところが大きかったのだが、同市議が名塩出身ということもあり、名塩地区の整備の方を生瀬地区に比べて優先しているのではないかという不信任は拭えなかった。

## 支所への不信

例えば、1963（昭和38）年の生瀬市民館建設に際して、生瀬地区としては2階建ての市民館を熱望しており、建設の調整にあたって地区が頼りにしていた八木市議も、当初2階建ての計画を約束していた。しかしその後、八木市議は支所に遠慮をして生瀬地区と充分な相談のないままに1階建ての計画に変更してしまったのである。

また合併から時が経つにつれ、生瀬地区の住民には名塩の整備が先行して進むように見え、「支所は名塩村のことは黙っていてもやるが、生瀬のことは何もしてくれない」との意識が生瀬地区の住民に強くなっていった。

こうしたこともあって、生瀬地区の発展のためには、八木市議や塩瀬支所だけに頼って

---

<sup>50</sup> 後、西宮市長（1980年11月～1992年11月）。

<sup>51</sup> 前出『生瀬自治会 昭和35年度事業報告 決算報告』より。この2名が出席しているのは1959（昭和34）年8月10日の例会である。

いられないという意識が、生瀬自治会を中心に地区に強くなった。そのため、生瀬出身の市議が必要であると認識された。この地区の願いは1975（昭和50）年に樽井氏が市会議員に当選することによって実現するのであるが、それまでの間はなかなか適当な人材を得られないでいたようである。

### 樽井氏の市会への進出

樽井氏を市会を送り出そうという動きが始まったのは、『記録』によると1973（昭和48）年6月2日である。この日の生瀬自治会例会の記述中に、「市会に地元から会長をすいせんする件について」という一文があり、ここで初めて樽井氏の市議会への出馬が自治会の話題となっている。本人の決心としてどの時点で出馬を決意したのかについては、樽井氏は「自治会でみなさんの推薦をうけて、すぐに決心した」と証言している。

当時、国鉄では在職したまま市議や県議へ出馬することが可能であった。列車指令から立候補する例が多く、樽井氏の様に信号課からの出馬は珍しいそうだが、兼業が認められる点には変わりがなかった。万が一、落選してもまた国鉄へ戻れるし、また当選後も国鉄での職はそのまま保証されるのである。このことも、樽井氏の決心を容易なものにした条件であった。

小学校時代の同級生であり友人の前田氏に後援会会長をお願いし、1974（昭和49）年ごろから事務所を開いて選挙運動を準備して行った。頼みとする地盤はもちろん生瀬地域だが、それ以外の地区の票も集めるために西宮市の本庁地区などでも小集会を開くなどした。同じ西宮市北部には八木米次市議がおり、生瀬の近くだからといって、北部地区の名塩や山口で選挙運動を行う訳にはいかなかったのである。

### 選挙戦

1975（昭和50）年4月が市会議員選挙であった。このとき、青葉台闘争により生瀬地域が割れていたのが、樽井氏にとっては厳しい条件に見えた。先述したように、青葉台自治会からは樽井氏を誹謗中傷する文書もばらまかれていた。

さらに、同じ生瀬地域に住んでいる生瀬悦子氏が同時に市議に立候補することになった。社会党が推薦する同候補は、青葉台闘争に直接関係をもっていたわけではなかったが、闘争にからんで生瀬自治会や自治会連絡協議会に批判的になった住民の票が、生瀬悦子候補に流れることが予想された。

1975（昭和50）年4月27日の投票日、いざ、蓋を開けてみれば、樽井氏は当落ラインの1,900票を400程上回る2,399票の得票で当選した。一方、生瀬悦子の総得票数は3,774で樽井氏を大きく上回っていたが、生瀬が含まれる北部地区ではわずか99票を獲得しただけであった。同じ北部地区の開票区で樽井氏は1,653票を獲得していた。八木市議との「地割」が有効に機能していたと仮定すれば、この1,653票の大半は生瀬地区住民の票であると推測できる。



## 当選後の立場

その後に樽井氏は西宮市市会議員を4期務めることになる。1975（昭和50）年4月から1991（平成3）年3月までである。当選後しばらく、樽井氏は生瀬自治会と生瀬地区自治会連絡協議会の2つの会長を務め、同時に国鉄にも勤務していた。これでは忙しすぎたため、まず1978（昭和53）年3月に国鉄を退職している。

その後、議員の任期を重ねる中、『記録』によると1984（昭和59）年に生瀬自治会の会長から退こうと試みるが、このときには後継者が見つからなかった。結局、1986（昭和61）年になって、後継者を得て生瀬自治会会長から退くことになる。

議員在職中、生瀬地区自治会連絡協議会会長はずっと務めることとなる。1988（昭和63）年5月から1年間、市会議長を務めていた間だけは代理を立てていたが、その後も連絡協議会会長は務めつづけ、1991（平成3）年3月に市会議員を辞めた後も、1995（平成7）年に阪神・淡路大震災への対応中に胃潰瘍で入院するまでは連絡協議会会長を続けていた。

## 福祉山線複線電化

さて市会議員に当選後、樽井氏が最初に市議会で質問したのは1975（昭和50）年9月、福知山線の複線電化問題についてであった。この当時、西宮市議会側と国鉄・兵庫県側で福知山線複線電化を巡って意見の対立があった。西宮市議会は新線建設について名塩・山口地区を通すべきだと既に採択していたのだが、この点で国鉄や県と折り合いがつかないであった。

既に線路が通っている生瀬地区にとっては、早々に複線電化される方が都合が良かった。さらには国鉄に勤務している樽井氏にとって、国鉄の利益を代弁することもやりやすい。そこで国鉄・県の主張の線に歩み寄るように市議会の中で活動したのである。

結果としては名塩・山口双方に新駅を設けるのは難しいため、名塩のみに新駅を建設することで西宮市議会と国鉄・県の間で合意ができた。その後は樽井氏としては、複線電化がスムーズに進むように、生瀬地域内の用地買収に力を注いだ。また電化のために必要な変電所の建設について、地域の理解を得るように務めていった。

1986（昭和61）年11月には複線電化事業は完成し、新たにできた西宮名塩駅周辺で祝賀会が開かれた。

## 生瀬地域からの陳情団

ムラの政治にとって、樽井氏が市議に当選してから変わったのは、西宮市への陳情団が組織されるようになったことである。1981（昭和56）年度からのことだ。

前年の1980（昭和55）年11月から、北部出身の八木米次氏が市長になっており、八木さんなら話がしやすいということで、この年度から毎年、生瀬地区自治会連絡協議会役員などから成る陳情団を組織して市役所に向い、八木市長に挨拶した後で、樽井市議が案内

して市役所の関係部署に陳情して回ることが行われるようになった。

### 市議とムラの政治

市会議員になったことで、生瀬地区からの要望などが取り上げられやすくなったのかどうかを、直接に樽井氏に尋ねたところ「無理なことが通るといえることはないが、市に案件を上げるスピードは早くなり、また市の対応も早い」ということであった。

このあたり、『記録』や自治会の文書から実証することは難しい。自治会文書によれば、西宮市長などへの要望書は樽井氏が市会議員になる以前からも毎年のように出されている。ただ福知山線の電化について西宮市議会に影響力を与えたような仕事は、確かに市議の立場にならなければ難しかったと思われる。

### 7.3 ムラと自然災害

自然災害に対してどのように備え、起きたときにどのように対応するかは、ムラの政治にとって課題のひとつである。武庫川流域にある生瀬地域にとっては、水害への対応が度々課題となった。戦後についていえば、1960（昭和 35）年 8 月に台風 16 号のために太多田川が氾濫し民家が流出、2 名が死亡している。

その後、1972（昭和 47）年には集中豪雨のため地域内で土砂流出がおり、生瀬市民館に避難所が開設されている。

#### 1983 年の台風 10 号の被害

特筆すべき被害が出たのは、1983（昭和 58）年 9 月の台風 10 号による災害だった。太多田川沿いの森組の採石場では、山崩れのために事務所が流出し、死者 8 名、行方不明者 1 名が出た。この捜索のために、生瀬消防団は 1 ヶ月以上、武庫川沿岸に出動することとなった。

また、高台地区では土砂流出があり、各地で道路決壊や床下浸水が発生したので、生瀬市民館、惣川集会所、他 1 ヶ所が避難所となった。周囲の幹線道路も水没したので、生瀬地域は一時期、陸の孤島となった。

武庫川も氾濫し、生瀬地域の西の端に位置するリバーサイド住宅（生瀬地域に接しているが、隣の木之元地区の自治会に所属していて、生瀬地区自治会連絡協議会の範囲外である）の大部分が床上浸水した。惣川北の町の在日朝鮮人家屋も流出しかかったので、家財道具などを運び出したそうである。また惣川南の町でも民家が浸水し、住民は避難した。

なお、樽井氏によれば、このときの対応を反省して、地域に消防団以外の防災組織が必要だと認識したとのことである。救助や捜索などで出動しなければいけない消防団では、避難所の運営や地区内の連絡については対応できないということが認識されたのである。この認識は、阪神・淡路大震災の際に部分的に生かされることとなった。

## 1995年の阪神・淡路大震災

1995年1月17日の阪神・淡路大震災では、生瀬地域にも被害があった。地域内で死者3名、全壊100戸以上、半壊200戸以上の被害が出たという。阪神間の他の地域でも大きな被害が出たため、相対的に小さく思えるが、生瀬地域だけを考えるならば、大災害であったと言える。

生瀬消防団は、より被害の大きな六甲山の南側の救援活動に向っていった。地域の中では生瀬地区自治会連絡協議会が地域対策本部を設置し、西宮市との連絡、避難所の運営などを行うこととなった。

樽井氏は、このときの様子を自伝<sup>52</sup>に書いている。朝、地域内の各地区の被害状況を確認した後、避難所になっていた生瀬小学校の体育館に戻り、避難者が集まっているのを見て炊き出しが必要だと思い、市民館で調理を始めたが、丁度、飯が炊き上がったときに、都市ガスが止まったという。

その後、樽井氏は、主にこの生瀬小学校体育館避難所の運営にあたりながら、塩瀬支所に救援物資を要請し、また各自会長を集めて被害状況を報告させている。さらに各家庭毎に被害状況をアンケート調査してもらうように各自治会長に依頼している。このあたりの対応の速さは、生瀬地域のムラの政治の力を示している。

とはいえ、その後の救援物資の配分などでは、他の単位自治会の内情までは良く把握できず、勝手なことをした自治会が多いと自伝には書かれている。その後も、樽井氏は避難所の運営や救援物資の手配に忙殺され、2月頃には胃潰瘍を悪化させ入院することになった。

樽井氏の自伝を読むと、阪神・淡路大震災に際しての生瀬地域は、決して良く統制が取れていた訳ではないようにも読める。とはいえ、当時の被災地全体を見回せば、どこの地域でも地域自治会が避難所の運営にまでタッチできていた訳ではない。被害程度などを抜きに比較することは難しいが、地域自治会を基盤に避難所運営や救援物資の手配までを震災直後から行えたのだから、地域として良く震災に対応できたと言えるだろう。

入院前から、樽井氏が塩瀬支所に要望していたのが、地域の近くに仮設住宅を建設することだった。その甲斐あってか、3月には生瀬地域内に35戸の仮設住宅が建設されることとなった。その後も、まだ避難所に残る人々を回って仮設住宅入居の希望を聞き、遠くの西宮市役所まで仮設住宅の手続きに行かずに住むように、樽井氏が手続きなどを代行して行っている。

---

<sup>52</sup> 樽井正雄『夢破片（下）』2000年8月

## 終章

以上、主に 1959（昭和 34）年から 1995（平成 7）年に至るまでの生瀬地区について、樽井氏の動きを中心にして眺めてきた。ここから何がいえるのか、本稿によって明らかにしたことを整理していく。

### ムラの政治の戦後史——開発に協力する自治会

2 章および 3 章では生瀬地区におけるムラの政治の戦後史を、ほぼ時系列に沿って見てきた。ここから明らかになるのは、戦前から続く区会組織が、戦後の西宮市への合併による水道事業の消滅と、地域の生活者の現状に沿わなくなり廃止されていくということである。

特に、田畑や山林の所有に応じた協議費や財産所有高に応じた区費の徴集などの制度が、新たな住民も増えつつあった生瀬地域の実情に合わなくなってくる。そのため、地域の中の住民団体が集まり、ムラの政治の仕組みの再編成が行われることになる。この再編成の結果、誕生したのが生瀬自治会である。

こうして誕生した生瀬自治会は、宅地開発ブームが起きた生瀬地域内の新たな住宅地にも、その制度の形式を「輸出」し、単位自治会を整備する。そして、各単位自治会を包括する制度として地区自治会連絡協議会が整備されることとなった。

こうした制度的構造の整備は、何のために行われたのか。地区のさらなる開発を円滑に進めるためという側面が大きい。「円滑に」ということで、乱開発や公害に対して反対する側面もあるのだが、基本的には、戦後の生瀬地域のムラの政治は、高度経済成長期の生瀬地域の都市周辺化という現状に対応するためにその体制を整えていったように見える。

宅地開発業者や砕石業者と開発のための協定を結ぶ主体として、また宅地開発に応じて小学校の増設や道路の拡幅、交通公害への対応を市や県の当局に要求する主体として、生瀬地域のムラの政治は活動している。

地域の開発による発展は、ムラの政治の担い手にとっても悲願であった。樽井氏はその自伝の最後で次のように述べている。

（前略）旧住民を中心として、人口が増え街も活性化し発展することを願って協力をしてきたのである。

ここで考えられるのは、街の発展のためには多少の犠牲を払う事も止むを得ないと思う。昔から住み着いている人はその辺の事情も理解しているが、新しく生瀬に住まわれる人達は、自分勝手な理屈を言うのが多いのである。特に最近では自然破壊とか環境問題を取り上げる傾向が強いのである。社会の流れとして当然かも知れぬが現実を見つめた時、理想論どおり行かない場合もある。その辺の接点が難かしい。<sup>53</sup>

---

<sup>53</sup> 樽井正雄『夢破片（下）』2000年8月、55頁より

まさに、樽井氏の足跡は「人口が増え街も活性化し発展することを願って」懸命にムラの政治の舞台上で活動してきたものだと言える。

行政学者の進藤兵は戦後地方自治史を振り返る中で高度成長期に地域開発を推進した枠組を開発主義レジームと名づけ、それが「中央官庁+政権与党+草の根保守支配層+大企業」によって担われていたとし、その中で「草の根保守支配層」は政権与党（自民党）の利益誘導政治によって政治的に動員され、開発を地域社会レベルで支えた存在であると規定している<sup>54</sup>。

生瀬地区のムラの政治は、まさに開発を地域社会レベルで支えた存在であると言える。ただ政権与党（自民党）の利益誘導政治によって政治的に動員されたというよりは、2章から4章で見てきたように、よりミクロな利害調停にその場で応じることを重ねていくことで、その結果として、ムラの政治は開発を地域社会レベルで支える存在になっていったと言えるのではないだろうか。そして戦後のムラの政治の担い手の意識の中心には、ある種の素朴な「成長と開発」への信奉があった。そのため、結果としては、まさに開発のために政治的に動員されたと言えよう。

#### ムラの政治の構成要素——ミクロな場所の紛争・住民の帰属意識・制度的構造

4章以降では、ムラの政治を構成する要素を3つに分析し、それぞれについて整理して記述し明らかにした。3つの要素とは、ひとつは里道や水路などをめぐるミクロな場所をめぐる紛争（ドブ板をめぐるたたかい）とその調停、もうひとつは住民の地域への帰属意識、最後に地域自治会や各種住民団体などの制度的構造の維持と再編成である。

ここでは、この3つの——場所をめぐる紛争、場所への帰属意識、場所を統治する制度的構造——関係を整理して見てみよう。

戦後の生瀬地域におけるムラの政治の、最小単位のたたかいは、里道と側溝をめぐる住民同士の紛争——「ドブ板をめぐるたたかい」——であった。この「たたかい」を調整するための能力は、地域の実情の細かな把握と、地域の内部の土地の権利関係の把握に由来していた。ある意味で、近代的土地所有制度が整備される過程における矛盾——里道・水路・法面などの処理、財産区有財産など——がムラの政治の担い手にドブ板をめぐるたたかいを通して地域を統治する力を与えていることを4章では明らかにしている。これがムラの政治の力のひとつの本源である。

とはいえ、この力だけでは必ずしも様々な紛争を調整しきれわけではない。西宮市や兵庫県などの関係当局に仲介や要望を行う必要も出てくる。その際には、地域自治会という、ムラの政治を支える制度的構造が持つ、地域代表制が活用される。また行政当局も各種の施策を地域の中で実行するために、ムラの政治のこうした制度的構造を利用するのである。こうした有様を6章で明らかにした。

---

<sup>54</sup> 進藤兵「地方分権「改革」と自治体運動」『講座現代日本4・日本社会の対抗と構想』大月書店、1997年7月

またムラの政治への参加者を獲得するために「地域への帰属意識」をどのように住民の間に涵養するのか、また既存の帰属意識とどのようにつきあうのかが、より長期的な課題として登場する。地域への帰属意識の差は、7章で見たようなムラの政治に挑戦する住民運動を生み出す原因になると地域では認識された。青葉台闘争では「新住民」が「旧住民」と激しく対立し、ムラの政治に挑戦する構図が現れた。こうした事態への対応として、新しく開発された地区に住んでいる住民を、どのようにムラの政治の中に取り込むかという課題が樽井氏をはじめとするムラの政治の担い手たちに強く意識されることになる。そのために地域の中での宗教的・文化的な資源を動員して、ムラの政治は住民の地域への帰属意識を涵養するよう努力が成されたのである。

共同性を失った地域の中で、それは容易な作業ではない。6章で見たように、1978年の青年会の解散や、1980年代を通しての各種行事や団体への参加率低迷などに示される帰属意識の低下に生瀬地域のムラの政治も悩まされた。しかし1990年に新たな青年団が結成され、その後は祭などの行事もにぎやかになり、「帰属意識の復権」とでもいう動きが近年に起きている。

## まとめ

本稿によって、生瀬地区における「ムラの政治」の戦後史を記述し、戦後の区会の衰退・宅地開発ラッシュ・激しい住民運動の挑戦・帰属意識の変化などに対して、ムラの政治そのものがどのように変化していったのかを明らかにしてきた。その結果、高度経済成長期の開発を促進する主体として、どのように生瀬地域のムラの政治が形成されたのかを明らかにすることができた。

またムラの政治は、ドブ板をめぐるたたかい・地域への帰属意識・制度的構造としての地域自治会の3つの構成要素に分けられることを明らかにした。これにより、戦後日本の保守政治と地方政治を考える際に重要かつ基礎的な単位となる、ムラの政治の運動とその構造を明らかにできた。個々の住民の生活要求をマイクロな場所をめぐる政治ですくい上げ、住民のムラへの帰属意識と各団体の制度的構造を再生産し続けることによって、生活の場所から開発への住民の合意を取り付け、動員を果たすのが、戦後日本のムラの政治なのである。

## 付録（1） 生瀬地区自治連合会規約

（原文は縦書き）

第一条（名称） この会は生瀬地区自治連合会と謂う

第二条（目的） この会は地区住民生活の向上発展を目的とする

第三条（構成） この会の会員は生瀬地区の区会及び左の各団体役員で構成する（消防団、PTA、青年団、婦人会、農業会、その他）

第四条（役員） この会に左の役員を置く

会長一名、副会長二名、会計一名、幹事 若干名

第五条（役員の職務） 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。会計は会の会計事務を掌理し、幹事は会長の職務遂行に参画する

第六条（役員の任期） 役員の任期は一年とし重任は妨げない。役員に欠員を生じた時は直ちに後任者を定めなければならない。後任者は前任者の残存期間とする

第七条（役員の選出） 役員は会員の中から無記名投票による選出を原則とするが互選することもできる

第八条（会議） この会は毎月1回例会を開き住民の意思を反映し必要な施策を立案提議し又は審議する。会議運営上必要あるときは会長使命又は会員互選による議長を置く、又会長が必要ありと認めたととき及び会員の三分の一以上の要求ありたるときは臨時に召集する

第九条（議決） この会の審議で議決を必要とするときは出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は会長が決定する。但し議長おきたるときは議長が決定する

第十条（規約の改正） この規約の改正は会員の三分の二以上の賛成を要する

付則 この規約は昭和三十二年十月一日から実行する

## 付録（２） 生瀬自治会規約

### 第一章 総則

（名称及び性格）

第一条 本会は生瀬自治会と称し地区の最高決議機関である。

（目的）

第二条 本会は生瀬地区住民の意志を反映し必要な施策を立案提議又は審議をなし以て生活の向上発展を期するを目的とする。

### 第二章 組織

（構成）

第三条 本会は各町より選出された議員及び役員で構成する。

（専門部）

第四条 本会に次の専門部を置く。

- イ 施設部
- ロ 水道部
- ハ 厚生部
- ニ 衛生部

### 第三章 議員及び役員

（議員の選出及び任期）

第五条 議員選出の比率は二十世帯に付き一名とし、任期は二ヶ年とし、一月改選とする。但し世帯数の端数は切上げる。

（役員）

第六条 本会に左の役員を置く。

- イ 会長 一名
- ロ 副会長 二名
- ハ 会計 一名
- ニ 各部委員 若干名
- ホ 書記 一名
- ヘ 会計監査 二名

（役員の仕事）

第七条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐又は代行する。会計は会の会計事務を掌理し、各部委員は各々専門部会につき協議善処する。会計監査は本会の会計を監査する。

（役員の仕事）

第八条 役員の仕事は二ヶ年とし、再選は妨げない。欠員補充によって就任したものの仕事は前任者の残存期間とする。



(役員を選出)

第九条 会長は選考委員によって選出する。副会長は議員中より会長が委嘱し、会計及び各部委員は互選する。会計監査は無記名投票により選出する。

#### 第四章 会 議

(会議の招集及び成立)

第十条 本会は必要ある都度会長が招集し、議員の三分の二以上の出席ある場合に成立する。

(議長)

第十一条 会議の議長は会長が掌る。会議運営上必要あるときは会長指名又は議員互選による議長を置く。

(議決)

第十二条 会議の議事は出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

#### 第五章 その他

(会計年度)

第十三条 本会の会計年度は毎年一月一日に始まり、十二月三十一日を以て終る。

(規約改正)

第十四条 本規約改正は議員の三分の二以上の賛成を要する。

#### 附 則

第一条 本会の役職手当を左の如く定む。

イ、 会長	1000 円
ロ、 副会長	200 円
ハ、 会計	500 円
ニ、 各部々長	100 円
ホ、 書記	200 円

第二条 本会の目的達成のため出張を命ぜられたものについては左の手当を支給する。

イ、 交通費	実費
ロ、 手当	200 円

第三条 この規約は昭和三十四年一月一日より実施する。

(確認事項)

イ、 議員選出は改選時期前の十二月三十一日現在の世帯数を基準とし途中の増減は考えない。

ロ、 選考委員は議員互選で選出する。但し議員とは新議員のことである。

以上

※樽井正雄氏所蔵。おそらく生瀬自治会のもっとも初期の規約であると思われる。

## 【参考文献】

### 【A.研究書】

- 中川剛『町内会—日本人の自治感覚』中公新書、1980年5月  
吉原直樹『地域社会と地域住民組織—戦後自治会への一視点』八千代出版、1980年5月  
岩崎信彦他編『町内会の研究』御茶の水書房、1989年2月  
鳥越皓之『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程—』ミネルヴァ書房、1994年2月  
高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、1997年1月  
渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本4・日本社会の対抗と構想』大月書店、1997年7月  
西宮現代史編集委員会編『西宮現代史』第3巻、西宮市、2004年12月  
西宮現代史編集委員会編『西宮現代史』第1巻Ⅱ、西宮市、2007年12月  
ジェラード・デランティ著、山之内靖・伊藤茂訳『コミュニティ』NTT出版、2006年3月  
シドニー・タロー著、大畑裕嗣監訳『社会運動の力—集合行為の比較社会学』彩流社、2006年5月

### 【B.地誌・自伝】

- 『有馬郡誌（上下）』有馬郡誌編纂管理者、1929年（復刻版1974年）  
松岡孝彰『生瀬の歴史』西宮市塩瀬町生瀬、1957年5月  
樽井正雄『自治会記録』1969年4月～1994年12月  
八木哲浩監修『名塩史』財団法人名塩会、1990年11月  
樽井正雄『夢破片（上）』1999年4月  
樽井正雄『夢破片（下）』2000年8月  
※その他、生瀬自治会所蔵「生瀬自治会文書」収録資料および樽井正雄氏所蔵の資料を適宜参考にした

### 【C.その他】

- 『百年の歩み』西宮市立生瀬小学校、1972年  
『日本道路公団20年史』日本道路公団、1976年4月  
『西宮市水道70年史』西宮市水道局、1994年9月